

茶
初
圃

編
纂
表
貝
會
編

たか田

編纂委員會編



高田町役場



役場旧庁舎
(壽量院)

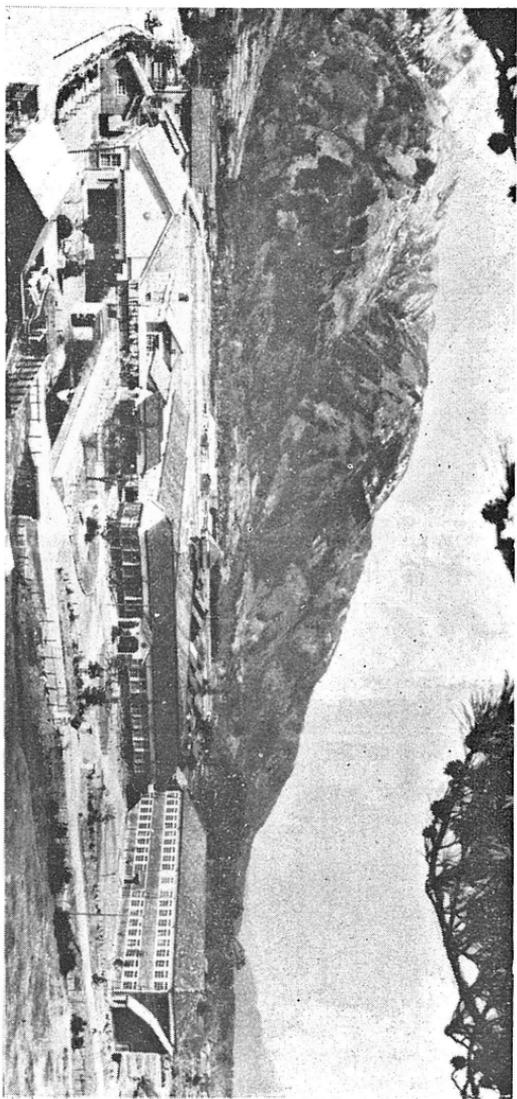


高田小学校



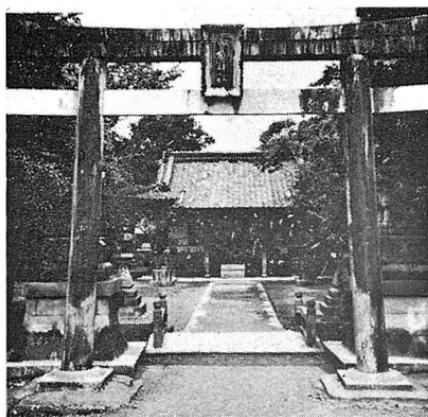
全上玄関前

高田中学校





高田高等学校

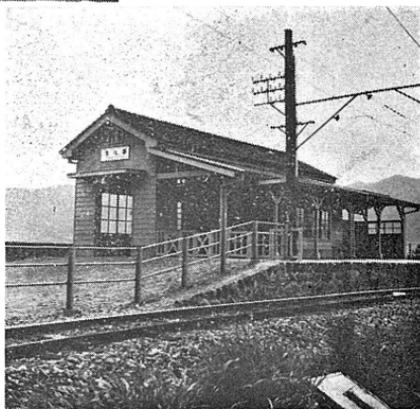


田代神社

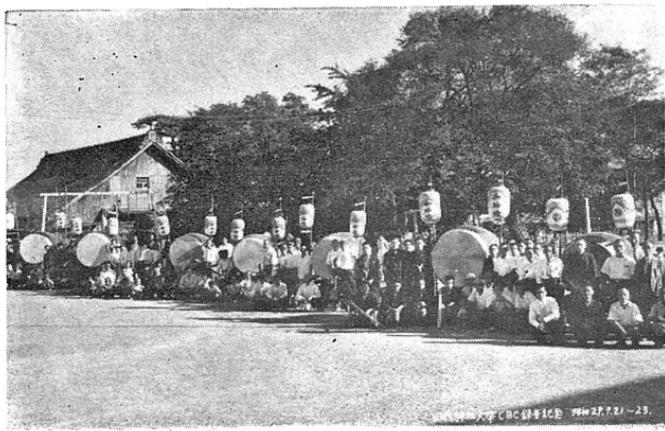


美濃高田駅

烏江駅



高田春祭りの軸



高田秋祭りの大太鼓



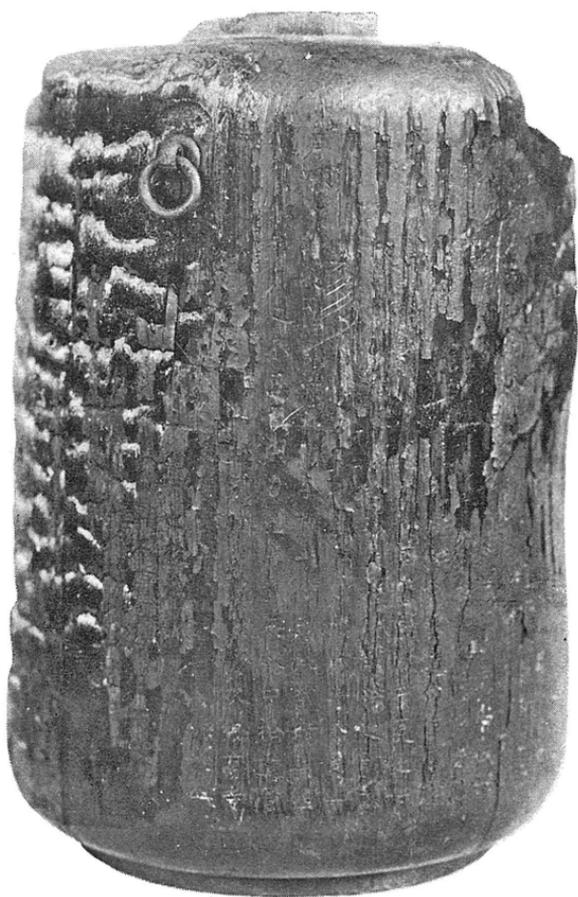
田代神社本地仏

薬師如来木像
(即心寺保管)



愛宕神社本地仏

地藏菩薩木像
(即心寺保管)

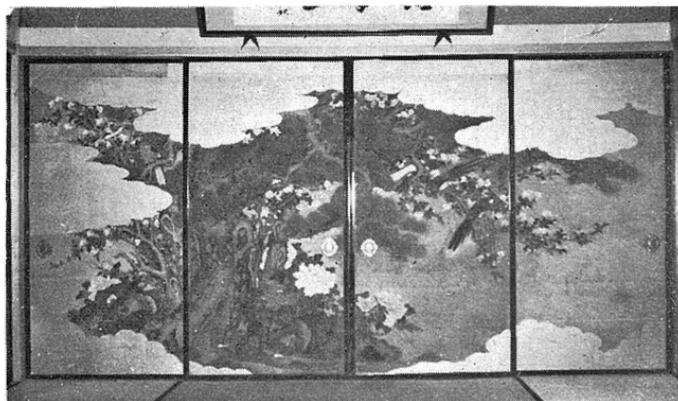


小笠原長清黒漆骨藏器

(昭和二十三年四月重要美術品に認定 荘福寺蔵)



大 拓 一 部 器 藏 骨



日比野 鶴翁筆

襖 絵 (景陽寺藏)



酒乃壽長

園

有

養

老酒

名產

美濃養老本酒造

玉泉堂 釀

仙具 膳 椀

嫁入 道 具

家 具

乳母車 (新形)

養老郡高田町

椿屋

郵便局東

養老郡高田町

方圓堂書店

新刊書籍
雜誌
文具

電話 二二三番

仕出し

鮮魚

青果物

油 治

養老郡高田町
電話 二七九

建具

家具

製造

星野木工所

養老郡高田町西町
電話 二四一番

岐阜県養老郡養老町高田

三菱石油
販売店

東村石油店

東村武雄

★健全娯楽の殿堂★

映画・演劇

高田劇場

高田興業株式会社
電話 二 一 番

銘菓

美濃高田町



松川饅頭

松野屋製菓舗

澁谷直幸

電話二四七番

▽履物と古着の御用命は△

細川履物店

◎ミナサマノ◎

山谷理髪店

外科

内科

小兒科

性病科

高田町高劇前

木村醫院

◎入院隨意

電話六三番

自動車

輸送なら

東京—神戸
大垣—四日市

直通

西濃
トラツク
高田営業所

電話 高田 二四〇番

技術
デ
評判
ナ

若山理容院

町 前 城

綜侶繩床製造

万国陶磁器

疊製造

養老郡高田町

深貝商店

電話 二三六番

呉服洋品

嫁入衣裳

養老郡高田町

高木呉服店

電話 二六五番

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
玩 釣 印
具 具 判
◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

渡邊印判店

大垣バス中町停留所

高田町
電話 二二五番

大

安

の

パ

ン

創業明治參拾年
— マニラロープ製造 —

資
合
社
會

網
政
製
網
所

代表社員
淺
井
政
吉

登録番号(口)一九七号
土木建築請負業



中
村
土
建

中 村 芳 男
電 話 (呼) 五 九 番

婚
礼
衣
裳
具
服
高
級
洋
服
婦
人
服
服
地
洋
品
一
切

御客様本位の店

森
島
吳
服
店

烏
江
駅
前
通
り

内
科

外
科

理学診療科

性病科

山
口
療
院

養老郡高田町
電話 八番

岐阜県養老郡高田町

★諸品大勉強致し升★
小俵屋商店

川口多吉
電話 二七番

岐阜県養老郡高田町劇場通り

和泉屋菓子店

☆和洋菓子☆
☆慶仏事膳分☆

電話 一三三番

(九代将軍、家重)

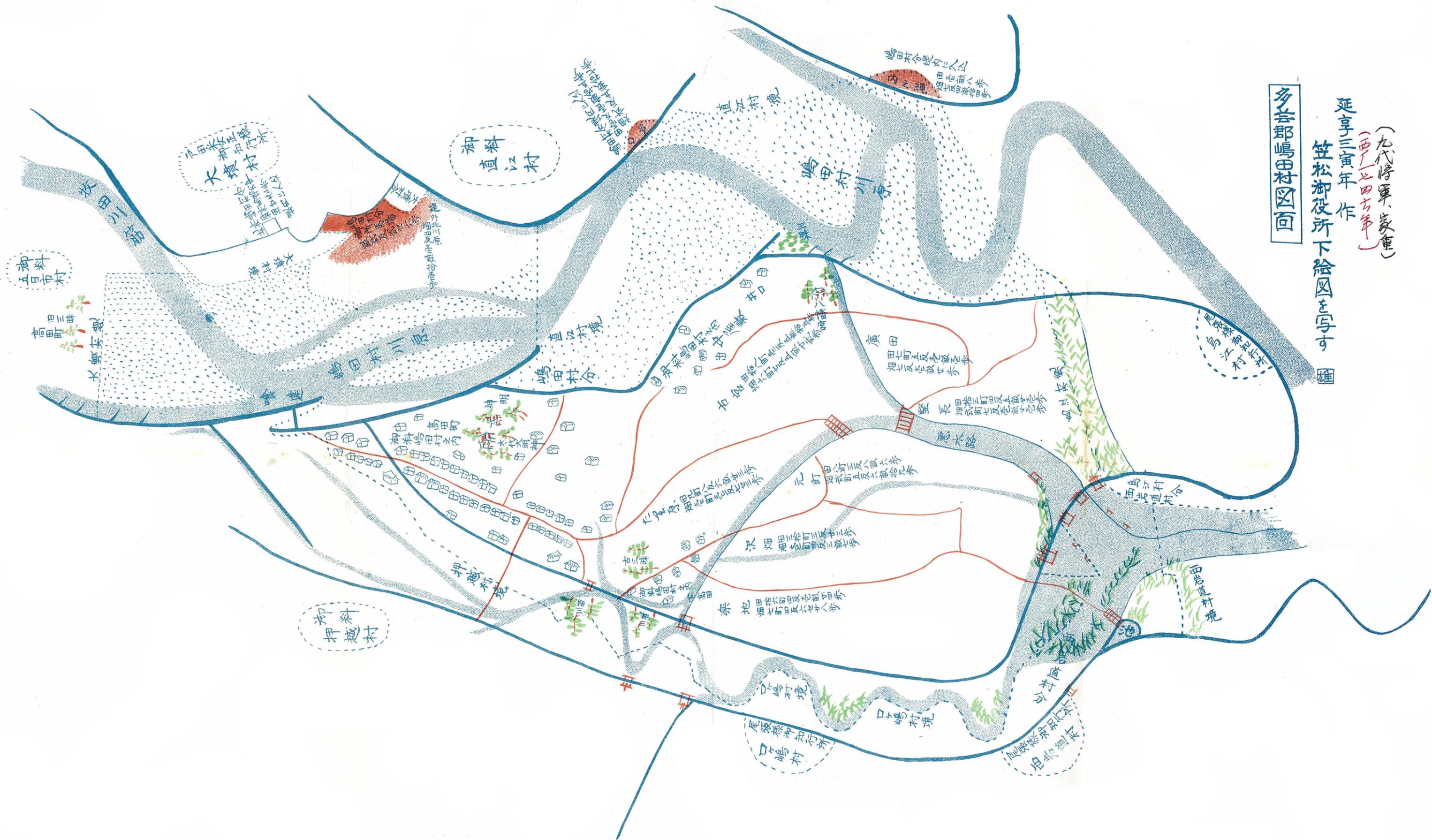
(西暦一七四五年)

延享三寅年 作

笠松御役所下絵図を写す

確

多美郡鳴田村図面



序 文

慶長六年の末に、私共の祖先は度々の水害を避け、現在の地に定住してから三百五十年になります。更に小学校も創立以来八十年を迎えました。

公民館関係の諸氏は、これ等を記念して、新に稿を起し「たか田」を上梓することになった。

こうした事によつて先祖の功績と、その労苦を偲び、更に温古知新の料とし、考証資料として裨益する所があることを信じて疑いません。

各位と共に子孫に愧じぬ立派な郷土「たか田」の建設に務め、将来の発展を祈る次第です。

昭和二十九年十月

高田町長

山田良造

著 言

敗戦より来た劣等感と、外国文化の移入により、自分自身を忘れがちになるのを免れ得ない現状で逆に外人から日本の佳さを指摘せられて、今更ながら「なる程」と自覚を取戻す国民になりました。

私達は自分の土地を知ること、もう一度自分を見直し、郷土の尊さを再認識し、祖先の功績を偲ぶことの大切さを思つてこの「たか田」を刊行することに致しました。

大正十二年に時の青年団員の諸氏が「高田町史」を刊行せられたが、それを原拠とし、更に現況を加味してかゝる小冊子を編するに至りましたが、段々と時機が遅延し、心のみがあせり筆が進まず、嫌らない点、誤つた所が多いことを心配しましたが、これは又他日何人かの名著を待つ一階梯として、多少とも参考の資ともなれば、吾等の光榮とする所であります。

昭和二十九年十月

「たか田 編纂委員代表

栗本

雄



目次

	第一篇	郷土の舞台	
一、	位	置	一
二、	面積と戸口		一
三、	気象		七
四、	地質		八
五、	沿革		八
第二篇	行政・司法		
一、	役場		一八
二、	南濃地方事務所		二九
三、	養老地区警察署		三〇
四、	法務局高田出張所		三七
五、	税務署		三八
第三篇	産業経済		
一、	農業		四〇
二、	商業		四四
三、	銀行		四六
四、	農業協同組合		四八



第四篇	一、 鉄道	四九
	二、 自動車道	五一
	三、 道路	五二
第五篇	通 信	
第六篇	教 育	
	一、 小学校	五六
	二、 中学校	六一
	三、 高等学校	六三
第七篇	文 化	
	一、 公民館	六四
	二、 娯楽場	六五
	三、 各種団体	六六
第八篇	保 健 衛 生	
	一、 保健所	六九
	二、 防疫組合	七一
	三、 診療所	七三
	四、 その他の施設	七五



第九篇 厚生福祉

一、生活保護……………七五

二、児童福祉……………七七

三、結婚相談所……………八〇

第十篇 宗教

一、神社……………八一

二、仏閣……………八七

第十一篇 先覚者……………一〇三

第十二篇 高田と養老との関係……………一四四

第十三篇 古文書……………一五四

第十四篇 雑録……………一七八

附 録 町制六十三年の年表……………一八九

第一篇 郷土の舞台

一、位 置

高田町は岐阜県養老郡の東北隅にあつて、牧田川が北を流れており、繩の内はその北にある。地勢は平坦であるが稍西に高く、東に低く、其の平均は凡そ海拔一〇米である。

岐阜県庁より距る事約三〇、九軒西南の地点にあり、南は金草川を距てて広幡村に隣りし、南西は養老村につづき、北は牧田川を距てて多芸村、小畑村に対し、東は杭瀬川を距て、大垣市と境し、東南は金草川を距て、笠郷村に接している。

小学校に於ける経緯度は次の通りである。

東 経	百三十六度三十四分十秒
北 緯	三十五度十八分二十秒

二、積面と戸口

1. 面 積

当町の面積は、五、七四平方軒で東西五、二三六米、南北三、四八八米に及んでいる。

その内訳は、

国有地	一四〇、〇町
公有地	七、五町
民有地	四三一、三町
耕地	三六三、三町
宅地	四四、二町
山林	一、九町
原野	五、五町
その他	一六、四町

2. 戸口

人口及び戸数は町の發展経路を量に依つて表示する代表的なものであつて、其の比率により町の盛衰を卜する事が出来る。

大正九年第一回国勢調査が行われた時には人口四、〇九一人であつたが、その後次第に増加して、昭和二十年には、世帯数一、五二七、人口六、八七〇人を数える様になつた。しかしその後は反対に減少の傾向にある。これは戦時中都会から疎開して来た人が終戦に伴つて都会へ引揚げた結果であると思われる。

世帯人口増減表

年	区分		世帯	男	女	計
	別					
元祿	4年		275	749	739	1.488
天文	3〃		447	1.002	1.053	2.065
延享	元〃		447	946	1.015	1.961
宝歴	13〃		521	1.104	1.162	2.267
明治	5〃		835	1.798	1.812	3.610
〃	44〃		914	2.157	2.268	4.445
大正	4〃		948	2.019	2.095	4.114
〃	9〃		1.011	1.971	2.120	4.091
〃	14〃		1.016	2.086	2.217	4.303
昭和	5〃		1.049	2.197	2.348	4.545
〃	10〃		1.074	2.299	2.443	4.742
〃	15〃		1.056	2.243	2.442	4.685
〃	20〃		1.527	3.111	3.759	6.870
〃	23〃		1.403	3.057	3.364	6.421
〃	25〃		1.369	3.038	3.308	6.346
〃	26〃		1.352	3.038	3.262	6.300
〃	27〃		1.351	3.109	3.367	6.477
〃	28〃		1.335	3.062	3.313	6.375

戸口の状況を表により紹介すれば左の様である。

人口密度表 (昭和25年度)

区分	人口	密度	女100につき
岐阜県	1.538.913	147.2	96.7
養老郡	40.941	197.8	95.8
高田町	6.346	1.105.6	91.8

世帯主の産業別世帯数及び世帯人員

(昭28.12調)

産 業	世 帯 数	世 帯 人 員		
		男	女	計
農 業	328	935	934	1,869
林業及び狩猟業	—	—	—	—
漁業及び水産養殖業	2	6	4	10
鉱 業	—	—	—	—
建設業	61	160	138	298
製造業	232	534	571	1,105
卸売及小売業	251	569	631	1,200
金融及び保険業	23	50	65	115
不動産業	—	—	—	—
運輸通信及びその他	48	94	116	210
その他の公益事業	163	350	423	773
サービス業	75	156	162	318
公務	117	138	220	358
無 業	117	138	220	358
計	1,300	2,992	3,264	6,256

産業別14才以上就業者数

(昭28.12調)

産 業	就 業 者 数	就 業 者 数		
		男	女	計
就 業 者	農 業	483	513	996
	林業及び狩猟業	—	—	—
	漁業及び水産養殖業	2	1	3
	鉱 業	—	—	—
	建設業	117	2	119
	製造業	378	117	495
	卸売及小売業	325	227	552
	金融及び保険業	33	6	39
	不動産業	—	—	—
	運輸通信及びその他	82	12	94
	その他の公益事業	188	179	367
	サービス業	108	31	139
	公務	108	31	139
	小 計	1,716	1,088	2,804
不 就 業 者	324	1,192	1,516	
14才未満の者	1,022	1,033	2,055	
小 計	1,346	2,225	3,571	
合 計	3,062	3,313	6,375	

男女別年令別人口 (昭28.12調)

年令は満年令による

年令区分	人 口			年令区分	人 口			年令区分	人 口		
	男	女	計		男	女	計		男	女	計
総数	3.062	3.313	6.375	38	41	48	89	76	5	10	15
0	59	64	123	39	42	41	83	77	1	8	9
1	76	72	148	40	34	46	80	78	3	6	9
2	76	79	155	小計	1.254	1.399	2.653	79	1	5	6
3	89	71	160	41	34	34	68	80	3	6	9
4	87	101	188	42	26	38	64	小計	245	261	506
5	91	110	201	43	30	38	68	81	—	5	5
6	76	79	155	44	37	34	71	82	1	2	3
7	66	71	137	45	30	27	57	83	1	8	9
8	50	66	116	46	39	35	74	84	—	2	2
9	74	68	142	47	27	21	48	85	1	1	2
10	79	61	140	48	28	31	59	86	—	1	1
11	59	67	126	49	25	30	55	87	1	1	2
12	69	57	126	50	26	32	58	88	—	—	—
13	71	67	138	51	29	30	59	89	—	3	3
小計	1.022	1.033	2.055	52	35	28	63	90	—	—	—
14	55	53	108	53	22	30	52				
15	62	57	119	54	20	24	44				
16	64	65	129	55	20	31	51				
17	55	46	101	56	24	25	49				
18	61	57	118	57	18	19	37				
19	49	50	99	58	21	29	50				
20	63	48	111	59	21	30	51				
21	51	64	115	60	25	31	56				
22	47	46	93	小計	537	597	1.134				
23	56	50	106	61	26	25	51				
24	46	68	114	62	17	11	28				
25	57	45	102	63	27	14	41				
26	52	64	116	64	23	20	43				
27	53	67	120	65	27	27	54				
28	52	55	107	66	17	16	33				
29	33	55	88	67	12	16	28				
30	41	60	101	68	17	10	27				
31	26	50	76	69	15	19	34				
32	40	40	80	70	14	15	29				
33	32	59	91	71	8	4	12				
34	34	45	79	72	9	9	18				
35	33	33	66	73	7	16	23				
36	36	41	77	74	9	14	23				
37	39	46	85	75	4	10	14				

町内別世帯人口表

(昭28.12調)

区分 町内名	世帯数	世帯人口		
		男	女	計
西町	75	162	188	350
中町	38	90	98	188
東町	48	121	150	271
下川原町	38	97	93	190
南盤町	40	82	97	179
常盤町	26	62	73	135
永榮町	44	96	102	198
榮宮町	38	99	90	189
西所町	32	69	67	136
御代町	28	59	59	118
田代町	58	127	114	241
元和町	67	125	146	271
大和町	46	91	125	216
昭和町	31	71	85	156
城前町	59	127	154	281
相生町	17	39	34	73
協進町	52	115	113	228
東洋町	66	134	154	288
東洋町	53	112	120	232
島田町	107	258	281	539
下高田町	64	176	178	354
押越西町	41	93	109	202
押越北町	61	158	152	310
押越東町	31	88	91	179
大正町	48	104	103	207
烏江北町	57	147	154	301
烏江南町	70	160	183	343
合計	1,335	3,062	3,313	6,375

三、気 象

当町は温帯地に属し而かも気温は中位である。冬期には北西の風が顯著である。雨量については台風が日本海を通過した時、或いは不連続線が北上した場合に降雨をみるので雨量はやや多い。雪は地形の状況により岐阜地方になくても当町方面には見る事がある。

地震に対しては、養老山脈の地質は古層に属しているが、平坦部は新層に属し土地が脆弱である。当町は新層の一番端にあるため大太平洋の地震による被害をうける場合が多い。(岐阜測候所調査)

気 温 (累年月別平均)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
度	四三	五〇	七八	一三五	一七七	二二一	二五八	二七八	三三四	一七七	二二八	六七	一五三

降 水 量 (累年月別平均)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
ミリ	七九八	八五	一三四	二二七	二五八	二九三	二五〇	二五二	三〇一	一六五	一四九	六三	二八五

四、地 質

当町を含む濃尾平野の全地域は、第四紀沖積層に属している。此の由因は、中生代末葉から第三紀にかけて地殻活動による陥没によつて伊勢灣の一部となつたが、地塊自らの隆起活動と、木曾、長良、揖斐の三大川の日夜間断なき土砂の流下蓄積によつて、東部より徐々に陸化されたものであり、当町はこれにより最後に出来た部分に属し、海洋説の裏付には文献並に出土品によつて立証されている。本町地内に於ける堀鑿記録によれば、砂質壤土、礫、粘土、荒砂等の層によつて形成されている。

耕土調査の結果は左の通りである。

一、押越地域	地表より五寸	壤質砂土	七寸以下	褐色壤質礫土
二、島田地域	〃	壤質礫土	〃	砂質礫土
三、下高田	〃	埴土	〃	灰青色埴質壤土
島江	地域	〃	〃	〃

五、沿 革

島田島江などの地名から推察されるのは、太古此辺は海浜近くの沼地（島地）であつたと聞き伝えられているが地質学上の確証が分明ではない。けれども、島田は島の田、高田は高い田の意味であるといひ伝えている。其他高田についてはこんな説もある。即ち今から一千二百八十余年前壬申の乱（西歴六七

二年)の時、功臣高田某に封戸を賜うて、此地に住させたが、それより九十年を経て、天平宝字七年(七六三年)十月に至り、其孫徒七位高田毗登足人が故あつて高田寺の住僧を殺したため、遂に封を奪われ獄に下つた。高田の地名はこれから起きたという説もある。その頃元正天皇が養老元年(七一七年)と、その翌年に、又聖武天皇が天平十二年(七四〇年)に多芸行宮へ行幸せられたことは天下周知のことである。

島田村は美濃の中道にあつたという説もある。それは関ヶ原から牧田、島田を経て烏江から舟路、伊勢尾張に行く街道をいうのだと。俗に牧田街道と称えている。

あづさ山みのの中道たえしより 我身に秋のくると知りなき

曾根好忠

宮木引あつさの袖をかきわけて なにはの浦を遠さかりぬる

能因法師

岐蘇路の記の一節

貝原益軒

「牧田の東に高田という所あり。其原に唐末からすえという所あり。是大垣の南也。唐末より河舟に乗り桑名へも宮へも行也。京都の商人などは荷物を江戸へくだすに多くは此道をつかはすという。今洲より唐末まで六里あり。」云々。

又美濃の中道は関ヶ原から沢田を経て多度山麓をめぐつて伊勢に出る道であるという説もある。太古の牧田川は此の道筋に沿つて流れていたらしい。即ち澤田村附近から石畑方面に流れていて、後年になつて喰違い附近から金草川流域に転じたと考えられる。現在西河原、下河原といわれる小字の地名はそ

の流域だつたとみて間違いない。その後慶長六年（一六〇一年）の大洪水の結果高田の北を流れるようになり堤防を築くに至つた。

この前後に度々水害があつたので慶長六年十二月二十六日（関ヶ原戦争の翌年）に田代神社は字古宮から現今の地に遷座せられ、それと前後して今の島田は字本郷及多口（もと宅地と書いた）から、高田は字元町から、下高田は字元屋敷から移転して、遂に現在の繁榮の基礎をつくつたのである。いづれも水害から免れるため比較的高い土地を求めて移つたのである。それから慶長十五年（一六一〇年）に大墳の北側に現在の流域が出来た。

宝曆十三年（一七六三年）、多芸郡島田村から、大垣御預御役所への指出帳には

慶長十五戊年大洪水ニテ橋爪村之内岡ヶ鼻石取堤切牧田川島田ヲ通り田畑押流申ニ付島田輪中ニ新堤築キ申候越堤敷川原ニ罷成申候依之寛永十五年寅年御願申上岡田將監様石原清左衛門様山田長右衛門様御立会ニテ地押シ極メ候。云々。

高田町に古い記録が殆んど残されていないのは、当町がこのように水害に見舞われたり、火災にも遭っているからである。

1. 主なる水害の記録

慶長 六年（一六〇一年）

大洪水 田代神社を始め人家統々高地に移転、高田北新堤

築造

慶長 十五年 (一六一〇年)

大洪水 大塚北礮出来、北堤増築。

元和 四年 (一六一八年)

旧五月(新自六月二十二日至七月十一日)牧田川に出水し、

切れ入れのため耕地を害す(美濃氣候篇)

慶安 三年 (一六五〇年)

烏江村入水す。

元祿 十四年 (一七〇一年)

金草川沿の地入水す。

宝永 五年 (一七〇八年)

牧田川出水、当町の西喰違にて切れ入れ、更に島田堤決潰。

享保 六年 (一七二一年)

大出水 西勝堤決潰す。

元文 五年 (一七四〇年)

大出水 耕地被害多く遂に翌年瀧谷山を白石村に譲渡す。

(二一三年前)

宝曆 六年 (一七五六年)

大水 牛塚堤決潰す。

明和 五年 (一七六八年)

大水 丸池堤決潰す。

安永 二年 (一七七三年)

六月十九日、大風水にて島田堤切れ入れ、烏江村紙木より

決潰す。

安永 七年 (一七七八年)

七月(新自七月二十四日至八月二十一日)烏江南堤三ッ合

切れ。

享和 二年 (一八〇二年)

六月二十九日夜五ッ時島田村堤、寺裏にて切れ入る。更に

烏江村横手紙木堤切れ入る。

嘉永 四年 (一八五一年)

島田村破堤。

安政 二年 (一八五五年)

押越村北にて二十八間切れ入る。(切れ所と現在もいう)

明治 十四年 (一八八一年)

大水 俗に忠助切れ、或は乗越切れと呼ばれる。人家流失、人畜多く死傷す。

明治 十七年 (一八八四年)

大水 樂地切れといわれるもの。

明治 十八年 (一八八五年)

大水 松の木切れという。

明治二十九年 (一八九六年)

大洪水 金草川堤防決潰。

明治三十二年 (一八九九年)

入水 金草川堤防決潰。

大正 六年 (一九一七年)

大暴風雨による洪水。

昭和 十三年 (一九三八年)

大洪水。

昭和二十八年 (一九五三年)

九月二十五日(金)第十三号台風の影響を受け各地に出水を見、島田裏の小堤と、烏江西の大堤は一部決潰なし、田畑に相当の被害を出す。

2. 火災の記録

安永 八年 (一七七九年)

十二月二十四日、下町下河原に大火あり、御旅所土蔵など

合して三十五字焼失す。

寛政 六年 (一七九四年)

閏十一月二十日夜出火、二十一日夜鎮火。住家二五四、添屋五二。土蔵八九、愛宕神社、景陽寺鐘樓等合計三九七字焼失し、高田町空前の火災であつて、此時古文書は大部分焼失した様である。

文化 十一年 (一八一四年)

二月二十九日下河原出火、焼失戸數二十三戸。この翌月二十九日専念寺全焼す。

文化 十三年 (一八一六年)

十月十八日の曉、東町出火、柏茂以東十三戸焼失す。

文政 六年 (一八二三年)

十月二十九日下河原五戸焼失、同年十二月二十九日横町失火十八戸外に御旅所一字焼失す。

文政 十二年 (一八二九年)

十月二十三日夜中町出火、北側十六戸焼失。

安政 五年 (一八五八年)

四月十二日西町十余戸焼失。

明治三十六年 (一九〇三年)

八月三日中町出火、類焼三戸。

この他にも小出水、小火災はあるが記述する程のものでないため省略するが、以上にあらわれた記録を見ると、多くはその月の中旬以後に出火している事は不思議な符合である。

尙近年になつて悲惨な大火災を見ないのは、住民一般に防災思想が行渡つたことと、防火の諸設備が

着々充実されつつあることに起因することで慶賀に堪えない次第である。

◇ 文化十三年（一八一六年）の「火事見舞帖」が或古い家から発見された。それを摘抄して、当時の民心と人家、住人の推移の一端を見るのも有意義と思う。

文化十三年^{子丙}年十月十七日夕

火事見舞帳

- | | |
|-------------|---------|
| 一、金貳分ト米五升 | 梅屋 清兵衛 |
| 一、金百疋其外いろいろ | 日野屋 弥兵衛 |
| 一、米五升 | 酒屋 八十郎 |
| 一、あげとふ三十五 | 八百屋 万介 |
| 一、溜り札一升 | 土屋 平介 |
| 一、割こんぶ一袋 | 坂野屋 与八 |
| 一、米三升 | 竹屋 茂太夫 |
| 一、金百疋上敷七枚 | 井桁屋 清蔵 |
| 一、手ぬぐい | 安田屋 幸介 |
| 一、手桶一 | 中野屋 長次 |
| 一、から笠一 | 柏淵 方蔵 |

3. 自治主宰の変遷

1. 慶長 六年より（一六〇一年）

笠松郡代 岡田伊勢守善同將監

- | | |
|-------------|---------|
| 一、なわ一束 | 炭屋 清七 |
| 一、めし、おひつ一 | 高嶋屋 藤兵衛 |
| 一、てうちん | 塩屋 七兵衛 |
| 一、茶わん一〇 | 桂屋 久次郎 |
| 一、いろいろ | かしゃ 文次 |
| 一、手たらい一 | 景陽 寺 |
| 一、ぬりはし | 種屋 多七 |
| 一、とうふ札三 | 松葉屋 藤九郎 |
| 一、米一袋 | 田中屋 藤介 |
| 一、手桶一 | 専念 寺 |
| 一、めし、にまめ | しゆう 吉 |
| 一、茶かし | 米屋 権九郎 |
| 一、ひしやく二 | 藤屋 平左衛門 |
| 一、めし一重大こんつけ | 南島田 佐介 |

2. 寛永 八年より (一六三一年)

笠松郡代 岡田豊前守善政将監

源滿政十八代孫山田重詮は岡田修理亮と改む。重詮の子岡田与二郎信重信重の子岡田助右衛門重善は三州小豆坂本本鎗の内なり。其の子孫善同善政共に将監と言う。

3. 寛文 六年より (一六六六年)

高須城主 小笠原土佐守御預所

4. 元祿 四年より (一六七一年)

石原清左衛門

岩手藤左衛門 御代官所

5. 元祿 五年より (一六七二年)

岩崎陣屋 南條金左衛門 御代官所

6. 宝永 四年より (一七〇七年)

平岡三郎右衛門 御代官所(後に五左衛門と改名)

7. 享保 三年より (一七一八年)

笠松 島田十郎左衛門

伊藤喜右衛門

8. 享保 四年より (一七一九年)

笠松 大塚忠右衛門

祖父江作左衛門

9. 享保 五年より (一七二〇年)

笠松 小野久米五郎 御代官所

10. 享保 六年より (一七二一年)

笠松 辻甚太郎 御代官所

- | | | |
|-----|-------------------|---|
| 22. | 明治二十二年七月一日(一八八九年) | 多芸郡島田村の名称を、多芸郡高田町と改称。 |
| 11. | 享保二十年より(一七三五年) | 笠松 井澤弥惣兵衛 御預所 |
| 12. | 元文二年より(一七三七年) | 笠松 野田甚五兵衛 御預所 |
| 13. | 元文三年より(一七三八年) | 笠松 瀧川小右衛門 |
| 14. | 延享三年より(一七五一年) | 笠松 青木次郎九郎 |
| 15. | 寛延二年より(一七四九年) | 本田 川崎平右衛門 |
| 16. | 宝曆六年より(一七五六年) | 本田 青木次郎九郎 |
| 17. | 宝曆八年より(一七五八年) | 本田 川崎平右衛門 |
| 18. | 宝曆九年より(一七五九年) | 笠松 千種清右衛門 |
| 19. | 宝曆十三年より(一七六三年) | 大垣 戸田采女正 |
| 20. | 明治五年五月(一八七二年) | 庄屋を廃止し戸長を置く。 |
| 21. | 明治十二年二月(一八七九年) | 戸長役場を設置、即心寺で執務
島田村外一ヶ村役場とも称していた。
(外一ヶ村とは押越のことである) |

23. 明治三十年四月一日（一八九七年）

多芸郡高田町と烏江村と、更に養老村の一部の押越とを合併し、ここに高田町は大きく誕生し今日に及んでいる。

第二篇 行政司法

一、役 場

1. 沿 革

明治五年五月旧来の庄屋、組頭等の名称が廃止せられて、戸長、副戸長が置かれ、即心寺に戸長役場が開設せられたのがその嚆矢である。明治二十年頃は「島田村外一ヶ村戸長役場」と称していたが、明治二十二年七月一日、町制を布くに及んで始めて「高田町役場」と改称した。その後大字押越字町南、或いは小学校々舎内にとその庁舎を転じたが、明治四十四年七月二十四日大字高田字北浦二五九ノ一（元壽量院跡）に移り、其後四十年の久しきに亘つて同所で執務して来たのである。其の間再度に亘り庁舎建築の議が町議会にも提出されたものではあつたが、種々の事情で氣運至らず、腐朽と狹隘とに堪えて来たのであつた。昭和二十六年、時代の推移により自治警察の廃止され、その警察庁舎を活用し、一

部の改造と、事務室、及び会議室の増築を行い、翌昭和二十七年三月二十八日その落成を見、我が町の面目を内外共に一新した。

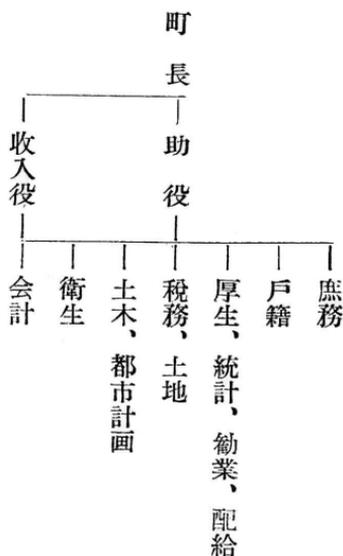
歴代戸長は、精確なる記録がないため明かではないが、明治五年戸長制度となると、柏淵祐次郎、伊藤岩三郎が戸長となり、明治九年頃から明治十二年頃まで渋谷市次郎。明治十三年から明治十四年頃までは中村久次郎。明治十五、六年頃は伊藤健之助。明治十七年頃は柏淵祐次郎といで村瀬除重。明治十八年に野口嘉左衛門。明治十九、二十年頃に山田清記。明治二十一年に柏淵東など順次戸長となつたが、明治二十二年七月高田町と改称せられ久保田彦三郎がその初代町長となつた。

爾来今日に至る六十有余年、此間町長に就任する者十七氏、其の氏名及就任年月日は左の通りである。

明治二十二年	七月	一日	町長	久保田彦三郎
明治三十年	四月	一日	高田町長事務取扱者	中村久次郎
明治三十年	四月	五日	同	久保田彦三郎
明治三十一年	十月二十九日		有給町長	久保田彦三郎
明治三十一年	十一月十六日		同	酒井牧太
明治三十二年	十月十二日		同	横山鉾呂久
明治三十三年	十月三十日		町長代理者	米山登喜次郎

明治三十四年	四月	二日	同	同	千秋康夫
明治三十四年	八月	六日	町	長	千秋康夫
明治三十六年	十二月	七日	同		久保田彦三郎
明治三十九年	四月	二十七日	同		富川延太郎
明治四十三年	七月	一日	同		山田喜代治
大正三年	七月	二十五日	同		神尾格
大正七年	七月	二十四日	代理名譽助役		森川源一
大正八年	十二月	十三日	町長事務管掌		江崎鎗太郎
大正八年	十二月	二十三日	町長臨時代理者		川口助太郎
大正九年	三月	一日	町長代理助役		川口助太郎
大正十一年	八月	二十六日	町	長	道野能邇
昭和二年	二月	二十六日	同		森民重
昭和九年	六月	一日	同		石原敏雄
昭和十四年	十月	十四日	同		佐藤一郎
昭和二十二年	四月	五日	同		山田良造

職 掌 分 務 事 場 役



2. 事務分掌組織

町及び町長事務の円滑なる運営を期する為、この事務分掌組織は従来幾多の変遷を見たのであるが、時代の推移と共に町政の内容は極めて広く、之が施設事業の範囲も又著しく複雑多岐となつたのに鑑み、現在に於ては左の如く各係を設けて事務を取扱い、町民の利便を図つてゐる。そして是等に従属する吏員の総数は二十六名に上つてゐる。

計	使丁	書記補 (雇)	保健婦	技術員	書記	教育長	収入役	助役	町長	職員	
										職名	年度
5	1				1		1	1	1	明治30年	職員の増加の趨勢
8	1	3			1		1	1	1	〃 40〃	
7	1				4		1	1	代理助役	大正10年	
8	1				4		1	1	1	昭和元年	
9	1				5		1	1	1	〃 10〃	
14	1				10		1	1	1	〃 20〃	
24	2		1	1	16		1	2	1	〃 27〃	
26	2		1	1	17	1	1	2	1	〃 29〃	

3. 町 総 代

町政上多大の援助を為し、地方自治運用に間接的に利便を与える機関として町総代がある。本町の町総代は各町内より自主的に送出せられたものであつて現在二十七人である。町政執行機関と町内との間にあつて行政百般の連絡、周知その他町内諸般の事務処理に努めてゐる。

4. 町議会、町議会議員

町議会は町の意味を決定する議決機関であつて、選挙人に依り選挙せられた町議会議員を以て組織されてゐる。

町議会議員は頭初一、二級制が用いられ、定員は十二名であつたが、大正十二年七月選挙法が改正せられて級制は廃止され、其の後町の發展と共に定数を増加し今日に至つた。任期は四年で、其の定数は現在二十二名であり、その氏名は左の通りである。

議長 太田 要

副議長 佐藤利一

議員 伊藤与八

大橋啓資

川瀬善一

吉田政治

田中重吉

中川孫八

中村武男

久保田新治

山口玄樹

近藤正光

浅野捨吉

佐藤賢一

平井勇太郎

日比野光夫

日比政次郎

日比寛一

樋口重雄

杉浦一雄

(イロハ順)

委員 地方自治法による常任委員としては他の委員がある。

委員 土木都市計画委員、産業委員、消防委員、厚生委員、町村合併促進委員

定例議会 毎月一回

臨時議会 必要あるとき随時

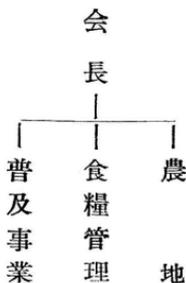
5. 委員会

イ、(農業委員会) 本会は農地、農業調整両委員会の發展的解消により、昭和二十六年七月発足したも

のであつて、農民の自主的活動機関としてその代表者である十五名の委員、それに学識経験者五名を加えた二十名の委員により組織されており、農業に関する万般の施策を、総合的に樹立実施し、

我が町農業の進歩発展のため努力している。

農業委員会事務機構



ロ、(教育委員会) 本会は教育行政機関として昭和二十七年十一月一日より新しく発足したものであり、我が町教育行政全般を司るものである。故に今後の委員会運営の如何は直に本町の学校教育、社会

教育全般に影響するものであり、その運営には多大の期待がかけられている。委員会は四名の公選された委員と、町議会から選出せられた一名との五名により組織されており、任期は四年であるが二ヶ年毎に半数の委員は改選される。

教育委員会事務局機構



その他の委員会としては左の様な委員会がある。

選挙管理委員会 公民館運営審議会 社会教育委員会 民生、児童委員会

6. 財政

第二次世界大戦后わが国経済界の急激な大変動と、加うるに市町村に於ける施設経営の発展並に行政事務の増加とにより、市町村財政は益々膨脹の一途をたどつて来たのであるが、本町に於ても此の実相の圏外に置かるることなく驚異的膨脹を示している。試みに其の趨勢を窺うと、大正四年には歳計漸く二一、三六三円であつたのが、昭和二十九年に於ては一躍二〇、一五四、三三〇円となり、其の膨脹率は実に九四三倍となつている。尤も大正年間に於ける低物価時代と現在とでは経済的に隔世の相違が

生じてはいるが、然し何れにしても人文發達に伴う財政の膨脹には驚くべきものがある。そしてこの膨脹は一面町發展を物語るとは言え、極端に走るときは財政の行詰りを生ずる結果となるのである。故に本町に於ては常に堅実な財政計画の下に諸般の事業を遂行しているのであるが、特に町民の共同福祉を料理する本町財政各般の状態に就いては一般町民のより良き理解と熱誠なる協力を切望するものである。

本町に於ける昭和二十九年年度の予算の概略を示せば次の通りである。

昭和二十九年度才入才出予算 (昭和二十九年四月一日現在)

歳入の部

科 目	予 算 額	総額に対する割合
町 税	一四、二九一、四〇〇円	七〇、九
地方財政平衡交付金	一、二五〇、〇〇〇	六、二
公企業及び財産収入	五二、七三〇	〇、三
分担金及び負担金	二一四、三八〇	一、一
使用料及び手数料	二〇五、八〇〇	一、〇
国庫支出金	二、一七九、三二〇	一〇、八

科 目		歳 出 の 部	
		予 算	総 額 に 対 す る 割 合
議 会 費	三五一、二〇〇円	一、七	
役 場 費	五、五七七、三四〇	二七、七	
警 察 費	六四四、〇〇〇	三、二	
土 木 費	一、九五二、五〇〇	九、七	
教 育 費	三、二六三、四〇〇	一六、二	
県 支 出 金	三〇六、四〇〇	一、五	
水 利 組 合 支 出 金	五〇〇		
寄 附 金	二六一、〇〇〇	一、三	
繰 越 金	三〇、七三〇	〇、二	
雑 収 入	七三二、〇七〇	三、六	
町 債	六三〇、〇〇〇	三、一	
歳 入 合 計	二〇、一五四、三三〇	一〇〇、〇	

町 税 昭和二十九年年度の町税を各税毎に区分すれば左の通りである。

税 別	予 算 額	税 別	予 算 額
町 民 税	五、八〇一、〇〇〇円	水 利 地 益 税	四一八、四〇〇円
固 定 資 産 税	六、七三〇、〇〇〇	県 税 付 加 税	二、〇〇〇
自 転 車 税	二七一、〇〇〇	合 計	一四、二九一、四〇〇

社会及び労働施設費	二、一四二、〇〇〇	一〇、六
保健衛生費	二、三一五、九〇〇	一一、五
産業経済費	六九六、二二〇	三、五
財産費	三七〇、四〇〇	一、八
統計調査費	一七、五〇〇	〇、一
選挙費	二六、八〇〇	〇、一
公債費	六四四、四七〇	三、二
諸支出金	一、九四三、八八〇	九、七
予備費	二〇八、七二〇	一、〇
歳出合計	二〇、一五四、三三〇	一〇〇、〇

荷 車 税	一四五、〇〇〇
電 気 ガ ス 税	九二四、〇〇〇

町税の町民一人当りは二、一八七円となり、一世帯当りは一〇、四四七円となる。

納税に關しては昭和二十五年より納税組合を奨励し、毎月組合を通じて期日までに納付せられた税金に對しその税額の百分ノ三を奨励金として交付し之が奨励に努めている。現在組合数は二十七あり、全町民がこれに加入している。

町有財産 本町の各種財産は町勢の向上と共に年々増加しつつあるが、昭和二十九年六月一日現在に於いては左の通りである。

所 属 分	土 地		建 物		株 券	現 金	備 考
	坪 数	坪 数	坪 数	坪 数			
町基本財産	八二五、〇〇				四〇円	四五、九〇五	小学校敷地、 校舎坪数、 役場敷地、 倉坪数、 堤壇、溝渠等
小学校基本財産					五六〇	二〇、四八九	
公用財産	四、一八一、五〇		九四八、二四				
警備費積立金						二、三六八	

罹災救助資金			一九、九四三
吏員給与基金			一〇七、四四四
火葬場改築墓地 拡張金			一九、八九〇
部落有財産	三九、〇〇	九、〇〇	六九三
合計	五、〇四五、五〇	九五七、二四	二一六、七三二

二、南濃地方事務所

当地方事務所は、昭和十九年四月大垣市丸の内西濃地方事務所から分離独立し、現在の高田町大字高田七九ノ二元養老郡役所、養老郡団体事務所の建物を譲り受けて創設せられたものである。行政区域としては、養老、海津の二郡三町二十カ村をその管轄としている。

昭和二十七年四月一日現在における当所の定員は六一名、尙本庁分二名と定数外二名此の外に経済課関係の農業改良職員として農業改良普及員十四名並に生活改善普及員二名が配置されている。

当町の事務は左の六課に依り処理されている。

繪務課
稅務課

厚生課
 經濟課
 林務課
 耕地課
 教育課

歴代所長及び其の任命年月日は左の通りである。

昭和十九年 四月 一日
 昭和二十年 十月 十六日
 昭和二十二年 四月 五日
 昭和二十四年 九月 二十七日
 昭和二十七年 六月 二日

片山喜一
 佐藤薫二
 鈴木秀雄
 加藤唯夫
 山本庄一

三、養老地区警察署

養老地区警察署は明治八年四月警察所（市）の設置に伴い、養老郡高田町下町（当時の島田村下町）に民家五十一坪を借受け海津郡石津村屯所の出張所が設置されたのが草分けであり、当時は巡查一名が勤務していたものである。

同年七月には高田町常盤町に三十四坪四合の庁舎を新築し、明治十二年に十等警部藤田惇成氏が初代署長として着任、警察官八名が配置された。

明治十五年九月、島田警察署に昇格し、同十八年八月に大垣警察署島田分署と改称され、更に明治二十二年八月に高田警察署に昇格されたものである。

明治三十二年十一月に高田町大字押越^{八四二ノ三}番地に庁舎を新築移転し、大正年間を経て昭和十二年七月に支那事変より始まつて大東亜戦争となり、昭和二十年八月十五日終戦の日まで、機構の面には多少の変遷はあつたが高田警察署として過ぎて来た。

昭和二十二年十二月警察法の制定により、警察制度を劃期的に変更し従来の府県単位の警察を国家地方警察と自治体警察とに分ち、市及人口五千以上の市街地町村は其の区域内に於て警察を維持することとなり（これらの市町村警察を自治体警察と言う）高田町においても高田町警察を維持することとなり、従来の高田警察署が高田町警察署と高田地区警察署に二分されたものである。

昭和二十三年三月より高田町警察署は高田町を、高田地区警察署は高田町を除く養老郡内の各村を管轄する事となり、高田町警察署初代署長に警部足立鏡一氏が任命され署員十名を擁し、高田地区警察署長は警部森儀右エ門氏が部下二十四名を擁し共に同一庁舎に在つて仕事をしていた。

昭和二十三年に高田町警察署の庁舎が高田町大字高田七九八番地の五に新築され、同署はこれに移転し従来の建物は高田地区警察署が庁舎として仕事をする事となり、その後昭和二十三年十一月に高田地

区警察署は養老地区警察署と改称された。

昭和二十六年十月、高田町民による高田町警察署存廢の住民投票の結果同署は廢止と決定し、高田町警察署は養老地区警察署に吸収されたのである。

明治三十二年十一月新築した庁舎は高田町柏淵需及び川口多吉の両氏より敷地一八〇坪を買受け八十坪の庁舎が建てられたのであるが、其の後多少の増築改造修理等を行い、明治、大正、昭和の三代に亘り五十餘年の歳月が経つて庁舎の腐朽が甚しく昭和二十一年春以来これが改築の必要を痛感し、計劃が進められていたが、終戦直後の諸事情はこれを許さず、延び／＼になつていたので、昭和二十六年五月高田大字高田町南二五ノ一地に建築の議が決定し、昭和二十六年十二月二十五日工事に着工、昭和二十七年五月三十日建坪一四一坪の文化的な二階建の新庁舎が建築された。これが現在の建物である。更に従來の署長が警部署長であつたのが警視署長に昇格となり、昭和二十七年四月一日渡辺祐二氏が着任定員も警察官三〇名、職員七名の計三七名の人が整い、養老郡下の治安維持に當つている。

歴代署長及び最近の犯罪状況は次の通りである。

(一) 歴代署長

不	任	命	年	月	官	職	氏	名
					詳	巡	査	
							野	田
								尚

明治二十六年	二月十五日	〃	明治二十五年	五月十四日	〃	明治二十三年	四月十日	〃	明治二十一年	四月十二日	〃	明治二十一年	八月二十七日	〃	明治二十年	四月十五日	〃	明治十八年	八月十二日	〃	明治十五年	五月十六日	〃	明治十四年	四月十九日	〃	明治十二年	九月二十一日	〃	明治十一年	四月十八日	〃	明治十一年	一月十二日	〃	明治九年	〃	〃	明治七年	〃
--------	-------	---	--------	-------	---	--------	------	---	--------	-------	---	--------	--------	---	-------	-------	---	-------	-------	---	-------	-------	---	-------	-------	---	-------	--------	---	-------	-------	---	-------	-------	---	------	---	---	------	---

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

松本知三	吉川俊平	中北治友	渡部重巽	田島正衛	吉川義局	岡本都吉	榊原榮太郎	三輪芳太郎	藤田惇哉	岡村郷二	深津常三郎	奥田秀美	宮川好之	立木喜又	山田情喜
------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	------	------	-------	------	------	------	------

昭和二十七年 四月 一日
 昭和二十八年 七月 一日
 警 視

渡 部 祐 二
 広 瀬 国 夫

当町に於ける犯罪発生状況（刑法犯）

発生件数	年 別
	昭和
一八四	二十四年
一四九	二十五年
一〇二	二十六年
九八件	二十七年

当町に於ける罪種別発生件数（刑法犯）

年 別	罪 種 別	
	昭和	二十六年
一	一	免悪犯
六	一〇	粗暴犯
五七	七〇	盗 犯
二二	一六	智能犯
一二	五	その他
九八	一〇二	計

当町に於ける成人、少年、犯罪比較（検挙人員の内訳）

年 区	別 分	
	成人	少年
昭和二十六年	〇	〇
	五	二
昭和二十七年	一	〇
	五	一
免 惡 犯	八	九
	二	七
粗 暴 犯	九	一五
	八	三
盗 犯	三	九
	三	三
智 能 犯	三	三
	〇	〇
刑 法 犯 他	一八	三八
	一三	一六
計	三二	五二
	三二	五二
合 計	三二	五二

四、法務局高田出張所

明治二十一年十月十九日司法令甲第一号を以て大垣治安裁判所高田出張所として設置され、多芸郡及上石津郡をその管轄区域とした。

その後の沿革は左の通りである。

明治二十一年十一月 二十日 先に開設せられた島田、船附、小倉、宮村、牧田各登記所より事務を引継ぐ。

明治二十三年十一月 一日 大垣区裁判所高田出張所と改称。

明治三十年 四月 一日 郡制施行により、養老郡（池辺村を除く）一円をその管轄区域とする。

明治三十二年 十月 一日 大垣区裁判所多良出張所設置により多良、一之瀬、牧田の四ヶ村を多良出張所の管轄とする。

明治三十八年 四月 一日 多良出張所廃止により前記四ヶ村を当町の管轄に復す。

大正 二年 四月 五日 岐阜区裁判所高田出張所と改称した。

大正 六年 八月二十七日 大垣区裁判所高田出張所と改称した。

昭和二十二年 五月 三日 岐阜司法事務局高田出張所と改称。

昭和二十四年 六月 一日 岐阜地方法務局高田出張所と改称し現在に至る。

現庁舎は高田町大字高田四〇九ノ四にあり、昭和二十四年五月二十三日竣工したものでその敷地坪数一八六坪、庁舎及其の附属建物総建坪は二十三坪二合五勺である。

職員は現在三名であり、登記及土地、家屋台帳事務を司る。

歴代上席書記氏名左の通り、

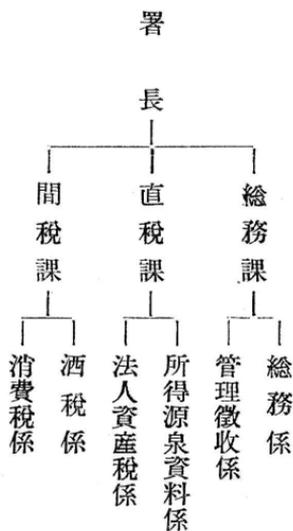
渡辺辰弥	名和保定	金森鋭次郎	天野多一郎	杉田榮之助	橋本彦三郎
樋口鉄雄	三輪研二	甲田道治	杉山良市	長野純一	藤田久造
高野進一	山村源之助	日比清六	岡田藤吉	後藤隆	松下勲
藤田政男					

五、養老稅務署

当署は昭和二十三年稅務機構の改革によつて大垣稅務署管轄中より養老、海津の二郡を分離して同年十二月一日設立せられたものである。当初は庁舎が未完成のため十二月一日大垣稅務署の一部を仮庁舎として開庁式を挙行した。

庁舎新築工事は、昭和二十三年九月下旬着工、急速に工事は進められ、同年十二月十五日に敷地坪数五六〇坪二合一勺、総建坪二三坪九合、一部に階建の庁舎が完成し落成式並に移庁式を盛大に挙行した。

当署の事務処理については左の如き機構によつて行われている。



歴代署長は次の通りである。

氏名	任 命 年 月 日
丹 羽 茂 一	昭昭二十三年十二月 一日
大 西 利 夫	昭和二十五年 五月 九日
内 藤 孝 次 郎	昭和二十七年 八月 十六日

昭和二十七年所得稅徵收決定済額は、一二、〇〇三、一九〇円である。(高田町分のみ)

第三篇 産業經濟

一、農 業

当町の西南部及東部の大部分は耕地であつてその面積は、三六三、三町歩であり、総面積の六三%にあつてゐる。その中、田畑の割合は、

田、三四五町三反（全耕地面積の九五%）。
畑、一八町（全耕地面積の五%）。

となつており田がその大部分をしめてゐる。是等の耕地はまだ耕地整理は行われず旧態依然としてゐるが總体的に地味は肥沃であつて農耕には最適である。

用排水施設は、押越、鳥江地区には完備していたが、大字高田字松の木、中起、道仙、治郎三、蒲原、丑増、五郎右起地区には排水施設がなく毎年の水害に痛くなやまされ、これらの地域に対する排水機の設置は急務とされ、昭和二十九年七月完成したので格別の災害がないかぎり豊富なる米穀の收穫が期待し得るものである。

戦後農地法の制定により劃期的な改革が行われ、農家は殆んどが自作農となり、茲に従来の封建的色彩が一掃され、明朗な自由平等の民主的社會を構成する様になつた、現在農家の機関としては前項の農業協同組合の本に十八の生産組合があり、農協の活動と共に農業開發振興のために大きな働をしてい

總農家數	438戸	100%
專業	220	50
農業を主	118	27
農業を従	100	23

(1) 農家

自小作別農家數

總數	438戸	100%
自作農	199	45
自作兼小作	195	46
小作兼自作	23	5
小作農	19	4
その他	2	0

經營耕地広狭別農家

總農家數	438戸	100%
3反未滿	76	17
3反～5反	55	13
5反～1.0町	141	32
1.0町～1.5町	131	30
1.5町～2.0町	28	6
2.0町～3.0町		
3.0町～5.0町		
5.0町～以上		
例外規定適用農家	7	2

る。
 尙近年に至つて機械力の發達は著しいものがあり、農業經營にも広くこれが取入れられ、農業機械の普及、改善に伴い今後の農業經營方法にも一大改革が行われつつある。
 当町の農業の大略を数字によつて示せば左の通りである

(一九五〇年世界農業センサス、による)

(2) 農業生産高

作物名		收穫面積	実收高	反当收穫高
主要食糧農作物	米	3.064反	6.281石	2.1石
	小麦	408	387	1.0
	大麦	461	728	1.6
	裸麦	1	1	1
	ビール麦	29	46	1.6
	甘藷	87	24.360貫	280貫
	馬鈴薯	85	15.300	180
雑穀	粟	10	6石	0.6石
	稗			
	そば	2	2	0.8
	大豆	28	28	1.0
	小豆	16	8	0.5
	蚕豆	38	46	1.2
	えんどう・いんげん	3	2	0.8
蔬菜	瓜類	5	650貫	130貫
	根菜類	47	8.460	180
	葉莖菜類	25	4.375	175
園芸作物	果実	7	700	100
	筍			
工作芸作物	油脂用作物	101	76石	0.8石
	その他作物	2	140貫	70貫
その他の	肥料用作物	395	355.500	900
	飼料用作物	268	57.000	250
わら工品	生産者数	86	生産数量	5.000貫

(3) 畜産

家畜名	飼育者数	飼育頭数
乳牛	1	4
役肉牛	256	262
馬	8	8
豚	3	7
山羊	6	11
綿羊	1	3
兔	17	27
あひる	1	7
鶏	242	1,767
蜜蜂	6	167群

(4) 養蚕

養蚕戸数	三三戸	桑園面積	六八戸
	夏秋蚕	春蚕	計
掃立卵量	四六五瓦	三〇〇	七六五
收繭高	二四〇%	三三七	五七七
一戸当り收繭高	一七%	桑園単位面積当り收繭高	八%

二、商 工 業

当町は古えより郡内の心臓部として自他共に認め、明治初年頃に於て既に其の幹線道路には商店軒を連ねて一市街をなし、商売頓に奮い繁栄した。本町内字名中には往々古え市場を設け商工業を営んだ名残を留める家をみるのに、昔時も同様商業は盛であつたものと推察される。

大正二年養老鉄道の開通されると、当町は地方貨物の集散地となり、爾來經濟機構の確立と共に、業者の積極的活動は逐次本町商業界の面目を更新し躍進途上にあつたのである。ところが不幸、大東亜戦争が勃発し益々その熾烈の度を加えるに從い、物価統制に次ぐ物価配給、企業整理等の窮地に陥り、商家は、極度の減少をみたのであるが、戦后物資の漸増と統制の解除によつて、機を見るに敏なる業者は寸刻を争つて蹶起し着々その実効を收め、店舗を拡充し、或いは近代な店頭裝飾を施し、その嶄新なる商業戦術によつて日々近効の多数の顧客を吸収し、今や商店街は戦前に倍する盛觀さをみせ、都市の繁華街にも比すべき般賑さを呈して來た。

現在の商家数は三七一世帯である。

本町商家を業態別にみれば次の様に区分する事が出来る。

(昭和二六、一〇月現在)

業 態 別	總 商 家 數	總 從 業 員 數	從 業 員 三 人 以 下		從 業 員 四 人 以 上	
			商 家 數	從 業 員 數	商 家 數	從 業 員 數
一 般 卸 売 業	一 五	四 〇	一 三	二 九	二	一 一
各 種 商 品 小 売 業	二 二	六 七	一 八	四 二	四	二 五
吳 服、衣 服、 身 廻 り 品 小 売 業	二 六	五 八	二 六	五 八		
飲 食 料 品 小 売 業	八 五	二 〇 一	七 一	一 二 八	一 四	七 三
飲 食 店	二 一	五 二	一 九	四 一	二	一 一
路 上 運 搬 機 小 売 業	七	一 二	六	八	一	四
そ の 他 の 小 売 業	一 九 八	四 六 〇	一 五 六	二 二 八	四 二	二 四 二
總 數	三 七 四	八 九 〇	三 〇 九	五 二 四	六 五	三 六 六

当町商工業界の現状は大略以上の通りであつて、その前途は洋々たるものである。之等業者の進歩発展を図る機関として高田町商工会がある。明治三十六年七月創立せられたもので、爾來商工業發展の推進力となつて活躍して来たのであるが、戦時中は如何ともし難く、有名無実の状態にあつた。然るに戦後は直ちに本来の態勢を取りもどし、新進気鋭の精神を以つて行動を開始し商工業有益なる事業を種々開催した。

昭和二十六年十二月九、十、十一日の三日間盛大に開催された躍進高田共進会は本会の行事中特筆すべきものの一つであらう。

現在会長 山田良造、会員数、三一八である。

三、銀行

大垣共立銀行高田支店

大垣共立銀行は国立銀行條例に基いて明治十一年十二月資本金七萬円を以つて百二十九国立銀行として創立した銀行である。明治二十九年三月国立銀行の營業滿期に先立ち、その營業を繼承するため、株式会社共立銀行を設立して同年四月十日から營業を開始した。

当地の高田支店は、創立当初から設置された三支店の中の一つで、古い歴史を持つてゐる。初代支店長は、当町の旧家中村久次郎氏（当代は中村準一氏）であつた。

我国金融界は明治開国以来急激な發展を遂げ、国立銀行を始め一般金融機關乱立し、県下に於ける銀行数は五十余行に達したこともあつたが、永年の間には、數定に及び經濟恐慌があつて、經營困難のため營業を停止し、破産したものが、或は他行へ合併又は買収されたものが多數で、明治初年以來引続き堅実に存続してゐるものは大垣共立銀行と十六銀行との二行のみとなつた。

大垣共立銀行は、明治時代の金融王、安田善次郎翁の監督指導を受け經營して來たので、經濟恐慌を

無事乗り越え堅全な發展を遂げると共に地方金融界の救済に當つて來た。

当行設立以來合併又は買収した銀行は美濃實業銀行（明治三十三年合併）真利銀行（明治四十三年合併）五六銀行（大正八年買収）養老銀行（大正十年買収）農産銀行（大正十二年買収）共榮銀行（大正十五年買収）本田銀行（昭和三年買収）七十六銀行（昭和三年合併）大垣貯蓄銀行（昭和十八年合併）等で本田銀行買収以前の各行は何れも経営困難で預金の支払に窮したものを救済したものが多く、其中養老銀行は大正九年養老那の地元有力者（故桑原權之助氏外十三氏が重役）により資本一五〇萬圓を以つて設立されたものであつた。

当行は今や資本金一億圓（近く倍額二億圓ニ増資する予定）諸預り金百億に達し岐阜、愛知、三重、滋賀の四県下に亘る營業地盤を有している。当高田支店は真利銀行支店、共榮銀行支店、養老銀行本店を繼承して今日に及び、支店長には前記の初代中村久次郎以後、武田善之助、笹部專助、栗田勝夫、三輪田次、山本伝、岩田信治、其他を経て現在高木通行氏が其の任にあたり、地方の産業の育成と貯蓄の増強に献身的の努力を尽している。

東海銀行高田支店

東海銀行は、昭和十六年六月九日に、名古屋に本店のあつた愛知、名古屋、伊藤の三行が合併して設立せられたもので、其の後尾州銀行、中央信託株式会社の營業を譲り受け、岡崎、稻沢、大野の三行を合併して今日に及んでいる。

高田支店は、昭和二十年十月、大垣支店高田出張所として開設以来急激に發展し、昭和二十一年九月支店に昇格し、初代支店長は伊藤滿郎氏、引続き清水五郎氏を経て、現在高田靜一氏がその任にあつてゐる。

当行は全国各地に一八三の支店を有し、織維、食料、機械、雜貨等、大中小工業の發展と、輸出産業の振興に努力し、昭和二十九年三月末の預金額は一四三〇億円で、七五〇〇名の従業員を持つ大銀行の一つである。

四、高田町農業協同組合

大正十一年十月十七日に、当時の先覚者達の發起により、有限責任高田信用販賣購買組合を設立せられたのがそもその発端で今日の隆盛を來し、当町産業の開發に大きな役割を果しているのである。

当時の組合員数は三七〇人で、その出資口数は九〇四口であつた。

大正十九年四月一日には、高田町農業会に継承し、昭和二十三年六月二日に現在の農業協同組合となり専ら農業の進展に貢献しつつ、更に金融事業も兼ねて実施し、商工業の發展にも寄与している。

現在は、組合長野村見二氏を中心に、五百七十名の組合員は、共存共榮を心として一致団結、堅実な歩みを續けてゐる。

第四篇 交通

一、鉄道

本町貨客の輸送は主として近鉄養老線によつて行われている。

本線は大垣市を起点とし、南は養老を経て三重県桑名市に、北は揖斐郡揖斐町に通ずるものである。

当地方に鉄道の敷設が計画されたのは明治三十年で、同年に政府へ出願して仮免狀が下附された。ところがその後経済界の變動に逢い実現することに漸く十数年を経過したが、明治四十四年養老鉄道株式会社（資本金百五十萬圓、社長立川勇次郎）が設立され、翌四十五年七月着間、大正二年七月三十一日、大垣養老間と大垣池野間の二線が開通した。当時は蒸氣機関車で運転されていた。

その後の沿革については、

大正 八年四月 養老桑名、池野揖斐間の延長工事が完了し全線の開通を見る事になつた。

大正十一年 揖斐川電気株式会社に合併。

大正十二年五月 全線の電化工事が施され、蒸氣機関車を廃し電気鉄道に改良されて、一時間毎に電車を運転する様になつた。

昭和 三年七月 揖斐川電気株式会社より分離

昭和 四年十月 伊勢電気鉄道株式会社に合併

昭和十一年五月 伊勢電気株式会社より分離

昭和十五年八月 参宮急行電気株式会社に合併

昭和十六年三月 関西急行鉄道株式会社に合併

昭和十九年六月 近畿日本鉄道株式会社に合併

こうして現在に至つている。

停留所は当町内に美濃高田、烏江の二駅があり、美濃高田駅は助役一名、駅員四名で運営されており、一カ月平均乗客者数は、

乗車、約二八、〇〇〇人 降車、約二五、〇〇〇人

程度であり、この外に定期利用者が約四〇、〇〇〇人程乗降する。

貨物、荷物の發送到着状況は（一カ月平均）

發送 貨物 四〇〇トン 荷物 七〇〇個

到着 貨物 五五〇トン 荷物 五〇〇個

烏江駅は助役二名、駅員三名であつて、此の駅の一カ月平均乗降者数は

乗車、約九、〇五〇人 降車、約一二、〇〇〇人

外に定期利用者一〇、五〇〇人

貨荷物発送到着状況は（一カ月平均）

発送 貨物 五トン 荷物 四〇個

到着 貨物 四トン 荷物 五〇個

両駅とも乗客の行先は主として、大垣、岐阜、名古屋、その他本線沿線の近郊市町村が大部分であるが遠く京都、大阪方面への利用者も少なくない。

二、自動車

近時自動車の發達は著しいのが見られ、三輪車、單車に至つては特にその普及率が著しく、本町内に事業所をもつ、中小企業者に於いては、手頃な運搬車としてこれを利用するものが多くなつて来た。

自動車交通の定期バスとしては、左の四線があり、これがため沿線各村との交通に多大の便益を与えている。

時、多良線 Ⅱ 大正十二年五月多良自動車株式會社（社長高木貞元氏）が創立せられ、同社の経営によつて時―高田間と時―関カ原間の定期バスの開通をみた。爾来山間部への唯一の交通機関として重要な役割をはたして来た。

昭和十八年四月大垣自動車株式會社と合併今日に至つてゐる。本町内では駅前、中町の二カ所に停車し、大垣、高田、時間を毎日六往復してゐる。

高須線 昭和三十六年六月九日大垣自動車株式会社により開通されたもので、高田、高須間を毎日五往復する。本町内の停留所は駅前、中村、金草橋がある。

垂井線 昭和三十七年五月一日より高須線の延長として開通され、これも現在高田、高須間を毎日五往復する。停留所は駅前、中村の二カ所である。

大垣、桑名線 昭和三十七年十月一日より大垣自動車株式会社により開通されたもので大垣、桑名間を五往復し、本町内には、駅前、中町、押越の各停留所がもうけられている。

此の外、駅前には大垣タクシー、大交タクシーのハイヤーが駐在して、昼夜間断なく活躍、町民の足として多くの便益を与えている。

貨物輸送は、濃飛倉庫運輸、丸通出張所、丸清運送店等が数輛の貨物自動車を動かし、全国各地と緊密な連絡を保ち、其の万全を期して活動している。

三、道 路

当町は養老郡に於ける四通八達の大要衝にあり、県道の重要道路線が縦横に貫通している。本町に關係ある県道には左の様なものがある。

路線名

起終点

高田大垣線

高田町—大垣市

路線名

起終点

高田大藪線

高田町—大藪町

高田養老線	高田町—養老村	高田柏原線	高田町—今須村界
高田停車場線	高田町	赤坂高田線	赤坂町—高田町
垂井高田線	垂井町—高田町	時高田線	時村—高田町
今尾高田線	今尾町—高田町	青墓高田線	青墓村—高田町
高田多賀線	高田町—時村界		

これら県道の延長は約五、八〇〇米に達している。

本町内を貫通する主要道路は左に示す如く、概ね県道に編入されはいるが、町道として之れら県道と連絡し、或は独立して交通に便益をあたえている道路も亦多い。

主要町道には次の様な路線がある。

常盤町線	元町大和町線	宮西—大和町線	田代町線
御所馬場井口北線	永和町—榮町線	御所馬場線	西町—大正町線
大正町線	西町—大門線	東洋町線	南町—村前線
城前町線	下河源町線	相生町線	南町線
高田—口ヶ島線	高田—飯ノ木線	美越線	押越旧養老街道線

現在町道の延長は約六一、八〇〇米を数え、県道の約十一倍弱となつてゐる、近年自動車交通の發達に伴ない幅員の広長、道路の新設、改良等強く要望されており、現に都市計画事業として種々計画中有る。

第五篇 通信

一、高田郵便局

明治五年七月一日高田郵便役所という名称で、多芸郡島田村大字高田一一九の一（現在の養老新道東角）に始めて普通郵便の引受配達事務が取扱われる事となつた、当時の受持区域は高田、日吉、小畑、広幡、多芸、養老、上多度、下多度で遠く下池あたりまでも草鞋ばきでテクテク歩き朝早く局を出ても歸りには真暗になり提灯をかりてくるのが常であつた。然し数量は少なかつたので初代所長に任命された土屋松五郎氏私宅の一部四坪を借りて事務がとられ係員も二人であつた。料金はその頃「印税」と云つて距離によつて定められ東京まで一通の手紙に八錢程度かつた様であるが、八錢で当時の米が三升買う事が出来た事を聞くと相当高い郵便料であつた事が判る。その後明治七年五月一日に高田三等郵便局に改称、明治十九年三月二十五日に現在の高田郵便局と變つて為替貯金事務も取扱う事になり、明治二十八年一月一日に高田町大字高田一七〇番戸（現在西町百々家前）に洋風木造二階建て新しい局舎がたてられ、その年三月二十六日には電報を扱う事になつて当日は高田町を挙げての祝賀気分のみち日の丸提灯、国旗が掲出され角力や、芸妓の手踊りがあり、名古屋から駅遞局長が来高、郡長、郡會議員、各町村長、各官庁長等が臨席、盛大な祝賀式が催された。そして觀覽を許された町民は当時の電信機か

印字機であつたがモールス符号が細長い紙にしるされ、それが字になつてゐる事の微妙なゆきに何れも驚いたと沿革誌に出ている。その後明治四十二年に電話が始めてひかれ加入数一七であつた。かくして總ての取扱に利用が多くなり局舎もせまくなつて昭和二年七月一日に現在の処（元稅務署、近藤医院跡）へ移転して今日に至つたのである。

取扱数等變化した模様を略記すれば次の通りである。

	明治二十八年	大正二年	昭和二年	昭和二十六年	
普通々常	引受数	六〇、六五	一七、二六八	四四、四六	一四〇、九六
	配達数	七九、二四四	三二、〇八一	八四七、二〇六	四九八、八〇九
書品通常	引受数	一四六	二、一九七	六、〇四九	六、二九九
	配達数	五八四	三、三六六	八、一五一	八、一五六
電報	引受数	三三	四、〇五〇	八、三〇二	一〇、三三〇
	配達数	五	四、八六	九、六五九	一一、一八〇
小包	引受数	—	二、七〇八	四、一九六	—
	配達数	—	四、六〇六	九、三二八	—
電話加入数	—	九	五	一四三	
局員数	内務	三名	六名	一〇名	一三名
	外務	四名	六名	九名	一〇名

初代千秋元次郎（町選）

歴代局長

初代 土屋松五郎

第二代 土屋礼四郎

第三代 柏淵 東

第四代 大橋貞夫

第五代 大橋嘉六

第六代 富永昇次郎

第七代 早崎信一

第六篇 教 育

一、小 学 校

1. 高田小学校の沿革

明治六年三月十二日藍田学校を創立する。校舎は寺院（田代町説教場）を充当し、その当時の島田村押越村五日市村直江村を校区とした、藍田とは書言故事に「称_ニ舉父子_一曰_ニ藍田生_レ玉、諸葛恪少有_レ、孫權見_ニ其父瑾_一曰_ニ藍田生_レ玉真不_レ虚也。」とあるにより命名された。

明治十年明倫学校が当時の烏江村に寺院を充当校舎として創立された。

明治十三年改正教育令が出て学齡を六才から十四才まで八カ年としその内義務教育年限は三カ年とされた。

明治十九年新小学校令が制定され小学校を尋常科（修業年限四カ年）高等科（修業年限四カ年）の二科となし義務教育年限は四カ年とされた、また教育普及のため簡易小学校（修業年限三カ年）を置くこともできた。そこで本校は同年十一月から元の製糸工場を校舎として島田尋常小学校及び島田簡易科小学校と改称した。

明治二十一年三月島田高等小学校を新設した、本郡に於ては高等科設置の嚆矢である。

明治二十二年明倫学校を烏江尋常小学校と改称した。

明治二十三年十月三十日教育に關する勅語御下賜になり国民道德の大本が樹立され、同年小学校令の改正があり小学校教育が振興された。

明治二十四年五月一日高田高等小学校尋常高等小学校高田簡易科小学校と改称した。

明治二十四年十月二十八日濃尾大地震のため校舎が半潰した。

明治二十五年四月一日校舍狹隘を告げ本校を伊藤健之助方に移し元の校舎を公教場となす。

明治二十六年三月現今小学校の土地に建築された新校舎に移り簡易科を廢して高等科尋常科の二科とする。

明治二十七年五月一日烏江尋常小学校に高等科を併設する。

明治三十年烏江尋常小学校高等小学校を廢して高田小学校の分教場となす。

明治三十年九月十日高田町養老村、多芸村の組合学校となる。

明治三十二年十二月十二日養老村に分教場を置く。

明治三十三年八月小学校令改正され教育の内容形式とも一會改善された。

明治三十四年三月組合学校解散され高田町立高田尋常高等小学校と改称された。

明治三十六年四月増築中の南校舎落成す。

明治四十年三月小学校令が改正され、義務教育年限が六カ年となる。

四十一年本校は尋常科修業年限六カ年高等科は新制三年を加えて修業年限三カ年とする。

明治四十二年十月十六日本校の校旗が制定された。

明治四十三年四月二十一日東宮殿下（大正天皇）行啓の榮に浴す。

明治四十四年五月校地が現状の如く拡張された。

大正四年四月二十二日小学校附設の農業商業裁縫補習学校が設置され、大正十二年四月高田農商補習学校と改称された。

大正十五年三月西校舎増築落成した。同年から青年訓練所開設された。

昭和四年三月一日御大典記念事業として御真影奉安殿落成す。

昭和六年四月烏江分教場を廢す。

昭和八年十二月二十六日皇太子殿下御降誕記念として二宮尊徳先生銅像が建立された、各学級毎に学級文庫が設置された。

昭和十年六月高田農商補習学校を高田町立高田農商青年学校と改称する。

昭和十四年二月十一日校旗の汚損が甚しくなつた為、清交会員の手により新調寄贈を受く。

昭和十六年四月国民学校令により高田国民学校と改称し修業年限を初等科六カ年高等科二カ年とする。

昭和十八年十二月旧北校舎を運動場南方に移転する。

昭和十八年十一月十五日紀元二六〇〇年記念事業として新築中の北校舎落成する。

昭和十九年四月青年学校は中部六カ町村の組合立となり中部青年学校と改称し移転された南舎が校舎に充当れた。

昭和二十一年七月三十一日指令により奉安殿並に奉置所が撤去された。

昭和二十二年四月学制大改革され高田国民学校を廃して高田町立小学校と改称し、修業年限六カ年となる。青年学校廃校する。家驗協力学校に指定され新教育の実験研究校となる。

昭和二十三年四月日本放送協会指定。放送教育研究調査校となる。

昭和二十四年五月二十五日元南舎校舎の東半分を新制高田中学校に譲り残りの校舎を移転して現今の中舎となる、その折運動場が一會拡張された。西校舎は一部増築され放送室が設置された。

同年十二月文部省、日本放送協会、岐阜県教育委員会共催にて学校放送研究協議会を開催する。その折放送教育と題する一書を岐阜県教育委員会に本校と共同編纂をなす。

昭和二十六年四月映画幻燈の映写施設完備する。学校図書館法に準拠して学級文庫を廃し学校図書館を設置し毎年内容の充実を計る。同年十月本校に於て放送教育の実践第二輯を編纂する。

昭和二十七年十一月十日立太子礼記念としてヒマラヤ杉の植樹をなす。

昭和二十八年三月十二日本校創立八十周年記念として二宮尊徳先生の石像を建立する。

2. 小学校歴代校長

代	校長氏名	就任期間	代	校長氏名	就任期間
第一代	日比野廉平	不詳	第二代	高橋喜一郎	不詳
第三代	赤松莞爾	明治二十三年 〳二十七	第四代	村上定吉	明治二十八年 〳三十二
第五代	中島国吉	明治三十三年 〳三十五	第六代	森貞之助	明治三十六年 〳三十七
第七代	大橋敬二	明治三十八年 〳三十九	第八代	小森藤七	明治三十九年
第九代	横山八三郎	明治四十三年 〳四十三	第十代	田中長秋	明治四十三年 大正八年

第十一代	関谷龍逸	大正十一年	第十二代	北村莊三	大正十二年
第十三代	橋本悦二	昭和二年	第十四代	国枝順一	昭和十二年
第十五代	窪田知雄	昭和十七年	第十六代	横山三策	昭和二十年
第十七代	石川七吾	昭和二十一年	第十八代	高木修一	昭和二十二年
第十九代	伊藤核三	昭和二十三年	第二十代	大久保源吾	昭和二十九年

二、組合立高田中学校

沿革

学制改革により六、三、三制の確立を見るや養老那中部五ヶ町村（高田、養老、広幡、小畑、多芸）は学校組合を結成、昭和二十二年五月三日岐阜県養老郡学校組合立高田中学校が開放され、石川七吾氏初代校長として就任。当時独立校舎なく高田町及び広幡村は高田小学校新校舎を借り受け七学級を編成本校と称した。他の町村は各小学校の一隅を借り受け（養老村のみは役場樓上）分校と称し八学級を編成した。同年八月二十一日高田中学校校友会が結成された。

次いで昭和二十三年四月日吉村も組合に加入、日吉分校となつた。この間新校舎設立の案まとり、全

校職員生徒の勤労作業が続けられ、同年十一月三日、本館、南北校舎（十二教室）、使丁室、宿直室の落成を見、分校は解消、一年生のみ従来の本校々舎を借り受け、これを東舎と称した。

昭和二十四年五月八日、高田小学校中舎半分を骨組とした二階建が落成、それと共に高田小学校々舎は返還、はじめて全校一ヶ所に集ることができた。

次いで昭和二十五年七月二十日待望の講堂落成、グラウンドピアノも購入、すべての行事は学校のみならず、郡の大事事も殆んどこの講堂で行われるようになった。今年十一月三日、当時、青空教室の多い中に優良施設校として文部大臣より表彰を受けた。

翌二十六年十月、校地内を流れる御所川（通称）の護岸工事と共に倉庫一棟竣工。昭和二十七年一月八日、漸くにして特別教室（三教室）落成、同年十二月十一日、北便所及び自転車置場新築。翌二十八年一月十日、高田中学校教育委員会制度実施、委員長に高田町津田梨氏、教育長に栗本雄氏の就任を見た。同年十月、学校の増大と共に手狭をかこつていた校長室と衛生室の増築を完成した。

昭和二十八年年度、文部省産業教育指定校となり、翌二十九年三月、温床、五月、温室を新築し、徐々にその面目を整えつつあり、この間学級数も当初の一倍半に増加し、現在に至つたのである。開校以来今日に至るまで本校は常に教育実験学校として県及び郡の教育中心校として設備不完全の中に努力奮闘を続けて来たのである。

三、組合立高田高等学校

沿革の概要

- 一、昭和二十三年九月 一日 高田女子高等学校（定時制）として認可され家庭科を置き、元藍田保育園あとに開校し、宇田川岩次郎校長として就任す
- 一、昭和二十四年四月 一日 高田高等学校と校名を變更し、家庭科の他に普通科を置く
- 一、昭和二十五年六月 十日 新校舎第一期工事（二二五、八三坪）の落成をみる
- 一、昭和二十五年七月 一日 新校舎（高田町大字押越三〇ノ五）に移転す
- 一、昭和二十七年四月 一日 小野初雄第二代校長に就任
- 一、昭和二十八年二月 十日 運動場整地完成
- 一、同 年四月十五日 新校舎第二期工事（三四〇、七五坪）の落成式を挙ぐ
- 一、昭和二十九年四月 一日 岐阜県立高田高等学校（定時制）となる

現在本校は九学級編成で、二〇四名の生徒を收容し、十七名の教諭により将来の第三期工事と、全日制高等学校への実現を期して日夜精進を続けている。

第七篇 文化

戦后、或が国に於ては民主主義思想の普及徹底と共に、平和と文化の建設を一大目標として進んで来たのであるが、それがためには先ず従来の教育制度に反省の目が向けられ、米国の指導と共にその制度、内容及び方法に於て一大改革が実施されたのである。それと共に今まで理論的にその充実の必要が叫ばれながら実際には極めて貧弱であつた社会教育や、社会の文化施設の充実強化に大きな関心が払われこれが一つの社会文化運動となつて、つぎつぎと実現されつつあることは、文化日本建設のため誠によろこばしい事である。

当町にあつては次に示す如き施設、団体等が設置、結成されており、それらの活動を通じて、郷土の産業経済、文化の発展に貢献をしている。

一、高田町公民館

公民館の経営を通じて郷土の政治の民主化を図り、産業を振興し、社会教育の普及に努め以て郷土に香り高い生活文化を建設しようとの理想に燃えて当町に公民館が設立されたのは昭和二十四年であり、同年九月川瀬代右エ門氏より屋舎を借り、これを館舎に充当開館式を挙行した。同年九月十六日に公民

館条例が制定され機構、運営が確立し、昭和二十五年十一月三日元藍田保育園であり、高田女子高等学校でもあつた現館舎に転じ町民一般の文化の中心として、温健にして真摯なる活動が続けられている。

現館長 栗本 雄氏 館員一名

二、娯 樂 場

本町には今まで劇場とし千歳座（座主渋谷次郎氏）や、富元座（座主伊藤健之助氏）東雲座（座主川瀬代右エ門氏）松竹座（座主川島福松氏）等があり、寄席としては観園館（館主伊藤健之助氏）が建築せられ大衆の娯樂的要望に應へて来たのであるが、其の後種々の事情により他に売却、或は転用せられてしまつた。

現在こうした大衆娯樂施設としては次の如き劇場がある。

高田 劇場

当劇場は、常盤町の西脇養父、白木茂一両氏の奔走により、高田興業株式会社（發起人若山春吉氏、現社長久保田力藏氏）が建築したものであり、昭和二十六年一月これが竣工をみ、盛大なこけら落としが行われた。

建物は土屋八十郎氏跡に建てられ、その敷地坪数二五一坪、総建坪二四二坪の外観極めてスマートな近代的容姿を誇り、映画に、演劇に、その巧な上演映は、大衆娯樂の殿堂としてファンの満足を買つてい

る。收容人員八〇〇名。

三、各種団体

1. 高田町消防団

明治三十六年八月三日高田、中町に殺人放火の慘虐が行われ三戸が罹災した、此の時当地の酒造家山田良造氏が痛切に消防組の必要を感じられ、有志者と相謀り茲に消防組を私設して明治三十七年一月五日始めて出初式を行った。其の後数年を経過するうち益々其の必要を感じて遂に之を公設とする事になった。

爾來機をみて組織機構を刷新し、その内容の拡充強化を図り、常に潑刺たる気魄をもつて忠実に克く其の任務を完うし、戦時中は警防団として警備、防空の面にもあたつていたが戦后昭和二十二年に消防団と改組、現在は津田契氏を団長とし団員一四〇名を擁し之を五分団に編成して、自動車ポンプ一台、手挽ガソリンポンプ三、腕用ポンプ五台を夫々配置し、消防業務に應えている。

2. 高田町青年団

大正三年十二月九日有志者により高田町青年会として創立せられたものであり、当時は会員も小学校卒業時代から滿三十才までであつたが、大正七年十月にはその範囲が餘りにも広すぎるとの事由にて最高年齢を二十五才に短縮し、大正十年三月十二日高田小学校創立記念祭を期して規約を改正し、高田町

青年団と改称した。

大正十二年五月「養老の瀧」に関する歴史を研究してこれを出版し、同年七月には「高田町誌」を出版して当町文化向上のため多大の貢献をして来たのである、其の後は青年修養機関として各種の行事を行つて来たが、戦後は時代の推移により一時解散のやむなきに至りその組織は解体されてしまった。

しかしながら昭和二十二年頃より全国的に青年問題が大きく浮び上り、青年団の組織を再編成せよと叫ばれ、当町に於てもこれが組織の必要を痛切に感じていた青年が中心となり、一般の与論を惹起し、遂に第一回創立總會を昭和二十三年四月高田小学校に於て開催、新規約、新役員を決定、其の組織に於いても、精神に於いても全く面目を更新した青年団となり、民主的なる青年団体として再出發したのである。

爾來本団の事業を通じて、団員各個々人の修養を高め、国民としての資質を向上すると共に一致協力
の訓練を成就し、社会生活の訓練を成し遂ぐるべく活潑なる活動が展開されている。

現在団長 上田正行 団員約一〇〇名である。

3. 高田町体育連盟

昭和二十五年十一月三日高田町軟式野球連盟として發足し、野球を通じて当町スポーツの向上を図つて来たのであるが、その後昭和二十六年六月一日高田町体育連盟と名称を改め、陸上、庭球、卓球、柔道、野球、水泳の各部門を統合し新發足した。爾來、野球大会、水泳大会、町民運動會、夏季ラジオリ

操の会、庭球大会等を年中行事として実施し、町民の体育向上と青少年の不良化防止に寄与し、その成果は特に注目に価するものである。

尚昭和二十四年町制施行六十周年記念として設置された高田中学校西の町営運動場を総合運動場とするべく、第一事業として、幅十一間、高さ、三間半のバックネットを当連盟により建築、昭和二十八年月これが落成式を行つた。

現会長 浅井嘉助氏 事務所は高田町役場内。

4. 高田町婦人会

高田町婦人会は、本町の婦人たちが質素を旨とし、婦徳の修養に努め、公益を計るを以つて目的とし大正七年創立せられたものであり、爾来、毎年講習会、研究会、その他各種年中行事を開催し、婦人の教養の向上や生活の合理化につとめている。

本会の積極的に進歩的なるその活躍に当町の文化向上を推進する一大原動力となつており、将来益々發展する可能性がある団体である。

現会長 川瀬敏子氏 会員九〇〇名を擁している。

5. ボーイスカウト

ボーイスカウトは、少年に、児童心理と科学に立脚した会社教育を施すもので、その各種の教程は、すべてゲーム化され、楽しみつつ訓練され、実生活に即した実学を教育するものである。

本町のボーイスカウトは、昭和二十五年七月二十八日に養老第一隊として誕生し、景陽寺内に本部を設け、高橋和夫師を中心として愈々堅実に発展しつつある。

昭和二十六年八月一日に東本願寺から隊旗を授与せられ、同年八月二十四日には、岐阜連盟主催による県大会に参加し、短時日ながら日頃の訓練を遺憾なく發揮し、県下第二位の成績を収めるまでの長足の進歩した。

更に昭和二十八年八月十日には、県下第五回キャンポリーに参加し、優秀隊として表彰を受ける名譽を担つた。現在隊員は十九名である。

第八篇 保健衛生

凡そ都市、町村をとわず、その堅実なる発展の一要素として、住民の保健衛生思想の普及啓発と各種衛生施設の充実完備は必要かくべからざるものである。本町に於ては多年町民の保健衛生に努力し、町内の塵芥処理については昭和二十三年八月より人夫を使役して毎月一、六の日に之を馬車にて蒐集し、春秋二期には大掃除を実施、鼠族、衛生害虫の驅除及各種伝染病の予防接種等に関しては町よりその経費の一部を補助し、これらの徹底を期している。

花柳病予防に關しては、昭和九年より昭和二十年まで町管にて花柳病予防代用診療所を設置しその検診、治療を行つていたが、現在では芸妓舞臺所が診療所をもうけ、日々検診、治療にあたつてゐる。

国民健康保険組合は、昭和十八年成立し同二十四年まで事業を行つてきたが、運営面に於て遺憾な点があつて一時中止し現在に至つてゐる。時代に即した新しい組合の成立が期待されるものである。

本町に於ける保健衛生施設及その事業内容を示せば次の通りである。

一、南濃保健所

南濃保健所は、昭和二十五年八月十五日大垣保健所より分離独立し、養老、海津二郡二十三ヶ町村を管理する。

当保健所は建坪一七〇坪一部二階建にて総工費二、六二〇、〇〇〇円にて竣工し、昭和二十五年九月十一日落成式を行つた、外観極めてスマート内容は一応じ級保健所としてはすかしからぬ設備をほどこしてある。

定員は二〇名で他に四名の補助衛生監視員がある。

保健所の運営については克く保健所法の趣旨を体し、管内町村を始め他の官庁、学校病院、医師会等関係方面との連絡を密にし所員一致協力常に和をもつて保健所業務の敏活適切なる処理と保健衛生施策の浸透徹底を期し、公衆衛生の向上増進に寄与すべく万全の機能を發揮するよう努力してゐる。

事務処理については運営指針に則り、総務、衛生、予防及び普及の四係を置きそれぞれ分掌し事務を処理している。

所長は

第一代 大角 喜 教 氏

第二代 市 川 勝 氏

二、養老郡防疫組合

当組合は大正四年十一月九日町村制第一二九條により、衛生事務の内隔離病舎の設置維持を共同処弁するため設置せられたもので、その沿革は左の様である。

大正 四年十一月 九日 養老郡高田町外三ヶ村(上多度、小畑、日吉村)隔離病舎組合設定許可

大正 八年 二月 十二日 当郡笠郷村及下多度村本組合へ加入し、養老郡聯合隔離病舎組合と

改正

大正 十一年 三月 六日 当郡広幡村本組合に加入

昭和 四年 六月二十四日 当郡養老村及不破郡合原村の二ヶ村本組合に加入

昭和二十一年 一月三十日 当郡池辺村加入

昭和二十一年 八月二十七日 当郡多芸村加入

二、高田診療所

当診療所の変遷状況は次の通りである。

昭和二十三年 四月 一日 旧料理屋を買収し、岐阜県農業会西濃病院高田分院を養老郡高田町大

字高田字城前三九六ノ一に開設すべく県知事宛申請した。

1. 診療科目

内科、小児科、婦人科、眼科、物療科

2. 診療に従事する医師、その他の従業員数

医師三名、看護婦四名その他従事者三名

3. 敷地の面積一九二、八坪

4. 建物の構造概要

木造瓦葺二階建一一六、六五坪

昭和二十三年 五月十九日 右申請許可（岐阜県指令 二三医第一、三〇〇号）開院す。

昭和二十三年 八月十五日 岐阜県農業会解散

同日岐阜県厚生農業協同組合連合会設立経営を移管。

昭和二十四年十二月一日 西濃病院より分離し、岐阜県厚生農業協同組合高田診療所として独立した。

昭和二十六年 八月 一日 公的医療機関に指定さる。

昭和二十六年 十月 二日 結核予防法による医療機関に指定さる。

昭和二十七年十二月 診療所内部、構造、設備の改造を行う。

現在はベット六床を有し、農民及一般の利用日々に増加し狭隘を来たせるにより、高田町押越地内に養老郡防疫組合の協力を依つて、綜合病院の建設に着手した。敷地約一、〇〇〇坪、本館一五〇余坪、普通病棟一二〇坪（三〇床）隔離病舎一四〇坪（二三床）で昭和二十九年十二月一日開院の見込である。

当所の歴代所長名左の通りである。

自	昭和二十三年五月	十九日	初代	高松	雄
至	二十四	三十一			
自	二十四	四	代理	半田登喜代	
至	二十四	七			
自	二十四	八		上窪	清
至	二十七	九			
自	二十七	十		宇佐美	弘
至	二十七	十			

四、その他の医療施設

医療施設としては前述の施設以外に左の如き施設があり、本町は一般の医療施設には比較的めぐまれていると云えよう。

医	院	齒科醫院	眼科醫院	藥	局	藥	店	助産婦
六		六	一	三		二		四

第九篇 厚生福祉

一、生活保護

我々の最低生活を保障するため、昭和二十二年生活保護法が施行せられ、爾來その保護実施機関として町長が生活保護法の運営にあつてきたのである。

昭和二十六年十月一日より社会福祉事業法によつて生活保護法が改正され、福祉行政に専任する福祉事務所が各市、各地方事務所内に設置せられ、専門的な訓練を受けた社会福祉主事が福祉行政に専従することになつた。従つて従來町長の責任で行われていた公的扶助事務が県に移管され、現在は南濃地

方事務所厚生課内に於いて此の事務が行われている。

では本町民はどの様に生活保護法の適用を受けているであろうか。

昭和二十七年十一月保護実施状況 () 内は併給

区 分	世帯数	人 員	保 護 費	
生活扶助	四六 ^{世帯}	一三九 ^人	六七、九五〇 ^円	
教育扶助	二七(二四)	四五(四二)	六、九八七	
住宅扶助	二三(二三)	八五(八五)	二、〇六八	
医療扶助	一五(一〇)	二二(一五)	四〇、六〇六	
総 計	五四 ^{世帯数}	一四九 ^{實人員数}	一一七、六一一	
一世帯当り	二、一七八円	一人当り	七八九円	
昭和二十二年生活保護法が実施されてから以後の保護実施状況は次の通りである。				
年 度	世帯数	実人員数	総 扶 助 額	一人一ヶ月当り保護費
昭和二十二年	九一 ^{世帯}	二五二 ^人	二二七、八三二 ^円	七五 ^円
昭和二十三年	八五	一七五	三八六、四九一	一八四
昭和二十四年	六四	一九五	八一七、三三七	三四九
昭和二十五年	八五	二四八	一、一三八、八二六	三八三

昭和二十六年

九三

二五二

一、四一九、三七四

四六九

民生委員

公的扶助実施の協力機関として民生委員がある。これら委員は町の篤志家として暖い心を持つて要保護者の更生援護に努め、児童委員としても幼児の保育についての相談に応じ或は、青少年の不良化防止等に活躍し、社会全般の福祉増進に努めている。当町の民生委員は次の諸氏である。

味岡宗一

津田たけの

小野 清

日比野清一

笹墳俊雄

中村 建

中島 昇

二、児童福祉

本町に於ける児童福祉法による施設としては左に掲げる様な保育園があり、これら施設への入園児が逐年増加の傾向にある事は、児童の福祉に対する一般の関心が高まりつつあるあらわれであつて真に喜ばしい次第である。

しかしながら近時不健全娯樂の進出により、少年期にある児童に及ぼす悪影響が甚だしく、これらの児童の補導育成に關してはこれが対策として児童のための健全娯樂施設の設置、或は子供会、子供クラブの結成等が考慮されねばならず、子供が幸福に育成せられ愛護されるためにはまだ多くの問題が残されている。

1. 藍田保育園

昭和三年、八日会所に於いて奉仕会の経営により開園され、その後昭和五年には園舎も新しく建築せられ児童の保育に努力して来たのであるが、第二次世界大戦が勃発し益々その熾烈の度を加うるに従い空襲が頻繁となり、園児の通園が困難となつたため閉鎖のやむなきに至り、昭和十八年三月限りを以つて閉園されてしまつた。

2. 景陽寺慈光保育園

本園の沿革は、大正三年六月小学校児童の宗教々育を目的として発会した高田福田会の幼児部として大正五年四月より同十五年三月まで滿十カ年間、高田簡易幼稚園の名称で五、六才の幼児に對して宗教教育を行つた。其の当初は園児数は三十名位であつたが、次第に一般に理解が出来六十名程となつた。

當時は後援団体もなかつたので任職個人にてオルガン、ブランコ等必要に応じて設備をした。その間に於て東本願寺より表彰として銀製の象の床置を下附せられた事もある。その後暫く閉園していたが、昭和二十二年五月五日景陽寺梵鐘鑄造の記念事業として、景陽寺慈光保育園の名称にて開園した。

昭和二十三年に児童福祉法が制定されるに及んで同年十月三十日児童福祉施設として認可を与えられその後年を追うにつれて園児数は増加し、内容、設備が充実、同二十五年四月二十九日天皇誕生の佳節に官内庁長官より御下賜金を拜受した。この名譽に應えるべく愈々園長以下主事、保母とそれに父兄も一丸となつてよりよい子供の育成にたゆまざる研究と努力を続け、現今にては在園児約二百名、昭和二十六年度迄の修了園児数は約四百名に及ぶ、将来園舎の増築と、屋外遊戯場の拡張は必然的なものとな

つて来ており現在計画中である。

園長 高橋禎祥 職員 主事一名 保母八名 園医一名

3. 専念寺保育園

児童福祉法の公布に依り児童の保護育成の必要を痛感した有志者の努力によつて、町の中央に位置する専念寺に保育園開設の気運を生み、昭和二十五年四月八日大谷婦人会美濃高田支部の経営により専念寺保育園と命名し、本堂、庫裡等を保育室、医務室、事務室等に充當して開園した。

昭和二十五年六月一日には児童福祉法による保育園として認可を与えられ、その後營々として保育事業に専念し、施設も略完成したるも年々入園希望者の増加は既設建物を以つてしては尙狭少を來たし新園舎の建設が叫ばれ、現在境内隣地に敷地として三十余坪を確保する事が出来、新舎屋の建築準備は着々と進められている。

園長 笹墳俊雄 職員 保母九名 會計一名 園医二名

園児数 男児 九四名 女児 一〇四名 計 一九八名

4. 島田保育園

本園は大正十五年から毎年農繁期保育園を開設されていたが、農家の過重勞働と、必迫した經濟事情とによつて、要保育児が激増する傾向にあるため、島田区民の要望によつて、昭和二十九年四月一日から、常設保育園として設置されたものである。

淨本寺本堂を、保育室、医務室、事務室等に当て、保育に必要な設備方面に意を注ぎ、昭和二十九年六月一日には、児童福祉法による保育園として認可を与えられ、本格的に児童保護育成に努めている。

園長 中村 建 保母三名 書記會計一名 その他一名 園医一名
現在園児は 男 二三名 女 三〇名を收容している。

三、養老郡結婚相談所

最も厳肅であるべき結婚様式が、依然として封建的で不合理不経済の域から脱し切れないで誰でも悩んでいる。浪費を節約し簡素な而も高雅優美な新しい結婚方式を打ち建てることは新時代に適した国民生活であり、更に新建日本の生活面の根本的改善を目指すことになる。

この意味で養老郡生活改善協議会（養老郡連合婦人会）では理想的結婚式についていろいろ研究を重ねその手始めとして昭和二十六年九月、結婚相談所を設立した。

この相談所（高田町公民館内）では、相手方の諸調査は勿論、結納、調度品の世話から、貸衣裳を調え、結婚式、披露宴、記念撮影等々のことまで万端世話するので、開設以来利用者は逐増の形にあり那外との交渉成立も数多いことは生活改善上喜ばしいことである。

第十篇 宗 教

一、神 社

1. 田代神社 高田町大字高田字北浦

祭 神 春日神社 武美賀津知命 伊波比主命 天兒屋根命 比売命

熊野座神社 家津御子大神 熊野扶須美大神 御子速玉男大神

諏訪上社 建御名方富命

宇佐神社 応神天皇 比売神 神功皇后

賀茂神社 別雷命

白鬚神社 猿田比古命

即ち六社十三神を祭るから六社大明神とも云う。相殿に御鋏神社がある。これは後に合祀せられたものである。

由 緒 田代神社の勸請起原は詳かではないが、千年以上の古社らしく宇古宮に鎮座されていたが（旧社地が今尙僅かに存している）慶長六年十二月二十六日現今の地に水害を避けて遷座せられた。御神体は御木像の由である。又十三体もない様子であるが何れも明らかではない。

慶長元年に神明神社境内に大善院（後の壽量院）が創建せられた（開基行透法印）。其処へ慶長六年に田代神社が遷座して来られたのである。

同年領主徳永石見守寿昌が社域を寄附して大麥広くなつた。田代神社沿革記によれば「当時神明神社の社域甚だ広くて現今宮町大門大善池など言う字の遺つてゐるのは皆其境内で大門というのは其大門の跡であるといわれている。此辺は統べて鬱蒼たる森林で世に徳永松と云う大樹も其の中にあり、専念寺本堂の棟木は其の松である。」と伝えている。

後に元禄五年に始めて山門を造り首禰殿院末寺となつていたが、明治維新後廢寺となり、壽量院は約二七〇年にして遂に亡びてしまつた。建築物は今尙存し昭和二十六年までは高田町役場として使用されていた。

社殿は御遷座后今日に至るまで拾数回修繕された事が記録に残つてゐる。現境内は四九五坪である。例祭は毎年秋分の日となつてゐる。

喧嘩祭りの由来

田代神社獻燈は相互の約束により毎年一定してゐたものが明治十二年下川原組から異例にも十二燈を獻じたため此約束が破られ争論が起つた。又太陽曆となつた時島田はやはり陰曆を使用する事を主張し、下高田は陽曆を使用する事を主張し屢々腕力に訴えられたが、明治十六年協定して現在の様に秋分の日と定める事になつた。

以前は八月十日が島田八幡祭、八月十一日が高田町民の田代祭り、八月十二日が下高田町民の田代祭

りとなつていた。

又其他太鼓が境内から出る順序についても争が起きていたが、明治十八年漸く現在の順序に定められた。其他色々の事にかこつけて田代の祭りと言へば喧嘩をしたので太鼓祭りを一名喧嘩祭りと世の人は言つていた。

境内の神明神社の祭神は天照大神である。勧請年月は不詳であるが往古から此地の主神であつたのが、慶長六年田代神社遷座後其の攝社となられた。祭典は毎年十月一日に行われる。

田代神社の裏に明治元年の頃には稻荷神社があつた。天光様ととなえて參拜人は非常に多く仲々繁盛したものであつたが、後遷して火災に罹り久しく田代神社拜殿内にあつたが大正十一年に至り島田に遷座せられた。

1. 愛宕神社 高田町大字高田

祭神 火産靈神

由緒 勧請年月不詳であるが、慶長前より鎮座の由古老の口碑に伝えられている。従前高田町民一般氏神同様尊崇して来たのであるが、寶曆九年己卯八月当町氏神田代神社祭日定例興行物の事件について争論が起り、笠松郡代所へ訴訟に成り右興行物は禁止せられたので、更に願ひ立て此神社の祭典を興し宝曆十二年午字高田東町（当町千秋庄六郎所有地を借り受け）に御旅所を設立並軸三輻創造、爾來祭日神幸の儀を行い軸の上にて偶人獅躡等舞弄し神幸に供奉隨行することとなつた。

祭典は以前六月二十三、二十四日であつたが今は五月十八、十九日となつた。

北野神社は祭神天満大神、文化年中の創立、愛宕神社境内に鎮座、例祭は八月三、四日、境内地九十
六坪。

3. 愛宕神幸神社 高田町大字高田字連寺

祭神 不詳

由緒 宝曆十二年壬午創設せられたものである。伊勢神社は天照大神及豊受大神をまつる、弘化三年の創立。北野神社は菅原道真をまつる。文政三年庚辰八月の創立。境内地一〇四坪。

4. 八幡神社 高田町大字高田字才勝

祭神 応神天皇

由緒 創立年月不詳、寛延年中勸請の由伝えられている。境内一六二坪。

5. 篠墳神社 高田町大字高田字城前

祭神 秋葉神社 加具土神

沙々貴神社 大彦命 敦実親王

由緒 宝曆四年甲戌十二月柏淵祐八、自己の所有地に勸請。境内二十六坪。

6. 皇太神宮 高田町大字高田字城前

祭神 天照大神 創立年月不詳、敷地五坪

7. 秋葉神社 高田町大字高田字町

祭神 加具土神 合祀 菅原道真

由緒 文政十二年己丑十二月勸請し、更に安政六年己未天満神を合祀す。敷地五坪

8. 秋葉神社 高田町大字高田常盤町

祭神 加具土神 文政八年乙酉三月勸請、敷地六坪二合五勺。

9. 八幡神社 高田町大字押越字村内

祭神 応神天皇

由緒 創立年月不詳なれども貞治年中鎮座の由、古老の口碑に云い伝えによれば、今より五百五十餘年前にあたる。

寛永の末頃小笠原土佐守より境内を寄附せられたものとみえる。

境内にある金刀比羅神社は大己貴命及崇徳天皇をまつる。嘉永元申年九月勸請。神明神社は勸請年月不詳。境内五百九十二坪。

10. 神明神社 高田町大字押越字神明

祭神 天照大神 応仁年中勸請の由伝えられる。境内百八坪。

11. 神明神社 高田町大字押越字神明

祭神 天照大神 文政十年丁亥十一月勸請、境内八十五坪、

12. 神明神社 高田町大字越字村東

祭神 天照大神 創立年月不詳、境内百七十七坪

13. 八幡神社 高田町大字烏江字江東

祭神 応神天皇

由緒 創立年月不詳、境内末社に、若宮八幡神社祭神仁德天皇、日吉神社祭神大山咋命、御鋏神社祭神豊受姫命、秋葉神社祭神加具土神があるが何れも創立年月不詳、境内二百六十四坪。

14. 山神社 高田町大字烏江字江西

祭神 大山祇命 創立年月不詳、境内十坪。

15. 須賀神社 高田町大字烏江字江東

祭神 素戔鳴尊 由緒不詳、敷地一坪。

16. 須賀神社 高田町大字烏江字江東

祭神 素戔鳴尊 由緒不詳、敷地一坪

17. 金刀比羅神社 高田町大字烏江字江東

祭神 大己貴命 合祀 崇徳天皇 由緒不詳

18. 須賀神社 高田町大字烏江字江東

祭神 素戔鳴尊 由緒不詳

二、仏 閣

1. 景陽寺 真宗大谷派 高田町大字高田字町

本尊 阿弥陀如来

由緒 真宗大谷派の末寺で高橋山景陽寺と称する。天文の初年、三河国ツツミ村の住人松山源左エ門が僧となつて京都に旅立つ道すがら縁あつて天文八年高田に草庵を結び、脱俗して了知と呼ぶ。其后暫く京都に行き天文十四年に又高田に帰つてささやかながら一字を創建して永住の地と定めた。けれども別段寺号とてなく寺も僧も共に了知さんと呼んでいたらしく、古文書に「寺号無之時分は了知と申候」などと記してある。其后暫く無住であつたがやがて第二世了惠法師が法燈をつがれることになり慶安四年に始めて景陽寺と寺号御免の沙汰があり、其年の八月木仏下附の許状（第十三代宣如上人の添書あり）を下さる。松山家は第十世惠林師を以つて后嗣なく、明治三十五年海津郡今尾町土倉淨雲寺より高橋智門来住し景陽寺の第十一世の法燈を嗣ぎ現任職は第十二世である。

今の本堂は貞享五年第五世惠秀法師のとき改築られたものである。第八世惠広法師は学徳一世に秀でたとの事である。境内四百五十坪。

正徳三癸巳歳三月八日鑄造の洪鐘は大戦のため供出せられ現在の洪鐘名「諸行無常 是生滅法 生滅

滅已 寂滅為樂 岐阜県養老郡高田町景陽寺常住也第十二世願主釈禎祥 天下和順日月清明 正徳三癸巳歳三月第五世惠秀發願ノ古鐘ハ昭和十七年十二月政府ノ要請ニヨリ供出ス 依テ今茲門信従ノ淨財ヲ蒐メテ昭和二十二年三月鑄造之 滋賀県愛知郡長村 鑄匠 黄地佐平鑄造」

2. 専念寺 真宗大谷派 高田町大字高田字北浦

本尊 阿弥陀如来

由 諸 篠墳山専念寺も真宗大谷派の末寺である。文化十一年三月二十八日に田代神社の御遷宮式があつて高田の町は可なり賑やかであつた。翌二十九日夜如何なる原因かは不明であるが、専念寺の九間四面の御堂が無慘にも全焼してしまい、当寺に關する古い記録は焼失して創建年歴は詳かでなく、専念寺の史実としては開基釈願正が延宝五年四月三日に死亡した事が僅に知られている位である。今の本堂は其后に建立されたもので凡そ百三十年前と見受けられる。棟木の松は田代神社境内の徳永松であつたと言はれている。

宝永三年九月二十八日鑄造による古鐘は大戦の犠牲となり、現今の洪鑄名「美濃高田坊専念寺現住釈俊海 京都寺町高橋鐘声堂 昭和廿二年一月 寄進門徒信徒中」境内五百十三坪。

3. 淨本寺 真宗大谷派 高田町大字高田字栗下

本尊 阿弥陀如来

由 緒 真宗大谷派の末寺であり養流山淨本寺と称する。創建者は今から千年程前に多芸郡中村

から島田村粟下に移住したる人であると伝えられる。然し其建立年月は不明である。かくて代々島田に住し中村姓を名乗り初め多岐神社の社司及庄屋など勤めたが、残つてゐる記録はない。又寺は往古天台宗であつたが、明応九年八月八日住僧善方、本願寺第八世蓮如上人に帰依し、転宗して淨本寺と称したのであると云う。

現在の本堂は凡そ三百年前の建造物であると伝えられている。境内に六角堂（一切経堂）がある。

文化四年島田村川瀬忠八三十八才の時過つて冬眠中の蛙を殺して無常を感じ出家して唯信と改め、當時の淨本寺住職法空と協力して淨財を集め文化十三年茲に斯くの如く六角堂を建て、一切経を献じたと言ふ、これが六角堂の由来である。

享保十一丙午年三月十天鑄の洪鐘は大戦のため供出せられ、現洪鐘名「養流山淨本寺 寄附人門信徒一同 桑名市鍋吉鑄造所鑄造師伊藤軍市郎 昭和二十二年三月之鑄」境内四百八十三坪。

4. 受誓寺 真宗大谷派 高田町大字高田字高村内

本尊 阿弥陀如来

由緒 青蓮山受誓寺も真宗大谷派の末寺である。創立年月は詳らかでないが、往古天台宗に属して蓮寺と称していた。文明十四年住僧了海本願寺第八世蓮如に帰依し、名号の御染筆が下附された。それ以来転宗して受誓寺と改称しこれを受誓寺の門基としている。当寺本尊阿弥陀如来の木像は天台宗慈覚大師の彫刻で、蓮寺と称していた時から伝はり、九字名号は寺僧了海近江国湖東の辺にある漁

家より得て吉崎に詣り、蓮如上人に蓮台を請うたものであると寺伝に託してある。境内に金剛神の石像がある、其表に「永享六甲寅年八月二十四日」と刻してある。これは西暦一四三四年にあたり今から約五百年前にあたる。恐らく夫れが当町に於ける最古の記録ではなからうか、おぼろであつて明かではないが石に刻されて春風秋雨茲に五百年其碑の前に立つてうたた往古を偲ばずにいられないものがある。

寛文十二壬子曆七月二十八日建立の古鐘は供出せられ現洪鐘名「美濃国高田町青蓮山受誓寺願主釈心栖 總門信徒中 昭和廿二年八月 京都寺町高橋鐘声堂謹鑄」境内八百二十六坪。

5. 西 福 寺 真宗大谷派 高田町大字押越字村内

本 尊 阿弥陀如来

由 緒 真宗大谷派の末寺であり法性山西福寺と称する。天正十一年覚専法師の創建によるものであり、当寺門徒帳に「境内五畝六步除地、淨曉坊覚了正徳年中桜井村に庵を建立し之に退栖して往生せり。猶了証という僧同庵に隱栖すること十有三年行年七十八才、文化元年卒」とある。

明治四十一年四月鑄造の洪鐘は大戦の犠牲となり、現在の洪鐘名。「養老郡高田町押越、法性山西福寺寺物、現在并総同行、昭和二十二年十二月鑄造、滋賀県長浜第十五世西川徳左エ門」

6. 善 正 寺 真宗大谷派 高田町大字烏江字江東

本 尊 阿弥陀如来

由緒 石津山善正寺も大谷派の末寺である。本尊は垂乳左足上の像であり、安阿弥作仏と称する、永仁元年三月三日賢譽法印が創立したもので、当時は一の宮寺であつて天台宗石津山大恩院と号していた。応仁元年八月兵火に罹つて、堂宇悉く焼失し、唯石仏薩埵の像のみが塵に埋り叢の中に残つた。時に当地の人吹原久内左衛門源重時文明四千辰年六月朔日夜夢に仏勅を感じ、終に発心出家して沙門となり、善正と称した。天台の門に修業する事十二年、文明十六甲辰年秋山科本願寺に參詣して、蓮如上人の化導を蒙り、改宗し淨土真宗に帰依し、六字名号竝に念珠一連を頂き帰国して、大永三癸未年八月善正寺と称し御堂を今の地に建立した。

元文四年尾州候領内の寺社及人民に佳木を指上ぐる旨申渡されたことがあつた、其時当寺より獻じた佳木の文書は左の様なものである。

覚

一、白いちはつ 一、すゐせん 一、寒菊

右之通当寺境内に所持仕候に付書上申候以上

元文四年未正月

濃州多芸郡烏江村 善正寺

(右善正寺代判同郡蛇持村了覚寺印)

「因に右三種の草花は同月十六日庄屋名古屋へ出でし時あつらえ指上く云々」

享保五歲次庚年十一月念二日鑄造の洪鐘は大戦のため供出せられた。現洪鐘名「再鑄昭和二十四年一

月八日養老郡烏江大恩院石津山 善正寺第十七世住職願主釈茲正施主門信徒中 岐阜市岡本太右衛門尉藤原定篤鑄造 国豊民安兵才無用」境内六百二十坪四二。

7. 莊 福 寺 臨濟宗南禪寺派 高田町大字押越字町南

本 尊 藥師如来

由 緒 当寺は郡内寺院中頗る史実に富んだ寺であつて、美濃明細記に「多芸郡大墳村莊福寺。

妙高山南禪寺末。丸毛兵庫頭先祖之菩提所也。代々墓有、近代丸毛城跡為寺地。昔徹書記之配所也。姥石有、此石ニ怪事アレバ徹書記之歌詠而怪事止。其姥石莊福寺有。徹書記者東福寺之書記役。名正徹ト云。一本正福寺」とあり此れにより大凡当寺の由緒を知る事が出来る。

当寺は新羅三郎義光五世の孫、阿波守小笠原長清が鎌倉覇府に願ひ出て、教町の寺田を賜はり、草創した所である。其の後貞治二年九月長清六世の孫丸毛六郎兼頼が洛東南禪寺の住僧天関和尚大禪師を開山として之を中興した。兼頼五世の孫丸毛兵庫頭長照、応仁二年八月一日軍に従つて都に赴いた。是日祖先長清が二百年前に草創した京都清水坂にある長清寺が兵火にかかつて灰燼となつてしまつたので、長照、其の灰燼の中より長清の屍を盛つた石棺を探り出し、遺骨を奉じて国に帰り、遂に之を三分して、一は洛東長清寺に蔵し、一は信濃国川路の開善寺に蔵め、一は当寺に納めた。之を三ヶ所に分納したのは将来一、二は失つても其の一つは世に残そうと考へたためである。此の時携へて来た長清の骨器は当寺に現在も宝蔵されている。銘は文明二年二月十五日横川景三といふ僧の書いたものである。惜

しい事には元祿年中火災にかかり一部焼焦してしまつたが、此の小笠原長清黒漆骨蔵器一合及文明二年仲春横川景三撰銘文一卷は昭和二十三年四月二十七日附にて文部省より重要美術器に認定せられた。此の他丸毛家歴代の位牌及兼頼より丸毛三郎兵衛に至る二十一世の墓石がある。元祿十二年正月火災に罹り本堂が焼失してしまひ天文二年之を再建した。当寺は古来除地であつて、領主戸田氏入国後も境内二石七斗五升及屋敷六畝十二歩の地子各竹木諸役等、凡て之を免除するとの墨印を賜わつてゐる。庭前に姥石がある。正徹と共に其名世に伝わつてゐる。当寺は古えより多芸村大字多岐枯木にあつたが、隔々果起業牧田川改修工事に伴ひ寺有地の八割及墓地全部が買収を受け堤防と建築物との間隔尺余を離れない迄に接近し寺門の維持は困難となり、昭和九年七月高田町大字押越字町南七百貳拾五番地の壹、現在の地に移転改築した、境内地五百八十三坪九七。

【徹書記伝】 正徹名は清嚴、姓は紀氏、東福に入り僧となり、同寺の書記を勤む。依て徹書記と号す人となり和歌を嗜み其の詠ずる所、三万餘首詠草三十六帖あり。之を熊野に蔵めたが、自ら謂へらく、是まことに益なきわざなりと。乃ち尽く之を焚く。後之を悔い、復詠すること二万餘首之を草根集と名ずく。其後詠草又推積す。晩年之を編して草根統集と名ずく。此他徹書記物語、清嚴茶話、慰草等の著がある。

或時

中々にみぬもろこしの鳥はこし桐の葉おとせ秋の夜の月

と詠みけるが、是即ち上を誹り、時代を謗りたるものなりとて、京洛の住居を追放せられ、行雲流水に妾をやつし、濃州に來り、当莊福寺に杖を留む。真清探桃集に、正徹中頃配流濃州多芸郡大塚村正莊寺中「在旧跡」と記せり。にぎはひ草という書には、「内裏へ盜人の入りたるとき正徹『四つの海おさまりがたきしるしにや雲の上までのぼる白波』と詠みて配流せられし由記せり。当莊福寺寄寓中は異郷の天にありて常に都の空懐かしく、世の味気なきを啣ちつつ有りしが、翌年七月孟蘭盆の節会に其情溢れて、

中々になき魂ならば古里に帰らんものを今日の夕暮

と詠じたるに此歌天聽に達し、正徹の衷情を察したまい、勅勘を免され歸洛す。長祿二年五月七十九歳にして歿す。徹書記物語に、「われをさなかりし頃、七月ほしに手向るとて一首歌よみて木葉に書付待りてしが、歌のよみ初也。さるほどに星の徳を思いて、去年の秋まで七首七葉にかきて星に手向待りしなり。まだ歌もよみならわぬさきから、恥のかはをおもはず、はれの会にいて、よみならい侍りしなり。身が家は東洞院にあり。其むかに奉行の治部といいたるもの所に、月次がありて冷泉為尹、為邦、前探題了俊其外近習の人々二十人ばかりかすありしなり。恩徳院の律僧のありしが歌がよみたくば前の治部のところへつれて、行待らんと申されしほどに、其比かしららさがりしころにてはづかりしかども、律僧につれられて治部がやどへゆき侍りしかば、八十餘の古入道のしらがふきなるが出あいて申侍りしは、児の歌あそぼる事は、今の時分更になきことなり。やさし御事に候。是は毎月二十五

日月次候御出候てあそばし候へ。題は是々に候といひて我にかきてくれ侍る。それからひたいでに出てきて歌をよみならし也。其頃十四五歳にてありしなり。其後奈良の門跡に奉公し侍りし比ほひ、山の講堂供養に上童にて供奉などして奉公にひまもなかりしほどに、しばらく歌もよまざりき。其後親にをくれ侍りしかば又さし出歌をよみ侍りしなり。治部がところの會より以来の詠草三十六帖ありしなり。二万余首あるべきなり。それみな熊野にをいてやき侍りし也。其の後より今までの詠草一万首にちとたらぬなり云々」とあり其の幼時より如何に和歌を嗜みしかを知るべし。

【姥石】曩に正徹当莊福寺に寓せし頃、境内の姥石といふ奇石、手をふるれば、微温を感じ夜毎になく声絶えず。これいにしへ某女の玆にて悶死したる怨靈の石に宿りたるなりと聞き、正徹徐ろに石に向ひおふちにはあふことかたき姥石のさこそ肌のつめたかるらん

と歌を詠じ一刀を加へければ、不思議にも其怪事止みたりといひ伝ふ。今も庭前に姥切石とて石の真中に刀劍の如き疵ある石存せり。其刀先代まで当寺にありし由なれど今は紛失せりと寺僧いへり。美濃明細記にも「大墳村に姥石とてあやしき事のみおほかりければ、正徹の歌よみにてあやしき事やみぬとなん此石同村正福寺にあり」と記せり。

【故阿波太守小笠原源公長清榮會居士方墳銘並序】小笠原源公長清者乃清和帝第十一世孫也。源賴義生三子、其一名新羅三郎、三郎五世而至長清、小笠原氏自長清始、今之丸毛武庫公長照者又長清第十一世孫也。花胃遙々光干家譜、著十国史。長清為人魁偉武略最長、成績可觀矣。加之婦心仏乘、建寺造像

其意深矣、元曆初大將軍源賴朝奉詔討平氏、長清從賴朝有功、天子嘉之、源氏六人同日行實、長清擢為阿波太守、食虛邑若干戶直邑若干戶、國人榮之。建久六年南京東大寺大像成、四天像未成、長清捨家財造持、国像、在洛之東山清水坂畢功俗呼其地曰四天十字。十字者小巷也。蓋此巷造持国之謂也。長清收其餘財、創仏宇於其側、扁曰長清、取自名也。殿安釈迦文珠普賢、左右又置二小殿安觀音地藏。長清在日常過之以為燕息処、臨終告諸子我死必被堅執銳以葬此地。各奉遺命作石棺盛屍埋觀音殿之下、自爾以降二百餘歲、四時之供無日不給、其体右伽藍也。眷夫長清護法之誠動天地焉。感鬼神焉之所使然也耶。応仁二年戊子八月一日毀千兵火蕩無一瓦數乎橫乎何臻此哉。時長照從軍郡下見之不忍至、則石棺存耳。灰燼中拾遺骨髀、遂三分其骨、藏之一塔。濃州多芸庄安久郷有寺曰莊福。莊福有軒曰長惠。實家廟也。長照安塔於此、追薦冥福、香燈之勤孜孜也。於是乎長照歎感發以血統淚誓曰國家喪亂朝不慮夕。何日而定。長清知我願乎。則一分以遷洛之長清、復其寺。一分以贈信之開善立其祠、而一分以藏家廟之子孫、使其知、有所矜式也。其如斯則我願足矣嗚呼哀哉。後二年庚寅莊福寺栢舟起公其狀來索余塔銘以長照之命也。

夫孝也者人之大本也。雖我仏祖之道孝是為先。余竊觀今之世、世衰俗薄、大者溺于大貨、小者焚于小利、一旦瞑目嚮下、紛爭強奪甚至。孰為子弟。孰為仇讐。父子之間猶不尽孝、況於其祖乎。今長照去長清也遠矣。敬之如敬考妣事之又如事考妣、孝孰大於焉。胡為与今之世相及如此乎哉。昔眉山蘇太史作韓文公廟碑有謂。曰公之神在天下者如水之在地中、無所往不在也。誠哉斯論。由是觀之、長清之神在天下

者不可得而測矣。遺風餘烈永々無窮。裕於其家、食於其廟則不啻止于洛信濃之三処而已焉。抑今日之衰他日榮也。按我仏二月十五日唱滅鶴林園中、火浴後得仏骨八斛四斗、大臣優婆塞吉分而為三、一与諸天、一与龍王、一与八王、各造七宝塔供養、涅槃經曰、一切衆生悉有仏性、然則長清必甘蔗王之餘裔歟。長照必優婆塞吉之再生歟。今年二月十五日作銘銘曰

夫円覺性如水有源、流長以清瀾漫四坤。惟阿波守承清和孫。徒頼朝軍討平氏寃。鐘鼎武功全湯法門。透持国像配遮那尊。綽々餘裕創布金園。誦經念仏香火旦昏。被甲以葬凜乎遺骨。遇戊子乱兵火所屯。盜弃其墓石槨尙存。我兵庫公知孝之元。手拾白骨泣淚痕々。分為三分安所居軒。作新一塔光輝九原。升平有待何不招魂。掃酒先壠報答深恩。干洛于信于濃東藩。千秋万歳覆蔭後昆。書年月日以充蘋繁。

龍集文明二年庚寅仲春仏涅槃日万年村僧横川景三撰

右得横川景三禪師文集訂合所摸写之者也

宝永庚寅臘月日

藤惟敬貞清頓首書印

【觀世音菩薩緣記】原ぬるに夫れ当寺觀世音菩薩の濫觴は何れの代何処より出で給ひ、何時当寺に安置したもうかを知らず。世伝へいふ慈覺大師の製也と。往年予現在の中原祿年間当寺鬱攸の災に罹り、笏室香積一時に烏有となる。嗚呼時耶命耶。本尊医王如来の尊像竝に仏具諸具等に到る迄尽く燒亡せり。円通大士の面貌儼然灰燼中より出づ。誠に奇哉。茲に多芸庄栗笠邑に佐藤与三郎親光清信士と謂ふものあり即ち当寺の大檀越也。火災の夜夢みらく独佇立千屋後河辺、一時に仏の面貌板に乗り河上よ

り流れ来る。信士夢中に思へらく何処の仏かと。稍近く流れ来りて誰謂ふとなく此は大墳の仏なりと、須臾にして夢覚めぬ。信士希有の思ひを為し、明日夙に起きて河辺に到り、若し夢中の仏此の渚に止まりたまふとあらんかと相尋るに見えず。家に帰りて夢中の事を語る、親属のもの曰く、夢中の事何ぞ実あらんやと、言未だ訖らざるに人有り告げて曰く、嚳昔の夜当寺悉く焼却せりと。信士驚嘆不思議の思をなし早く当寺に來り、焦土を遶り、若し夢中の仏此の傍にましまさん乎と。処々相尋ぬれども見えず。信士亦思へらく夢は元來虚妄の者也。何ぞ実あらん乎と。終に人に語らず。年を歴て後予と清話のとき、語るに夢中の事を以てす。且つ問ひて曰く、当寺火災の時若し何仏の面貌にても出づることなきかと。予諾して曰く、施無畏薩埵の面貌灰燼中より出づ信士未だ知らざるか。此の居士は伝へ聽く、往昔信士の祖父直入庵主当寺の傍らに一盧を構へて此の居士を安置し恭敬供養すと。庵主婦寂の後尊像を寺に移さんと欲するの途中に於て、過つて地に擲ちたり。因つて此時面貌落つと謂ふ。今亦面貌のみ出づと。信士始めて聽きて、驚き未だ此の居士の当寺にゐますを知らざりき。早く拜せんと欲すと。依つて即ち拜せしむ。信士拜し了り、つらつら面貌を視て曰く、夢中見る所と聊相違なしと。予喟然として嘆じて曰く、不思議なる哉。夢は虚妄と雖も夢にも虚有り、実有り、諸仏諸神夢中に感応あるは是実夢也。之を靈夢と謂ひ亦瑞夢と謂ふ也。就中觀世音の靈感数多量も餘仏に勝れたまふ。(中略)信士の夢は實にして瑞夢也(中略)信士予の語を聞きて歛喜躍踊に勝えず涕淚悲泣して曰く、居士の示現と謂ひ、祖父の因縁といひ争でか信ぜざる可けんやと。(中略)干茲信士再興の志願ありと雖も時未だ到

らず、故に物換り星移り已に二十年を経て後仏工に命じ、大士の面貌をして復興全く具足を体せしむ。面貌は元氣泥仏なりと雖も、近代泥仏に工なるものなき故、木をして泥に接せしめ以て興復す。然るに泥木の分を見るものなし。(中略) 旃れに繇つて信士一字の堂を草創し、尊像を安置せんと欲し、普く檀縁を募り以て助力を乞ふ。然りと雖も強ひて人の信施を覓めず、一粒一箇錢と雖も衆人と力を戮せて経営すれば、則ち此の功德に依り万世に到り、此堂の廢せざらん事を欲す。粵に元文元年丙辰の春孟陬穀且信士家財を捨て、造営す。同年臘月に至り。工匠の事終り志願已に成就す云々。(下略)

8. 永丘寺 市之瀬村天喜寺末臨濟宗妙心寺派 高田町大字押越字村内

本尊 阿弥陀仏

由緒 寛永五年の創立。尾州犬山城主中島豊後守重直が禪宗に帰依し、市之瀬村住僧春澤を請じて開祖とした。明治二年十二月四日火災に罹つたため記録が焼失し詳細なる事判明せず。境内に不動堂及地藏堂がある、此れが創立年号等不詳、境内二百九十三坪。

9. 即心寺 臨濟宗妙心寺派 高田町大字高田字北浦

本尊 子安觀世音菩薩

由緒 妙智山即心寺は臨濟宗妙心寺派の末寺である。寛永年中寂安即心居士、了心妙智大師の創建にて其后慶安年中仙巖常公和尚再び之を建立した、開山は華嶽祖長禪師である。久しく無住荒廢していたが明治初年伊藤岩三郎、千秋庄六郎等の尽力によつて俄山和尚を迎えられた。当時の田代神社本

地仏薬師如来、愛宕神社本地地蔵菩薩を併せて安置する事となつた。

斯うして明治十八年祖父江村実相寺住職康堂和尚と高田町三宅乾造を始め柏淵東、早野七郎治、伊藤健之助等私財を投じて尽力し住職妙泰祖鏡厄苦辛の結果明治二十年堅四間半横五間の現今の本堂を建築した。

本尊子安觀世音菩薩は天正年中当所医師伊藤道延京都より持帰つて当寺に安置したもので、勢州白子觀世音の分身であると伝えられている。協仏として善光寺如来三尊仏、十一面觀世音菩薩が安置されている。

堂南に自在房辞世の句碑「何のその月雪に身は行倒れ」其の東に芭蕉翁「みのむし」の碑がある。

境内二百十五坪。

○薬師如来御木像のこと（田代神社本地仏）

（薬師講）のいこと

明治維新まで田代神社の本地仏として奉安されていた伝教大師御作の木像は、明治四年五月に、時の政府太政官より、神仏混淆禁示を發令された為、大般若経と共に即心寺に預けられた。

其后氏子中の有志、柏淵需、柏淵東、早野広、千秋十三郎の四氏は、代々講を組織し、田代神社からお祀り料として寄託せられた金八十円を基金として、年々大般若経を勤修して居られた。

代々講はこの他、毎年田代神社にて祈年祭を催し、五穀豊穰を祈念し、或は石燈籠用の油の寄附、

又は伊勢神宮の參詣等、凡ゆる神事に関与し敬神崇祖の實を挙げて来られたが、後更に講組織を拡充して「神講社」と改め、講員も六名を増し、いよいよ盛大に行事を進められたが、時代の變遷と推移によつて遂に昭和十四年の大般若經勤修を最後に、一時中絶するの止むなきに至つた。

たまたま昭和二十五年春、即心寺住職、子安全孝師より、野村見二氏に「田代神社からお預りしている薬師如来のお祀りは中絶しているが、何とかお守りの方法を考慮して戴きたい」との懇請があつたため、野村氏は「田代神社の氏子負担金だけではお守りが出来難いから、何かの講を組織して永久にお祀りしよう」と決意せられ、昭和二十五年三月十八日、即心寺で第一回發起人会を開催す。

出席發起人の大賛意の下「薬師講」と改名し、再發足し更に盛大にお祀りして祖先の徳をしのぶことになり、先ず第一回法要を昭和廿五年五月八日に嚴修し、毎年同月同日を期し継続して今日に至つてゐる。

更に薬師講主催によつて、節分會をも営み、これも年を経るにしたがつて盛大になりつつある。

發起人氏名（イロハ順）

伊藤真一	伊藤義太郎	伊藤閔太郎	伊藤菊弥	早野保本	西脇養父
西尾林太郎	西脇良策	小野秀樹	小野策太郎	小野清	渡辺宗次
柏淵節	柏淵延	川瀬照男	川瀬善一	吉田政治	吉田幸之助
高木宇兵エ	高木伝治	野村見二	野村治作	栗本雄	栗田清吉

福井弥兵エ 近藤正光 木村信一 水谷金二 清水源吾 森 宇内
杉山京一

(註) 御木像が国宝に准ずべきものであることの記録

昭和十二年三月三十一日、香取秀次郎(秀真)六角紫水の両先生、伊勢の伊東富太郎先生の案内により、即心寺内、田代神社本地仏の薬師如来を拜観され、「藤原末期の作と思われ、大変結構な木像である」とて御像の寸尺をとり、撮影して持帰られた。

香取先生——帝国美術員會員 東京美術学校教授 国宝保存會委員 帝室技術員

六角先生——東京美術学校教授 帝室技術員

伊藤先生——鍬金の大家

この時の同伴者 香取夫人

美術学校卒業生——渋谷保之 長野埴志 中島 実 水谷悌二郎

10. 説 教 場 高田町大字高田字田代

高田説教場は、幕末から明治初年の頃、当地の人、水谷幸七、川瀬清左エ門等の尽力によつて建築せられたもので、初め毎月八日に説教があつたので、八日會所ともいう。

明治六年三月十二日藍田学校はここで開校されたのである。

第十一篇 先覺者

伊 藤 逸 衛

幼名、捨次長じて左六郎、更に市右衛門と改め老後逸衛と呼ぶ。字は正榮、東雲軒は其の号である。明治二十三年（一八九〇）二月二十八日八十二歳の高齡を以て歿したが、幼時から書を好み一升の水を空しくする迄習字をしたと云う。かくて御家流の書法に通じ、僅か十三歳の時既に数多の弟子があつたと伝えられている。御家流の書風は、我が国にあつては、尊田親王を開祖とし、尊朝親王を経て、漸次後代に伝えられたものであるが、当地方にあつては樋口代治氏を経て、此の逸衛氏に及びその系統は遂に絶えたという。

氏は書家として、二十餘歳にして既に京都青蓮院の宮に仕えて祐筆となつた。家郷にある時は、數里を距てて教を受けにくる弟子が多く、其の盛な時は數百人の門弟があつたと聞く。氏は又和歌を本居春庭、鬼島広陰から學び、広陰からは特に假名遣を習得した。維新後には、多芸郡上石津郡内の乞いに任せて古書を講じたという。性質は濃厚で庄屋として村治に力を竭す事四十二年の長きに亘り、水利土木にも多く貢獻し、新よげの築造は氏の心血を注がれたもの一つである。

服部 政次郎

氏は生来将棋を好み、終生天下を遊歴していた。其の生活が恰も萍の水に浮んでいる様であるからとて柏淵拙藏氏は政次郎氏の法名を、浮萍院一夢日醒と名づけられたと聞いている。兎に角、将棋の天才で遂に其の妙技は六段に達し、囲碁に於ても亦三段という伎倆で生涯斯道を楽しんだが惜しくも明治九年一日二十三日（一八七六）、五十九才を以て歿した。

早野 有章

氏は書が巧であつたと聞く。文人墨客との交際が広く、かの有名な飛彈の田中大秀が文化十二年（一八一五）に養老美泉辯を著す時には、有章氏は専ら案内や世話の任にあたつた。美泉辯の中にも「昼のもの食ふ、すべてけうのあるじは、早野なんもうける、いみじき心しらひなり。」などと記されている。

彫 忠

今より凡百三十年（一八二四年頃）ほど前、大門に居住した彫刻師で、今も尙遺作の高田町に存するものが多く、中でも東町の軸、西町軸に彫刻の傑作がのこつている。又伊勢一身田専修寺にも氏の遺作があるときく。

百々櫟園

武元登々庵の高弟として有名な書家である。曾つて祖父壽山に隨ひ尾州候に至り、御前揮毫を為して賞せられた事がある、今も遺墨少くない、淨瑠璃も得意であつたと聞く。維幹とも号された。氏の祖父は百歳翁である。

土岐満貞

土岐伊豫守滿貞美濃国古代人物誌に「頼康二男、號島田多岐郡島田住か。一に三州設樂郡島田とあり。併頼雄鷺巢島田に縁あり俟後考」と記してある。

千秋笙峯

笙峯氏は、多岐に秀いでたが、殊に読書の趣味が深く、又巧みに詩をつくつた。梁川星巖や村瀬藤城、江馬細香や柴山老山、神田柳溪などの学者たちと親交があつて、文政年中（一八一八—一八二九）是等の詩人たちと、白鷗社を作り大垣を中心として清遊していた。

氏は又和歌を好み、本居宣長翁の人となりを慕い、書は武元登々庵を師とした。其の他茶技を嗜み、風流な生活をした。然し斯様な生活の中にも氏は旅行の趣味が深く、東は金華松島地方に、西は山陽山陰地方に迄に健脚にまかせて探勝し、其の間の山河殆んど足跡の至らぬ所はない位であつたと言う事

であるが、かくして、其の詩想を豊富にした事と想像される。氏がこの旅行中に賦詠したのであろうが、其の遺墨中に萬里溪山歛醉眸不富不貴不貧賤というのがある。誠に其の高風清節がありく〜と想い浮べられるではないか。

氏は享和元年（一八〇一）正月三日に生れ、七十三歳の高齡を以て明治六年（一八七三）八月十九日病歿す。諱は棟參、字は生萬、幼時春二郎と称し通称は莊六郎と呼んだ、笙峯は其の号である。千秋氏蔵する所の白鷗社讌図は上段に讚を書し下段は社員画像を筆す。其讚左の如し。

馬細香要_ニ雲林山人_一、製_ニ白鷗社集会図_一。図成。又徵_レ余記_レ之。盖堅幅、森列十有一人、居_レ右者六人其服古朴、其貌温偉、左顧而言、如_下有所_ニ計畫_一、將_レ申_ニ約束_一者、為_ニ菅太古_一。風神瀟灑洒肆然而坐、髮黑如_レ漆、双眸燭_レ人、而如_下與_ニ太古_一相應答_レ者為_ニ梁伯鬼_一。長面而哲、簡靜如_レ無_レ競者、為_ニ服生萬_一。頤而豐、在_ニ人背後_一、如_下有所_ニ窺觀_一者、且喜揚_レ眉者、為_ニ家土玉_一。疎眉朗目反_レ膺高視、如_下雖_ニ和同_一而無_レ阿附_レ者、為_ニ石子周_一。右_ニ硯墨_一前_ニ書冊_一丰容太恭、如_ニ諄々_一而談_レ者、為_ニ源土錦_一。與_ニ土錦_一對者三人。昂_レ首而言、如_ニ相詰問_一者、為_ニ澤慎父_一。左袖扞頤、右手與_ニ左袖_一支持、立_レ摺扇于膝上、如_ニ傾聽尋思_一者、為_ニ日士刀_一。開_レ卷注_レ目、拳手打膝、如_レ有所_ニ發悟_一者、為_ニ栢純甫_一。並_ニ士錦_一少遠而坐者兩女子。不_レ裝_ニ珠翠_一而有_ニ天然丰韻_一者、為_ニ梁氏室張月華_一。為_ニ女學士馬細香_一。而細香較清瘦矣。細香求_ニ此図_一要_ニ極肖_一其形_一。而山人亦為_レ之、苦_レ思_レ尽心。太古而下_レ七人、皆被摺短掛、唯_ニ子周_一不_レ袴摺_一。伯鬼被_ニ道衣_一、亦各描_レ与_ニ本色_一也。雖_レ然至十有一人之腹窈窕。有_下口如_ニ懸河_一文思_上。

詩情如_レ江、如_レ海者、則安悉_レ之乎。山人之筆哉。山人之筆不能_レ悉者、吾文亦不能_レ記也。

文政六年歲在癸未暮春之初

源 綱 士 錦 撰

此圖余左_ニ本國_ニ時麻谷山人所_ニ与_レ記_ニ、即藤城山人所_レ製、茲年壬戌十一月服生萬再模來、乞_ニ余代_ニ書此記_ニ。余辭以_ニ書拙_ニ、噫_レ圖中人多逝、所_レ存者惟服生萬與_レ余年、故乞_レ余云、余不_レ辭錄_レ之、藤城山人與_ニ余夫子_ニ曾所_レ友者、余書拙亦必女_ニ受_レ之_ニ。

張 氏 景 婉 拜 手

註、譜中、馬細香は江馬細香、管太古は、柴山老山、梁伯夷は梁川星巖、服生萬は千秋笙峯、家士玉は篁圃、石子周は東堤、源子錦は村瀬藤城、澤愼父は樵歌、日士刀は日比野草川、柏純甫は柏洲蛙亭、張月華は紅蘭の事である。

笙峯詩藻の一二を記せば

觀芳野花

春色扶桑第一山。芒鞋初踏碧雲端。吟行十里花如雪。陣々香風吹不寒。

題白画山水

燈火照殘夜。恍遊邱壑間。醒來窓已白。起写夢中山。

夏夜同藤城、蛙亭、草川、江月遊南堤即事

微醉尋詩步月行。緣揚城下有橋橫。無風亦覺些涼在。遠笛聲和流水聲。

夢

春の夜の夢なかりせはもろこしの梅さく嶺をわけて見ましや

対話言志

いさわれもかくれてすまなくもりなき月も山路に入るを思へは

岡本 喜十郎

氏は紙屋喜十郎又略して紙喜と称した。今から百八十年（一七六四—一七七二）前明和の頃の人である。名勝養老の創開を志し宝曆年中（一七五一—一七六三）養老湯の山に千歳樓を創設し、薬湯と旅館とを兼ねて自分の別荘を建築した。これがそもそもの養老公園開設（明治十三年）（一八八〇）の先驅となつた。園内の碑に「宝曆中州人岡本某築千歳樓於此以為遊息処」とあるのは是れである。薬湯場は明和七年（一七七〇）より天明四年（一七八四）に至るまで之を經營し、後不破郡表佐村喜平治に譲つた、是より今に其地名を湯の山と称す。建設当時白石村庄屋に差入れたる証文は左の如し。

薬湯に付借地証文之事

当所にて薬湯相立申度数年願望に付御村方御相談被下候様願入候処、則御聞届之上用水之障に相成不申場所に候はば、相調可申様に被仰候。依之薬湯場小物成御年貢地之内字なこの原地の所段別但し一段に付此控米一ヶ年分米六斗つつ三年之内毎年七月上旬急度相納可申候。若少々にても相滞候はば御

心儘御取扱可被成候。先心見之内右三年の借地に御座候。其以後次第に繁昌仕候はば証文仕替借地年貢相増御村方宜敷様取斗可申候。若薬湯の儀に付御公辺は不及申千一何方より御尋之品にて御村役人衆御召出有之節入用之儀は拙者共より相扱可申候。委細の儀は別紙に相認差上申候。為後日加判證文仍而如件

美濃国多芸郡島田村之内高田町

藥湯下請	本人	喜十郎	印
親類	証人	新田郎	印
同断		文八	印

白石村 喜三郎 殿

幸右衛門 殿

次いで安永九年（一七八〇）に至り湯の出より礎石を採掘して諸国に販売した。当時白石村庄屋より笠松郡代に提出した文書に次の様なものがある。

乍恐以書付奉申上候

一、先達而湯之山にて喜十郎より火打石掘出し諸国へ売弘申度に付村方に差障り無御座由先達而御吟味之節申上置候。猶又此度喜十郎江戸表にて右之段御願申に付私共之召出其段御請印仕候様被仰付承知仕候。乍併右山之儀は村方の者共日々薪竝田畑肥料等刈取るに罷越候通路に御座候間、御運上等直

に御上納仕山中心儘に仕候、而は惣百姓の迷惑に候間、村方差障りに相成不申候様に仕候へは差支之儀御座なく候に付、此段喜十郎にも被仰は下置候は、於村方少も差障無御座候。依之差上申候以上

安永九年子六月

白石村庄屋

幸右衛門 印

年 寄 武十郎 印

百姓代 助左衛門 印

喜十郎の長子を安五郎という。その後裔は不明であるが西町辺に居住していたらしく想われる、小学校の北忠魂碑西に記念碑がある。

柏 淵 石 門

石門氏、名は有儀字は公象、柏淵平治氏の次子である。人となり剛武で武を好み、大垣藩士正木太助大夫利充に師事して、武技を習練し其の蘊奥を究めた。宝曆十一年（一七六一）には禁闕護衛の与力となり、近畿の藩士等の、従つて劍槍を学ぶもの數百名に至つたという。

氏の著書に武功論五卷がある。氏の歿後に門人等が上梓して世に公にした。

柏 淵 才 藏

宝曆九年（一七五九）正月十五日、第三世柏淵彦右衛門の三男として生れた。氏は天性恭儉淳朴、而

も其の行為義に違ふ事なく、祖先に敬事し忌辰に値う毎に祭祀を甚だ謹んで管んだとの事である。

殊に其の日常生活に於て、自分の衣食を節約し人の窮乏を賑恤しようとし、終生家事を治め村務に奔走した。それ故に寛政以來村老となり、天保二年（一八三一）十一月十六日享年七十三を以て他界する迄其の職に従事したとの事である。然も餘暇あれば則ち嘗て學んだ所の文を修め武を講じたので、郷里の子弟、才蔵先生によつて経史を受け、刀槍を習うもの數十人に及んだとの事である。詩歌書画共に趣味が深かつたが、晩年は和歌を主とした様である。才蔵氏、諱は時憲字は聖郷、貫育と号した。

柏 淵 蛙 亭

氏は千秋笙峰、日比野草川と同様、白鷗社同人であり常に大垣に集り会して、詩を作り文を講じ、更に進んで京都大阪に遊び、頼山陽、貫名海屋、篠崎小竹など有名文士と交つていた。氏は斯様に風流閑雅に暮していたけれども、又克く家法を守り質素を尙び、奢侈を戒しめ決して為すべき仕事を懈られる様な事はなかつた。初め氏は北山幽柱翁に師事し、其の後馬淵嵐山、泰滄浪などの學者に就て、経史を修し詩を賦し又文を属して樂んだ。殊に詩は古体に長じ文は叙事に巧みであつたと聞く。其の他国籍は小原君雄、鬼島広蔭などについて学び、益々歌文の妙境に達したが、其の外擊劍蹴鞠彈琴謠曲など、諸技に通じていた。

氏は名を嘉一といふ、通称藤太夫字は純甫、蛙亭とは其の号である。天明五年（一七八五）四月十

五日を以て生れ、天保六年（一八三五）七月二十五日病歿す。享年五十一歳。修斎という別号もあつた。

氏は殊の外養老谷の蛙鳴を愛し、其の清亮を楽しんだ。歌つて曰く

啼_レ花鶯合栖_レ水蛙。絶妙好辞右嘗誇。鶯則其調高以巧。禽中何物更有_レ加。蛙也何為可_レ得_レ匹。聒々吾常厭_ニ其譁_一。鶯蛙竝称殊可_レ怪。古人之言以_レ有_レ差。杖策偶遊老泉澳。忽聽溪蛙鶯舌妙。坐疑羽客弄_ニ仙笙_一。或似幽人發_ニ清嘯_一。始知古人言信然。唯鶯可_ニ以称_ニ同調_一。捕来放_ニ之我池汀_一。清風朗月澄_レ耳聽。孔蛙之後誰能愛。東方只有_ニ一蛙亭_一。笑以田蛙当_ニ鼓吹_一。不知妙韻有_ニ寧馨_一。溪蛙田蛙種不_レ別。何由其聲太殊絶。水土之性不_レ相同。從_ニ其清濁_一見_ニ優劣_一。微々小蟲有_ニ如斯_一。伊人也復不_レ可_レ遑。詞人苟欲_ニ其言高_一。処已必要_レ居_ニ清潔_一。

これが名高い溪蛙歌である。

柏 淵 靜 夫

氏は蛙亭の子である。文化十年（一八一三）十月二十八日を以て生る。幼少より読書を好み、漢書は父祖及馬淵嵐山に学び、国文は鬼島広蔭に師事し詠歌作文共に巧みで、殊に語学に精熟した。長ずるに及び岡部本居など諸大家の著書を読んで、専ら神典を研究した。天保八年（一八三七）里正にあげられ嘉永三年（一八五〇）六月大垣候より、賀正及朝暮帰城の節謁見を許さることとなる。尋て万延元

年（一八六〇）三月幕府から氏を公称することを許された。此れは砲台を築く資金を献じたからである、明治年代に入つてからは、神道のため又神社の祭祀に、専ら心身を委ね其の間に於ける官歴の特記すべきものが仲々多く、近郷其門に遊ぶの士数百に及び、功績の著しかつたことが想われる。晩年に及んで閑暇無事、読書歌詠して風塵の外に優遊した。

氏、名は重寧字は士安通称は静夫、椗園とは其の号である。明治二十五年（一八九二）七月十二日病を以て歿した。享年八十。遺書に和歌集東遊日記等がある。養老村龍泉寺の墓碣名に

美濃国多芸郡養老山下高田有謙恭純篤君子、曰柏淵氏名重寧字士安、父祖三世以德行文芸著。君初名勇太郎、後改称静夫。幼颖悟好学、夙受家訓、通国典、又受業於鬼島広蔭、善国文学。遂潜心神学、通覽岡部本居諸翁著書、大有所得。四方聞之多来問、天保十一年奉為里正兼攝数村、在職二十六年嘗献砲台費於幕府、特許称姓氏。盖異数也。慶応元年伝職其子重則。明治中興大垣藩開議、所起為議員。三年任藩学皇学等教授。六年大垣八幡祠官補權中講義累進、講大講義、尋任南宮社禰宜。十三年罷。君既罷職以家事付子、不復関世事。築一室吟誦風月、優遊自娛。常與逸人隱士往来。人亦喜歸焉云々。

左の如き氏の作歌あり。

文明開花

ふりにける身のおきどころなきまでに世はあたらしく開けぬるかな

待 春

身をさむみいと、春こそまたれ老いては花のためばかりかな

手の拙きを歎きて

わか手して我がとる筆のいかなれば我心にはまかせさるらむ

浜殿の離宮にて

八百丹よし、築路の宮は、桜木の、なみたてる宮、もみち葉の、しみたる宮、青波の、より来る宮、白波のたちくる宮、うべなく、我が大君の、いでましの、とつ宮こと、さだめけらしも

柏 淵 道 尋

氏は世章とも呼び、字は士憲といふ松庵と号し、通称藤左衛門と称する。本居宣長及田中道磨に師事し、国語及和歌を学ぶ。故に二師屢々松坂及名古屋より来り、留ること数日、家族亦教えをきく和歌に志すものもあつた。著書に松葉倭歌集というのがある。文化年中（一八〇四—一八〇七）に卒した。

氏は卯の花新芽新茶を嗜んだので、後裔の人は毎年卯月の頃には、氏の像を床に掲げその好まれしものを饗し、齋きまつられたという床しい話もある。

新年御慶書悉拜見候、先以愈御安全御重歲被成候目出度奉存候、愚老無事致加年候乍慮外御安心可被下候、然は為御祝儀金百疋名産の乾柿一箱御増恵不相替每々御懇情之至不浅忝致拜受候、先は右御礼

答為可得貴意如斯御座候尙期後信々恐惶謹言

二月十日

宣 長

柏淵藤左衛門殿

一筆啓上致候漸薄暑趣候節、愈御安全御座被成候哉承奉存候、愚老無事罷在候乍慮外御安意可被下候、誠に先達而は御令息御參宮被成御尋被下久々にて得貴意致大慶候、其節被仰置候認物二品此節相認候に付差進申候、御落手可被下候、先は右得貴意度如此御座候、尙期後信取込罷在早々恐惶謹言。

四月二十五日

宣 長

柏淵藤左衛門殿

尙々御令息へも宣しく被仰達被下度奉願上候

本居宣長翁之歌

柏淵主養老瀧乃水をうちて造られたるあふきに歌よめとあればよみておくれり

田跡川乃水のゆかりをたづねきてあふぎにやどる瀧の下風

柏 淵 道 直

氏は道尋氏の子である。字は子温号は梅園と呼んだ、田中道磨の門人で賦詠に巧みであつた。

柏 淵 拙 藏

氏は博覽強記の人である。彼の名高い漢學者、中川祿郎（小原君雄の孫にして頼山陽の高弟）を師として、漢學を修め、諸士百家の書を獵す。學徳共に高く近郷の子弟氏の教を受くるもの甚だ多かつた。高田小学校の前身は藍田學校といつた。これは氏の命令されたものである。明治三十三年（一九〇〇）十二月八十餘歳の高齢を以て歿す。

柏 淵 道 恒

拙藏氏の父道恒氏は前記の道尋の子であつて、道直の弟である。字は雷仲、春屋と号し進作と稱した。學者であつて賦詠に妙を得ていた。

柏 淵 彦 右 衛 門

氏は雲巖と号した。文政三年（一八三〇）に生れ長じて漢學を好み詩想も豊かであつた。別に南画にも巧みであつたと聞く。氏の家は美泉堂と稱し代々酒造業を営んでいた。氏は餘暇あれば何時でも詩を賦し、又画笔を執つて樂しんだ。氏は或る用務を帯び京都へ上る途中彦根から琵琶湖上を船に乗つたが、大津村附近に至り、船に積載せられていた火薬が爆發したため、重傷を負い大津の酒屋清八（清八は元美泉堂の番頭）方で、療養したが幾日ならずして終に歿した。時に明治元年（一八六八）八月二十

六日、年四十九歳であつた。

氏は嘗て「養老真景」と題する画帖を出版し、以て養老の勝を広く紹介しようと努力したことがある。其の遺稿は今も存するものがある。

伝うる所に依れば、美泉堂は当時紀州家の御用酒屋として、豪荘なる邸宅を有し其の榮、隆々たるものがあつたが、不慮の災により家運衰えまた昔日の如くならずなつたと聞く。

高田 毗登足 人

続日本紀に「天平宝字七年（七六三）十月丁酉前監物主典從七位高田毗登人祖父、嘗任美濃国主稻屬、壬申兵乱以私馬奉車駕、幸美濃尾張、天武帝嘉之、賜封戸、伝子子、至是坐殺高田寺僧、下獄奪封云々」とある。新撰美濃志には高田に住しし人なるべしとあるが、たしかな事はわからぬ。

土屋 篤 四郎

氏は掃雪とも横塘とも号した。藪の内流の茶人として聞え、当町は勿論安八、海津の諸郡にわたつて弟子が多かつた。明治二十九年（一八九六）四月二十二日、八十七歳の高齡で歿した。小崎利準氏揮毫の「掃雪煮茶」の額などが残つてゐる。

津 田 吉 兵 衛

氏の幼名外作、長じて好んで松月堂古流の花道を学び、富春亭二峰と号して、其技遂に諸国准惣会指教位に登るに至つた。其外、氏は或は画を好みて秋塘と号し、又和歌俳句にも多大の嗜好を有していた様である。文化六年（一八〇九）七月二十五日に生れ、明治十年十二月八日六十九歳にて歿したとの事である。

中 村 九 右 衛 門

生涯を閑雅風流に暮した人で、絵も詩も巧みにつくられたと聞く。

中 島 石 見 守 中 島 重 久

美津国古代人物誌に「多芸郡大塚住、弘治二年（一五五六）齋藤道三方」とある。又養老村石畑中島純一氏家譜に「中島石見守重直は父を中島豊後守といふ。原姓不詳、父豊後守、尾州中島郡に住す。依て中島を姓とす。重直父と和せず。年十四歳家を出で織田備後守に仕え、清水源六郎と称す。職田信長より領地三千五百石を賜い、それより中島石見守と改称し、清須に居住す。元龜二年（一五七一）信長の命に背き領地没收せられ、尾張を退き、丸毛兵庫同三郎兵衛の扶助を受け、多芸郡に居住す。清水新左衛門と改称す。天正十九年（一九五一）三郎兵衛の才覚により信長の勘気赦され、領地千石を給い再び信長に仕う。自来中島伝右衛門と改め、足輕大将となる。慶長五年（一六〇〇）秀信及石田三成と一

味となり、岐阜に籠城するや、八月二十二日新加納表の合戦に於て岐阜方敗軍す。伝右衛門足輕を立て直し、防戦せしが力及ばず遂に討死す。時に年七十二。長子中島八左衛門重久と共に秀信に仕え、扶持米三百俵を受く。関ヶ原役丸毛氏の恩顧を思い、秀信を辞して福東に入る。福東城陥る。三郎兵衛加州前田利長の家老横山城守と縁あるを以て、利長卿を頼み加州に赴く。重久亦之に従い、山城守の屋舗に住す。三郎兵衛は利長より江府へ御託叶い、慶長八年（一六〇三）罪科を赦され二千石の扶助を受け道和と改名す。重久亦五百石の領地を給せらるる。辞して高野山に入り、秀信に謁し薙髮して淨心と号す。後濃州に下り同十七年（一六一二）病を以て卒す。重久の二男権兵衛慶長十四年（一六〇九）加州に至り、横山城守により利長に仕えんとす。志成らず依て山城守に仕う。元和元年（一六一五）大阪陣の節力戦して傷を負い、若党不破藤市に救われ、南都春日山に退き、濃州石畑に住す。寛永七（一六三〇）病死す。」

其の子孫に惣兵衛という人がある。

西濃風俗志に「石畑の元祖押越小野八左衛門此の人なり。お咄る所がどうも百姓とはさら／＼存ぜられぬ世事甚だうとく、公記大名の生れつき知行取に思はる。御子息は渋谷氏へつかはさるるよし、人は出家とも仕官とももの風聞、且那寺は其所に中島山永久寺と申して中島より立てられしと承る云々」とある。

中島兵左衛門

宝曆の頃当町押越に居住した。中島石見守の子孫と思われる。西濃風俗志に「古今珍らしき氣風は殿と御兄弟かと覺えました。御仁躰よろしく皆人感心しました。御勝手むきも次第く／＼にふまへになり、きのどくに存じた処程なくお果てなされた云々」と書いてある。

大橋芳樹

氏は天保三年（一八三二）閏十一月十九日江戸小石川秋元家に生れた。秋元は素泉州堺の士であつて室町時代世の擾乱を避け、武蔵の国に移住し、徳川幕府の時小石川郷二十四箇町の年寄役を勤めた。父を正直、母を周子と云つた。幼名八百吉と称し、弘化元年（一八四四）麗水庵雪山に従つて俳諧の元歌を学び、麗海と称した。嘉永元年（一八四八）幕士下振奎之助について和歌を修め、杵屋六松の弟子となり、今様の長唄を学び、芸名を芳村孝太郎と称した。同二年（一八四九）小字八百吉を改め三平と称し、実名を正麗と名づけ字を重明といつた。同三年（一八五〇）竹山紋藏及塩田龍潭に従い書道を研究し、百芸身に備り万能衆に秀いでた。同五年（一八五三）火災に罹つて家財悉く灰燼となり、秋元家は茲に衰頽してしまつた。依て千駄ヶ谷、板橋、豊島郡志村等に転住し、子弟を集め読書習字を教授した。同五年（一八五二）本居宣長の著した直日鑿を閲て始めて臯学に志し、經史百家の書稗史小説に至る迄普く獵涉耽読し、寢食を忘れ家人の注意を受けることが屢々あつた。元治元年（一八六四）中条

中務大輔信礼につき皇学の奥儀を修め、関宿の藩士金谷直恒により和歌を条練した。明治元年（一八六八）戊辰三月皇軍が江戸に入り市内騒乱を極めるや、之を遁れて名古屋藩士長坂吉次郎（妹婿）により、駿遠参を遊歴して世情を知り、次いで遠江国浜松普大寺に入り、出家して普化僧となり、芳樹と称した。明治四年（一八七一）信参遠尾濃の諸国を雲遊し同五年（一八七二）日吉村橋爪村上京五郎の知る所となり、選俗して名を平三郎と改め、同地畔に居住し子弟を教えたが同年（一八七二）四月故あつて大畔を去り、多芸村高畑道場に移住して、同地大橋伝三郎の嗣子となり、大橋氏を冒す。同六年（一八七三）日新、敬業、文開、致遠、四義校の教師となり、同年神職の試験に対策及第し、同七年（一八七四）大塚村郷社多岐神社の祠掌となり、後同社祠官拜命、同九年（一八七六）田代神社の祠官に任ぜられ、総て五郷二十八箇村の神職を勤務し、其の在職期間実に三十餘年、此間南宮神社禰宣神道事務支局長、神職試験委員、神道中教院監督、皇典講究所委員等に歴任し神事に貢献した功績は特記すべきものが多い。明治三十八年（一九〇五）八月二十八日病により歿した享年七十四歳。氏の令名近郷に轟き、走童に至る迄神職の人を見れば、其の何人を問わずホージョーサン（芳樹さんの訛）と云う様になつた。氏は性、剛毅寡慾湯すれども盗泉の水を飲まず、高畑に在つた頃赤釜洗うが如く、一碗の食もなかつた。子弟某ひそかに洗米を傍らに置いて歸つた、氏は之を見ても敢て之を手にせず、飢餓を忍ぶこと三日に及んだと云う事である。又後高田に移つた時、里人某一日来て氏に糧米を供した、他日某再び来て見ると氏は空腹にたえざるものゝ様であつた、某曰く「先生糞の糧米はいかがされました

か」と、氏答えて、「餓人があり之を求めたので之を施しました」と、某曰く、「其の米は先生の為に供したのです、どうして他人に與えたのですか」と云えば、氏曰く、「さような条件付の品物は將來一切持つて来られない様に」と云われたとの事である。又当町の人が氏の為に住宅を購ひ氏の住居としたが、これに居ること数年にして氏の甥秋元開治郎に与えられ、又之を失われた、其の率直、其の寡慾概ね以上の如くであつた。氏は語学に長じ和歌を能くし近郷の子弟で教えを受けるもの數百人に及んだ。歌稿十數冊あり、今其の一二の歌を示せば左の様である。

江上鶴

すみの江の松にむれゐるあしたつはしつえをあらふ浪かとそ見る

若菜

わか宿は垣根のうちも野べなればゐなからけふの若菜をそつむ

雪中鶴

あしたつの脛もみしかく思ふらんあさる澤辺の雪ふかくして

養老の瀧をよめる歌

雪の居る、峯よりおちて、白玉の、みたるかこと、木綿花の散りかふかこと、とことにはに、たきち流るる、多度山の、瀧の清水は、振り放て、見れともあかす、下り立ちて、くめともあかす、くすしくも、いつる水かもいにしへゆ、いひつき来つる、世の人の言にたかはす老人も、くまば若え

ん、やみ人も、結はばいえん、これの泉は。

保 房

吾妻鏡の文治六年（一一九〇）四月十八日の条に、「美濃国犬丸菊松高田郷等地頭対捍乃貢事云々高田郷地頭保房等如私領_ニ知行不_レ致_ニ所当以下勤_ニ之由依在_レ行訴申自院被_レ仰下、仍可_レ致_レ勤之由度々下知、猶以対捍之間、重所被_レ仰下也。然者度々院宣甚恐不少、於今者件兩人地頭職可_レ改補他人也。早可_レ退出郷内之状如件。」とある。この保房は本郡高田の地頭であるか、又安八郡高田の地頭であるかは詳かでない。

丸 毛 兵 庫 頭

広幡村飯木丸毛氏系図に「丸毛之本姓者小笠原也。元祖者乃小笠原長清也（莊福寺參照）大祖者清和天皇第十一世之孫也。帝之枝葉源頼義也。頼義設_ニ三子_ニ長子八幡太郎義家也。二男鴨次郎三男新羅三郎也。小笠原長清者三郎五世之孫也。自_ニ長清_ニ經_ニ五世_ニ而到_ニ長氏_ニ。長氏四男六郎兼頼也。到_ニ兼頭_ニ丸毛之氏姓初起。丸毛六郎_ニ是也。」とある。兼頼六世の孫を丸毛兵庫頭長照という。然し此の六世の間丸毛兵庫頭を襲稱したという事は系図に詳かにされていない。兵庫頭について史籍にみられる重なる事項は左の様なのである。

一、明応内長（一四九五頃）丸毛氏多芸莊の首領であつた。

一、大永五年（一五二五）牧田合戦に参加した。

一、天文十四年（一五四五）江濃戦争に参加。

一、永祿三年（一五六〇）六月二日信長濃州へ出馬齊藤方ヨリ丸毛市橋討テ出テ鎚合トナリ大垣ヨ

リ長井甲斐守千騎斗ニテ馳来ル、信長人数引拳ラレ勝家後殿ヲイタシケリ。同年八月二十三日
信長美濃ニ攻入苅田アリ大垣多芸ヨリ長井甲斐守丸毛兵庫頭千騎斗ニテ馳出追合アリ信長引取ラ
ル。（織田軍記）

一、永祿七年（一五六四）丸毛兵庫助其子三郎兵衛は氏家安藤等ト戦ウ。

一、元龜二年（一五七一）長島合戦に参加す。

一、元和六年（一六二〇）五月六日病歿す。（丸毛系図）

丸毛系図に「丸毛兵庫頭長照者長清十一世之孫也。濃州大塚村之城主。職ニ于織田信長公之幕下有ニ
数度之戦功。領ニ掌一萬石ニ元和六庚申歲五月六日病歿。法名号ニ觀法院殿心忘如幻居士。室者号ニ法正
院殿堅岳妙玄大姉。乃両靈之位牌石塔在ニ于同国大塚村莊福寺。有ニ祠堂田ニ每所見ニ供養ニ也。」とあ
る。

丸 毛 安 職

丸毛系図に「長照之子為ニ濃州福束村之城主。関ヶ原兵乱之頃徳永法印横井伊織等勸下屬ニ東照大君ニ尽中

忠義。安職云蒙太閤秀吉公之恩澤、何心義哉。故固辭不傾。因茲為德永横井退去於福東。到于加州隱遁而号入道道和。正保丁亥歲正月二十八日於加州病死。法名号友松院殿合水道和居士。室者号禪定院殿見了宗智大姉、寛文二壬寅歲九月八日卒云々。位碑石塔在于大塚村莊福寺如觀法殿所見供養也。」(中島石見守參照)

丸毛 六兵衛兼由

丸毛系図に「長照之甥也。安職之從弟也。又為家臣福東退去之節、主從分散住于同国飯木村、依德永法印憐志於同邑受領地五百石其印証代々所伝來丸毛家也。」とある。

丸毛 五郎兵衛利勝

美濃国古代人物誌に「安職弟也、一に喜八郎信吉二男にして兵庫頭長照の弟也」と記してある。

丸毛 左近右衛門長元

同誌に「法号安禪院雪庭元心居士墓在莊福寺。」とある。

吹原 勘兵衛

当町烏江の人であり吹原記録に「烏江村吹原勘兵衛先祖六代以前迄は菅村勘解由重次と申、隣郷七

ケ村にて五千貫文知行被下居住候と申伝候。其以後衰へ、百姓になり来り申候。秀吉公御代に被成聚樂伏見御作事時分御材木拜諸色烏江村へ參着之節、勘兵衛御馳走仕候に付、達上聞近辺諸事支配之儀被仰付、御朱印頂戴仕候。勘兵衛義今尾之城主市橋下總守殿由緒御座候に付、関ヶ原御陣御供仕相動申候。其節石田治部少輔方より烏江村を焼払申候。此時右之御朱印其外證状共焼失仕候其後徳永法印様御證文于今所持仕候。従先年御見之仕来候処、寛文二年寅六月（註、寛文二年は丑年である。同地善正寺記録には延宝二年寅年と記してある）大水にて高須領嶋田村堤切、烏江村西堤平越に仕候処、情を出し構留水入不申候に付、別而被召出候。其時分御代官太田弥五右衛門殿御国奉行様方へ其御物語被成候処、御老中様へ被仰上則殿様御耳に立、勘兵衛に御目見え為仕候様にと被仰出候に付呼に被下罷越、七月廿八日今村治兵衛殿御城中へ被召連御用人小瀬新右衛門殿御奏者も名字を名乗、首尾能御目見え仕、其後御国奉行渡辺新左衛門殿川澄平左衛門殿中野利右衛門殿勘兵衛に被仰渡候者其方事数年御公儀之儀萬事情を出し候故、今度具に殿様御耳に立別而御調法に被為思召候、為御褒美銀子五枚被下置候。亦思敷不被思召候間難有奉存、自今以後弥諸事情を出し候様にと被仰付、扱御老中様より御国奉行様へ被仰渡、右之御方様より御目付相添申勘兵衛に被仰聞候云々」とある。烏江善正寺の記録に「抑延宝二年寅の秋洪水忽ち高田輪中に切入り水満々たり。剩へ大西風吹出し、当村横手塘へ高五尺程つゝ波浪打越え、甚だ危く大小の百姓情をもとむと雖も、越し切れになり中々持難く銘々簑笠を着け、難所を囲いとめ一息はつきたれども、心を休むるものはなし。風は益々止まざれば勘兵衛（法名晴円）申すは此天氣に

ては争か持ち申すべき、凡慮に及ぶ所にあらず。伊勢へ立願し強風を鎮めんには如かじ、サア〜とありければ庄屋（作兵衛法名雲晴）組頭（助九郎法名祐喜）相談し南堤スミに於て垢離を取り、伊勢の方に、伏向い一心無二に手を合せ仰き願ひ奉るは、此の難風しづめ給へかし。御恩などか忘れんや。早速自身参宮し当年初穂米五斗指上申さんと一向に祈願すれば、不思議なるかな午の時に掛けけるに、未の時と覚しきに、西風忽ち鎮まりて思ふまゝにかゝとめ、恙なくぞ引にける。支配の御代官弥五右衛門殿にてありけるが、右次之第段々注進せし程に、驚き見廻りに来、一見の上是程の大難よくぞ抱えとめたるぞ、殊に他領境に於て既に打越す所の波浪を防ぎ、方便を以て水除げし事尋常の働きに非らずと、大に讃め上に聞召しなば御気色たるべし、勘兵衛義殿様へ御目見へ致さすべしと云々。勘兵衛へ御褒美下され候。爾来水防の時には勘兵衛より村人へ折々粥など出され、一入百姓中情を出すことぞかし。危き所なればとて其砌り太田殿指図にて喜助ひかへの北河原なる藪をこわし、近郷の人足に仰付られ、奉行付玉ひ横手堤西面に竹植ゑさせ、此竹大水の時分松明に致し苦しからざることになりぬ云々とある。

吹原家事蹟中重なるものを同家の古文書によつて記すと左の様である。

寛永二十年末の秋洪水氾濫の際、江月以吹ぬけたので、勘兵衛は藪竹を伐り、杭木繩俵を運び、人夫を率いてこれを指揮し恙なく防水せしめた。正保元年戸田左門の鷹匠と代官石原清左衛門の家臣と争論し、其の紛糾甚しかつたが勘兵衛双方調停しこれを無事に終らせた。慶安三年洪水の節、烏江村の堤防

が潰潰し、村中流屋潰屋夥だしかつた。この時勸兵衛は之の救助に努力し、退水後十五日間里人二百五十三人に喰物を与えた。明暦元年に御蔵所祖父江と御領分江月とが用水について紛擾を起した、勸兵衛は之の仲裁にあつた。明暦三年御領分不破郡十六村と御蔵入同郡室原との間に田地の出入に付訴訟が起つた、勸兵衛は代官の命を受けて之を調停した。萬治元年霖雨の為烏江、江月両村の田苗が腐つたので、勸兵衛は江州より苗を求め田六十町餘を植付せしめた。寛文六年江月堤防が夜中に破壊し、村民は遁る所を失つてしまつた、勸兵衛此の時助船を出して之に搭載し、且食物を与えた。寛文七年御領分牧田村と、高須領澤田村との間に山論が起つたが勸兵衛之を調停した。寛文八年御領分江月村と高須領直江村、飯積村両村の間地境上取場の論議が起り、此の時勸兵衛仲に入り和解せしめた。寛文九年御上使内藤新五郎西国より帰国の節、勸兵衛方に止宿せられ屋形船で熱田迄お見送りした。延宝三年水害にて烏江里人飢餓に及ばんとするもの三十五人に一ヶ月間喰物を与えた。延宝四年九月上使水谷新左衛門上方村より帰国の節、勸兵衛方に宿泊せられたので翌日屋形船で以て佐屋迄お見送りした。延宝七年霖雨により稻苗が腐蝕してしまつた時に勸兵衛苗を買調え二十五町餘を挿秧せしめた。

濃陽志略に「吹原勸兵衛宅址在村西、為郷家、慶長五年秋関ヶ原役与市橋下野守通款、石田党惡之焚其燼、九月十四日神祖駐軍赤坂時、候當陣云、其子孫至今住于此村、為津亭長」と記してある。

吹原家の略系は左の如し。

重忠 備前国吹原住 忠利 天文十年死 忠永 長享丁未死 重次 菅井勘解由 天正九年死 家次 改吹原 寛永十五年死

重勝 勘兵衛 寛永十五年死 重富 勘兵衛 貞享四年死 久勝 勘兵衛 宝永四年死 重良 勘兵衛 享保八年死 重教 勘兵衛 宝曆三年死

重格 勘兵衛 寛政三年死 重斯 勘兵衛 文化十一年死 重尙 勘兵衛 文久二年死 重久 勘兵衛 勘兵衛 才三

当家は烏江港の支配をしていた豪家であつて俗諺に

・船が着きやこそ烏江勘兵衛船がつかねば空勘兵衛

とうたわれたと云う。

玉 湛 和 尙

四住妙心玉湛亮大和尚禪師は、安永七年当町に生れた高僧で、幼少の頃大塚莊福寺範慶和尚の徒弟となり得度した。其の後漸次累進し、やがて武州野火止平林寺（現在埼玉県北足立郡大和田町）の和尙となり、更に夫れより京都妙心寺の輪番を勤めたこと四度に及んだという。

当時此の輪番というのは現今の管長を意味し、此の輪番となる度毎に、恐れ多くも孝明天皇より謁見を賜つたのである、玉湛和尚は四度までも此の榮職に就いたので、四住妙心と呼ばれる様になつた、文久元年（一八六一）正月二十九日八十四歳を以て野火止の平林寺に於て遷化した。

美濃兵

受誓寺檀中忌日記に「高田園右衛門悴兵八若年より強気者而出宿願江戸上下往来矣。道中号美濃兵狂客之名高。文政三庚長年（一八二〇）八月十三日病卒。行年三十七歳。」とある。

澁谷市三郎・澁谷市次郎

市三郎は将棋の大家で、寛政十一年（一七九九）九月官賜御将棋所大橋宗英より、将棋六段の免許證を得、文政十年（一八二七）三月二十二日歿した。其の子市次郎は亦斯道の名手であり、囲碁四段に達し明治二十九年（一八九六）五月六日、七十四歳で歿した。

澁谷与八

日本惣目代職花相翁とは氏の事である。洛陽六角堂池の坊専明より、天保四年（一八三三）七月に定紋橘紫幕下附の證を受けた、天保九年（一八三八）六月五日歿す、享年六十七。

澁谷六左衛門

押越城主太左衛門の子孫である。重則と号した。慶長五年（一六〇〇）徳永式部法印より知行二百石を拜領した。安左衛門正長の時に養老寺へ半鐘及観音不動二尊の鰐口を寄進した事がある。

島 由 光 詮

島田治部少輔光詮美濃国古代人物誌に「揖斐頼雄三男多芸那島田住か」とあり、事實は詳かでない。

志 津 大 佐 美

美濃諸旧記に「去程に其後程経て元正天皇の御宇養老二年（七一八）志津の大佐美という者勅を受けて当国を治む。是は靈龜三年（七一七）に当国不破郡高田の奥山中に靈水湧き出で、老人汲みて服しけるに忽ち其齡壯年となる。故に其の靈水を養老と号す。靈龜の年号又之に改元す。元正帝此所に御幸ありて養老の靈水を御覽ありて御還幸の砌志津大佐美に勅ありて当国の目代に命ぜられしと云々」と記してある。

惠 広 法 師

法師は明和元年（一七六四）九月二十八日当町景陽寺に生れ、同寺第八世の住職となつた。字を無涯、蟄龍又は崇信庵と号した。法師は幼少から聰悟明敏で、七歳の時既によく三部経を暗誦したと聞く。

初め幽桂先生に師事したが、十四歳の折大志を立てて京に上り、諸学者の門を敲いたが、遂に専ら公岩先生を師と仰ぎ餘暇あれば老荘及易学を研究した、其の後学漸く進み名声愈々上らうとした時、法

師の最も景慕された公岩先生が突如として病歿したので、悲歎止む能わず、慨然として「天下亦我師たるべきものなし」と歎じ、遂に草深い養老山麓高田の里に帰つた。時に法師は年七十八歳であつたが、不図病床に就く様になつた、或日播然として「ああ読書七十年、自分はただ驕慢虚名の具を作つていたのに過ぎなかつた、ああ間違つていた」と。

以後は書を手にする事なく、毎日西に向つて端坐瞑目念仏ばかりを唱えて、天保十四年（一八四三）二月二十八日八十歳の高齡を以つて心から喜び心から安らかに往生をせられたとの事である、臨終に際し詩を賦された。

曰く

嗔焰愛壽日々頻　一心尋道不迷津　今朝百步將行尽　直到西方宝岸浜

日　比　野　鶴　翁

氏は名を景亮、字は公明といい、岐阜の鶴洲画伯に師事して、刻苦励精遂に南蘋派の画家として一家をなすに至つた。其の後天賦の英才を以て益々研究せられたので、遺存せる筆の跡には中々巧みなものが多い。そして夫等の作品中には假令蘋派の画家とは言え、豪放雄勁な鶴翁の気分は北画の様な趣ある筆致のものも尠くない。

氏は元來熱心な仏法信者であつたので、或る縁故から伊勢国一身田高田派に帰依し、遂に一身田の本

山に年久しく寄寓したので、同山には氏の作品遺存し今尙殆んど宝物の如く保存されている傑作が、少くないという事である。

当町及附近にも氏の遺物が各所に散在している様であるが、中にも愛宕神社拜殿の絵天井雲龍の画は、見るべきものの一つである。更に景陽寺内奥座敷の襖八枚の採色絵も後世に伝えられる靈筆である。弘化四年（一八四七）八十四才で歿した、氏は四君子の画が得意だつたと聞くが、晩年に及んで却つて筆力愈々雄勁になつてゐることは特筆すべきことである。

日 比 野 草 川

鶴翁画伯の子で、笹峰氏や蛙亭氏たちと共に白鷗社で活動した一人であつて、詩想の豊富な人であつた。字を士力、通称孔武と言つた、草川の号は金草川の文字よりとつたものと聞く。

日 比 野 康 平

氏は草川氏の子である。字を元景といい数学漢書に精しく、又教育上に致された貢献は少くなかつた。

樋 口 大 治

氏は押川の子であり、有名な御家流の能書家である。氏の門に入つて学んだものが少くない、此の辺の人たちは氏の流を樋口流と呼んでいたという。氏は幼名を喜四郎といい、天明六丙午歳（一七八六）

四月十日七十歳にして歿した。養老寺境内に養老瀑泉詩歌碑というのがあつて、押越村道順謹銘と刻してある、これは大治氏の建設に係るものである。

銘に曰く、

養老瀑泉詩歌碑

濃之芸果押越村道順謹銘

粵有山翁貧嗜酒、常思從醉一厭然、婦營紡績供衣食、子務樵蘇要酒錢、貞節絕倫驚上世、孝誠出類感旻天、夢中鷲卵化金玉、巖下神靈涌醴泉、日々把盃懷已足、時時浴躄病全痊、從容共嘯旧樓月、返少遂成陸地仙、皇帝幸臨稱瑞物、国家大赦改元年、示來養老流無尽、水性及今施德全。

聞人や 袖ぬらすらん たらちねの 考を養ふ 瀧のむかしを

なる神の 音かと聞けば 多度山の 雪にととろく たきつ岩なみ

元文丙辰夷則上院

百 歳 翁

「笑ふなよ雀を友の此の翁、百になりてもおどり忘れず」「万代と祝ふてくれし人まへの、義理にも生きん二三百年」との歌を詠ぜられた百歳翁は、享保十一丙午（一七二六）六月十六日の出生である。

翁は姓を井口、名は仙治と呼び壽山と号した。天性壯健老いて益々盛んであつた。書も歌も可成出来た上に、養老山下の住入として殊にめでたくふさわしい百餘歳の長寿を保たれたので、百歳翁百歳翁と

もてはやされた。其の内でも記して置くべきは、藤豊季という人、美濃井口壽山老百歳を壽ぐと題して、人間百歳是神仙、況有子孫滿壽筵、不覩碧桃枝上露、住辰祝酒釀靈泉と詠じて翁に送つたことである。又文政八年（一八二五）三月には大垣御領役所から「百姓仙次、其方事長壽に付御手当の儀江戸表へ相伺候処、今般米拾俵被下候旨大久保加賀守様被仰渡候段村垣溪路守様被仰渡云々」の黒印を頂かれた。此時翁は「大黒様は貳俵の米しか持たれぬのに、自分は拾俵も拜領した」とて大にこにこであつたという。

斯ういふ有様で翁自らも、百歳翁又は壽山などと記名された遺墨が少くない。殊に翁が嘗て尾州公に召されて「子も孫も彦もやしはも百歳の、いはひするまで我も生きなん」と御前で揮毫をなし、同時に召された渭竹（男）維幹（孫）欽（曾孫）さく（玄孫当時八歳）が、其の傍に壽福康寧の四文字を認め、た遺墨が、井口家の縁者たる百々権藏家に秘藏されて居るなども面白い。

兎に角翁は長壽で風流家であつたため、文人雅客の訪問絶えず、如何に當時もてはやされたかが覗かれるが、翁は此の天與の長壽を決して樂隠居然として醉生夢死することを喜ばれなかつた。だから百一歳の老軀を提げて遙か京阪の地に遊び、文人雅客の家を敲き其の壽、正に天地と比ぶべきかと疑われたが、不図した事から文政九戊年（一八二六）八月四日、大阪で病歿せられたのは惜しい事であつた。けれども其の二カ月程前に「養老山下壽山翁」と大書せられた遺墨の、淋離たる気力にも誠に痛快男子の面目が躍如としてるのである。井口家の位牌に、積壽山俗名仙治行年百一とある。

美濃奇觀には「此の翁常に養老をさして仙山といへり、此の山にして此の壽をたもてる実に仙境といふも空しからざるなり」などと記してある。

源 丞 内

養老村白石の人である、幼名を小佐治といい、養老寺の境内に住んでいたとの事である。父母の名は詳かでないが、家は大麥貧しかつた。氏は生れつき孝心が厚く、ある日薪を取りに山中に入り醴泉を汲んで帰り父に之をあたえた。此の事が天聽に達し元正帝が行幸せられたという事は古くから人々の口にする所であり、多くの書物にもせられている。源丞内というのは元正帝を吳音で表はした作り名であつて、伝説の中の人物であるという者もあるが、依田百川は「濃有孝子、稗史所伝、養親供旨、酌斯美泉、真僞勿究、芳流万古、事闕名教、堂比齊語」といつている、洵にその通りであると考えられる。

今ここに古書に記載されているものを抄録し、諸氏の参考に供する。

昔元正天皇の御時美濃国にまづしきいやしきをのこありけり。老いたる父をもちたりけるを、此男、山の草木をとりて、其のあたいを得て父を養ひけり。此父朝夕にあながちに酒を愛し、ほしがりければ、なりひさごというものをこしにつけて、酒をうる家に望んでつねにこれをこいて父を養ふ。ある時山に入つて薪をとらんとするに、苔ふかき石にすべりてうつぶしにまろびたりけるに、酒のにはいのしければ、思はずあやしみて其のあたりを見るに、石の中より水の流れ出づる所あり。其色酒に似たりけ

れば汲みてなむるに目出度酒なり、うれしく覚えて其後日に之を汲みてあくまで父を養ふ。時にみかど此の事を聞召て、靈龜三年九月二十日其処へ行幸ありて觀覽ありけり。是即至孝の故に天神地祇のあはれび、其徳をあらはすと感ぜさせたまいて、美濃守になされにけり。家ゆたかに成りていよいよ孝養の心ふかかりけり。其酒の出づる所を養老の瀧となづけられけり。是によりて同十一月年号を養老とあらためられけるとぞ。(古今著聞集十訓抄)

美濃国当耆郡樵夫、事父至孝、父貧無財、鬻薪自供、其父嗜酒、樵夫常提瓢過市、餘酒以進、一日探樵干山、踐石誤仆覺傍有酒氣、心怪之回顧左右、石間水涌、其色似酒、試嘗之則馨烈甘美、樵夫大喜汲而供父、靈龜三年九月元正帝美濃、車駕過耆郡、觀醴泉以為孝感之所致、名泉為養老澤、因改元養老、樵夫官家至富饒。(大日本史)

元正天皇時美濃国某郷民家有孝焉、姓名不伝于世、樵蘇養親、貧窶最甚、父耽麴蘖、孝子雖每極力求酤、而或不饜、一日孝子入山樵蘇失步僵仆、其処酒有氣、而求之、則是石縫涓々出美酒、取之以歸進父、父乃大飲歎娛无窮、於是父子相悅日住以把、多而終不竭、事聞帝幸其地、覽酒泉曰、自非天神地祇感彼至孝、寧有此嘉瑞乎、宣早封彼為美濃守、名泉曰養老瀧、且改元為養老。(本朝言行錄)

注、多くの書籍は醴泉を養老の瀧と認めているが、之を地理的に考へ人々に聞いてみるに養老菊水冷泉が醴泉であると考えるのが至当であらう。

抑此養老ノ瀧ト申事昔此所ニ源丞内ト申者也シ也。彼者六十二餘ル母一人持、酒ヲ好ミシカドモ其身

貧ニシテ朝夕ノ管僅也。雖然親ニ孝行ナルコト世ニ勝レタリ。或時所ノ役ニ隨テ在京ノ事有ケリ。一人ノ母ヲ捨テ登ランコト悲ミテモ猶餘リアリ。跡ニ誰アリテ母ヲ養育シ孝行ノ忠勤ヲツクシ朝暮母ニ見エシヤ。涙ヲ流シ母諸共ニ他国ヘモ隠レナント歎キケレバ、母熟々ト案テ假シ此所ヲ去イツクヘ行バ安カルベキ、又ハ露ノ間モ誰ヲ頼、輒立寄ルヘキ木蔭モナシ、何ゾ王土ニアラザルベキナレバ、身ヲカクスベキ山野モナシ、不及力次第ナリ。只役ヲ勤、頓ニ婦来ナント云ケレバ、為左社右ト思ヒケレドモ、有繁ニ身ヲモステカネテ母ノ仰ニ任セテ妻女ヲ近付、老母ヲ能劬候ヘト袖シホル計ニ契約シ在京シテケリ、偷聞トハ思ヒシカドモ、公命ニ依テ三年ノ日數ヲ送リケリ。源丞内カ女房夫ノ云ニ不違、源丞内ニ越テ孝行ヲ尽シ、夜ハ寢床ヲ、温テ臥サセ、朝ニハ沢辺ニ出デ根芹ヲ摘ミ、夕ニハ、山野ニ入りテ爪木ヲ取テ他近キ市ニ出、里ニ入テ代ニ替育シカドモ、露雪霜来デ秋ノ草木枯々ニ、玄冬ノカゼ寒ク雪降積テ薪道絶果テ漸事尽ナントシケルニ、吾黒髮ヲ拔テ酒ニ替テ老母ニ与ヘケリ。厥親ニ孝行ナル者天之感応有事實土日域不始干今事共也。或夜一人ノ老翁来テ彼女房ニ告テ云、此山ノ奥ニ一ノ沢有、一ノ泉アリ、是汝ガ老母ニ可與仙湯也。此瀧ニ浴シ此泉ノ水ヲ吞ミ、齡若ニカヘリ望ヲ達、富貴ノ家ト成テ命千歳ヲ可保ト。靈夢ヲ蒙リシカトモ夢幻ノ化ナル習ト思テ打過ケル。或時薪ヲ取テ市ニ出酒ニ替テ母ニ可與ト思ヒ、山深ク分入ケルニ音モ冷シキ瀑ノ有ケリ。立寄浴シ暑ヲ凌、柴ヲ負テ立カヘリシニ嶮山ノ九折ニ羸テトアル傍ニ休テ巖ノ下ヨリ流出ル清水ノ有ケルヲ当座ノ苦ヲヤメント思、手ツカラ汲テノミシカバ、其味言語道断ニシテサナガラ心モ澄ミワタル計也。偕々加様ノ快キ水係所ニ有物カナト思ヒ、立徘徊

徊シテ彼靈夢奇瑞是ナルベシト思當テ簞ニ入テ取テ家路ニ歸リ、老母ニ向テ酒ヲコソ求メ出タレトテ進メケレバ、母之ヲ吞テ云氣味甘露ノゴトシ。是程ノ快洒今迄ノマザリケレト悦ケレバ、婦扱々難有御事カナト天ニ仰、地ニ臥テ喜悅之眉ヲ開キ、日々夜々ニ波テ母ニ與ヘ我セ吞ミケリ。無程身潤膚美成テ形若ニカヘリ。干斯處源承内三年ノ役ヲ勤メテ故郷ヘ歸、私宅ニ指入デ伺見ルニ有シ人ニモアラズ、容顏美麗ニシテ心モ言葉モヲヨハサル女房二人有ケリ。一人ハ二十ハカリ、一人ハ三十斗ナル女ノ口物云居タリ。偕ハ門違ヒヌル哉覺ト思立還ラントシケレバ、二人ノ女房ハ見可忘ニアラズ、走出テ源承内ト云テ袂ニ縋付ケレ共、源承内ハ若仙境ニテヤ有ント思ヒフリ切出ントシケルヲ引留メ、爾々ノ事ト語ケレバ扱ハ疑ナキ母ナリトテ互ニ手ヲ取テ愛シ、昔過シ事共語繞悦ノナミダヲ流シケリ。諸共ニ彼瀧水ヲ汲テ浴シ彼泉ノ水ヲ服シ齡久保テ仙家ニ及シト也。是偏ニ親ニ孝行之驗難有様也。老人若ニカヘルト云フ親ヲ養ト云フヲ以テ此所ヲ養老ト名付也。此事天下ニ隠ナカリケレバ、雄略天皇聞召、則勅使ヲ御立有テ二人之親子ノ者召出事之子細ヲ御尋有テ、勅使瀧元ニ詣給ケリ。誠此瀧数千丈ヨリ落テ糸ヲ乱サズ。其水上雲井ニモ続キ九天ヨリ落カト疑ハル。山深シテ其奥ヲ不知、巖聳テ物スゴク峰高、稍重、而夕目不地漏人倫遠シテ、シカモ其景氣言難述。唐土ハ不知日本ニハ又類モアラジト感ジ、其ヨリ彼泉ニ行テ見ルニ実ニ前ニハ蓬萊鳥共可謂。有所ニ巖ノ下ヨリ涌出ル水ノ冽リ彭祖ガタメシ思召出テ則菊水ト名付給ヒヌ。勅使還奏帝上有歡感。年々ノ若水ニモ備申也。又其後累年移替テ事旧、彼源承内カ子孫ノ有シカ世ニ聞タル親ニ孝行ニシテ正直第一之者也。或夜夢共ナク現共ナク、七十二及カト覺シキ老

翁鳩ノ枝ヲ把、汝シレヤ心正直ナル故ニ神感アリ、此大木之上ニ鳥ノ巢有其中ニ汝ニ可與宝有也。吾ハ是白山灌現也ト宣シテ夢覺ヌ。サテイカナル御誕ソト思ヒ、夜明テ彼木ニ上見レバ一ノ鷲ノ巢有、其中ニ十二ノ卵アリ。是哉覽ト思取テ婦ケリ。其後北ヨリ鷲來テ彼巢ニトマリ北ヲ指テ飛行ケリ、不審ヲナシ跡ヲシタヒ行ケレバ、赤坂ノ大岩ニ留リ、其ヨリ文珠ト云フ所ニ至リヌ。其時吾ハ則白山権現ノ御使ナリト云テ雲路ヲサシテ飛去レリ。奇異ノ思ヲナシテ白山へ詣ケルニ夢中ニ見シ翁忽然トシテ現レ給ヒ吾今ヨリシテ、養老ニ跡ヲ垂ベギ也。此山へ詣來ト思輩ハ彼所へ可參詣ト示現有テ昇消様ニ失ニケリ、難有カリシ奇特也。漸有テ立カヘリ彼卵ヲ見ケルニ、金銀ノ宝珠ト成テトレ共トレ共ノ更ニツキズ係天ノアタヘヲ輒私用ニ遣捨事其恐有ヘシトテ此所ニ一字ノ寺ヲ建立シテ此事天奏ナクシテハ如何有ベキトテ奏聞セシカバ、元正天皇聞召誠目出度様ナリトテ任先例勅使ヲ御立有而寺ヲ養老寺則年号ヲモ改テ、養老元年ト申也。又此所ヲ鷲ト云、郡ヲ本巢ト云モ右之鷲ノ奇瑞故ナリ。本巢郡ト養老ト遙隔ルトイヘドモ、彼鷲此所へ飛來テ又本巢へ立カヘル、其鷲ノ飛行翅ノ跡ヲ本巢ノ郡ト名付シ故、此所則本巢郡ト定也。サレバ此瀑ニ詣、此水ヲ浴者洗人間五濁、除筋血之痛、比菊水ヲ服者消自已三毒、諸病愈シ齡若カヘリ富貴ノ家ト可成也奇特今ニ有トカヤ。其齡ニ依テ昔ヨリ、比瀧之水近流留其川下ナシ。又菊水ノ末高キ方へ流行事末世ニ至迄是奇特第一也。自爾以來里ニハ白山権現奉祝社建瀧元ハ為現世定穩為壽域福榮、不動明王奉勸請也。去ハ此不動明王ハ生津ト云所ヨリ興乘シテ有來現瀧守給也。依其故興服此瀧詣人其罰新也。寺ニハ諸願成就拔苦与樂大慈大悲之觀世音ヲ安置シテ今ニ初生有トカヤ。一度此

瀧ニ詣此菊水ヲ服此寺ニ參詣ノ輩者今生ニテハ、無比安樂之身成来生ニテハ安養淨土へ迎取給ヘキトノ御誓也白山権現同一躰之觀世音是也。仍養老之緣起如件。養老五曆辛酉七月朔日（養老寺緣記）

佐 竹 直 太 郎

高田町を中心として其附近の村の治水事業に偉大な足跡を遺された翁は、あたかも政治の為に生れ、政治のためにたおれられたようなものである。

翁は少しも自己を考えず、あくまで民衆の幸福のために一生を捧げられ、その真面目な性質は生涯人に愛好せられ、果會議員に出では議長にまでなり、衆議院議員に出では、治水事業は念頭から去らず、終始一貫利害を超越し、口の人より実行をモットーとして尽粹せられた。

特に牧田川の改修工事はその最たるもので、多芸輪中、瀬田、喜多、大垣輪中の人々と相謀り、「牧田川下流改修促進会」を結成して、政府並に県当局を動かす、遂に昭和六年八月大工事に着手し、十年の歳月を費して現在の如き様相の河川を作り上げられた。

今、高田高等学校、高田中学校、養老稅務署のある所は、この改修によつて廢川となつた土地の一部であり、この工事によつて多数の人が水害の厄から免れ得たのである。

翁は昭和二十一年二月二十七日、七十六才の高齡で歿せられたが、後の人は翁の志をつき、牧田川治水事業を継続せられ、昭和二十五年には、牧田川、杭瀬川の分流工事が完成し、更に高田橋のたもとには

「治水有譽」の記念碑が建立せられ、永久に翁の功積を物語つてゐる。

服部つや女史

高田町が生んだ天才的詩人として全国的に知られた君は、高田町西町服部謹吾氏の二女として、明治三十九年四月三十日孤々の声を上げ、高田小学校を経て大垣高等女学校に学ぶ傍、詩人正富汪洋氏に師事し、その真面目な、そして少しの虚偽のない生命の声、いたましい嘆きのうちにどこまでも氣品を失わない佳作は、新聞紙に、或は離誌に載せられ、多くの読者の心をその哀感に共鳴させ、全国的に有名になつたが、不幸病魔のおかすところとなり、齡二十才の若さで、大正十四年十月十四日遂に逝いたのである。

遺稿短歌号として離誌「樹海」が出版され、詩友による詩集「天の乳」が発刊されている。

その他、この天才的詩人が遺した詩は勿論、創作、日記、俳句等が随分多くある。

生家は父謹吾氏は既に亡く、母堂はつ氏は毎日の如く君の遺稿を取り出し、つきぬ思い出にふけりつつその冥福を祈つて居られる。

遺稿の一部

みあかしのさ搖ぎやまでみ仏は

暗きが中にほほ笑み給う

仄かなる月はいでたり今宵また

いとけなき目の思出に泣く

雲二つ合はむとしては又遠く

わかれて消えぬ春の青空

黒髪その黒髪の一すじの

もつれにさえも心しづめり

虫なけば何かかなしくなりにけり

はかなき人の命おもいて

天の乳

ひそひそと しめやかに

それでいて まあ

なんと喜こばしげな 春の雨のうた声だろう

大地は 静かに扉を押して

黒々と満ち足つた微笑を投げ

木々の枝は 音もなく

冬の衣を脱ぎ捨てて 萌え出でた

青い小さい生命よ

飽くこともない おつぱい。

腫 輝やかせて

何という雄々しさで 身の成長を急ぐことか

おお 天地をこめての うるわしさは

やさしい あの唄声とともに

恵まるる味よき乳をもて

華やかに匂いわたらうものを

第十二篇

高田町と養老公園との関係

美濃諸旧記（紀元二千三百年頃即ち、寛永の末年頃發刊）には

「去程に其後程経て、元正天皇の御宇養老二年志津の大佐見という者、勅を受けて当国を治む。

是は靈龜三年に当国不破郡高田の奥山中に靈水湧き出で、老人之を汲みて服しけるに忽ち其

令壯年となる。故に其靈水を養老と号く。靈龜の年号又之に改元す。元正帝此所に御幸ありて養老の靈水を御覽ありて、御遷幸の砌、志津大佐見に勅ありて、当代の目代に命せられし、云々」とあるように養老の瀧は世人から高田の山奥にあると見なされていたばかりでなく、古来高田の地内として、御年貢を上納してきたものである。

然し元文五年に大水害に見舞われ、山年貢を納めるに大苦心をした。そして遂にこの瀧谷山を厄介視し、若干の酒を添えてまで白石村に贈与した。然も白石村の人たちにそれを所有することを承諾させたことは高田にとつて大成功であつたといつて、高田の人々は手を拍つて喜んだそうである。

元文五年前後数年の山年貢上納米を比較すると、その苦勞が想像される。

元文三年	五九二石二二一
元文四年	八〇一石三八四
元文五年	七一石七二四
寛保元年	六七四石〇四〇
寛保二年	五三二石〇八〇
寛保三年	四八七石七九三
延享元年	八七〇石七四三
延享二年	六〇〇石五八二

続日本記には

元正天皇の御代靈龜三年八月(いのみね)日從五位下多治見真人広足を美濃国に遣し行在を造る。九月天皇美濃国に行幸し賜う。(うみのえ)日美濃に至り、(たひのえ)日当耆郡多度山の美泉に幸す。從駕の主曲已上及び美濃国司(笠鷹朝臣)等に物を賜う差有り郡領已下雜色四十一人に位一階を進む。不破郡多芸郡の田租及び方畧務義の百姓行宮に供する者の租を免す。(はきのえ)日車駕宮に歸る十一月天皇軒に臨んで詔して曰く、今年九月美濃国不破の行宮に至り留連ること數日因りて当耆郡多度山の美泉を見て自ら手面を盥するに皮膚滑かなるが如し又疾痛を洗うに除癒せざることなく朕の躬に在りて其驗あり又就て之を飲浴するものは或白髮は黒きに反り或禿髮更に生じ或闇目明かなるが如く自余の痼疾咸く皆平癒す。符瑞書に曰く醴泉は美泉なり以て老を養うべし蓋し水の精なりと、寔に惟うに美泉は大瑞に合う、朕庸虚と雖も何ぞ天既に違わん天下に大赦すべし。と靈龜三年を改めて養老元年とす。養老元年十一月丁亥美濃国に令して立春の曉美泉を吸みて京に貢がしめ醴酒を為す。養老二年二月己丑美濃国美泉に行幸す。二月美濃尾張伊賀伊勢等の国々を所經し三月戊戌車駕還幸す。云々。

其後二十二年を経て天平十二年十一月聖武天皇も又伊勢行幸の砌龍駕を此美泉に巡らせられたことがあ。其時多芸の行宮で大伴宿禰東人の美泉を読める歌を萬葉集第六に載せられた。

中古に至つて鹿苑院義滿が明德四年九月五日此瀧見のため江州を發す云々、と足利治乱記に見え、美

濃古蹟考にも後桜町天皇潛かに近従の臣に勅せられ此山の美泉をめして御藥湯に用い給う、云々とある。

瀧谷山は瀧を中心として豎十五丁横九丁、北峰境は白石山、西峯境は多良山、南峯境は直江山、東は谷川である。養老は高田にとつて今日の盛大さを見、又高田も養老によつてその繁榮を保持している面も多分にある。その上養老を天下に紹介するに力のあつたのは高田の人であつたことも見逃せない事実であり、初めて遊園の地として施設を加えたのも高田の人であつた。

宝曆明和の頃（養老の瀧を白石へ讓渡してから二十年程後）、高田の人岡本喜十郎（紙商人であつたため紙屋喜十郎又は紙喜と呼ばれていた）が瀧附近の最も景勝の地に藥湯をかねた旅館を建築して千歳樓と命名した。この藥湯のことは可なり有名になつたようである。後桜町天皇の御事蹟もこの時代のことである。岡本喜十郎は、千歳樓前の寝松の根もとにある大きな石に腰かけて、建築図を眺め、工事を勘考し指図をしたそうで、今でも其石は勘考石とも、劬孝石とも呼ばれている。又このように藥湯を始めたので、この岡を湯の山と呼ぶようになった。

こうして湯の山に千歳樓が出来て、しばらくすると、高田には文人墨客が漸次輩出する氣運に向つて来た。そして俗人たちと共に藥湯に浴し、瀧を眺め、一日の行樂を肆にしていた。中にも樋口大治、柏淵才藏、日比野鶴翁、柏淵藤大夫、千秋笙峰、早野有章、百歳翁、柏淵彦右エ門、伊藤正榮、柏淵靜夫、柏淵拙藏など、他郷の雅客を迎えて養老を遊覽の地、景勝の地として紹介していた。けれどもそれ

はまだ山中の一名勝として喜んでいたに過ぎなかつた。

やがて明治維新になり、泰西の文明は輸入され、共々に養老が天下の公園として誇ろうとする機運は近ずきつつあつた。

明治十二年六月、時の大藏太輔松方正義が勅業のために岐阜県に来られることになつた。

その時岐阜県では、松方太輔の旅情を慰めるために、養老の景勝を紹介することになつた。その結果愈々養老に一泊せられることに決定したから、県庁からは係官が来て諸般の準備をした。何しろそれまでは草深い山中であつたのが、大藏太輔が来られることとなつたので上を下への大騒ぎ、夜具や器具、蚊帳などを長持に入れて、又三竿、又五竿と、高田から養老へ送つたそうである。千歳棲はあつたが、田舎の風流人を待遇してただけで、国家の人物を遇する準備は何もなかつた。それに茶道具から膳椀に至るまで各役人の位階勳等に応じて分類し用意せねばならず、食膳に上す料理もそれぞれ差等をつけねばならぬので大変なことであつたと云われている。

その当時は郡役所が設置せられて四五ヶ月にしかならず、初代の高木貞正郡長も新任早々であつたが、非常によく尽された。

こうして一行は、松方大藏太輔を始めとして、県令小崎利準、大書記官（副知事に相当）斯波有造等二十五名程養老へ来られた。そして太輔は、高田町及その附近の有志者を集めて勅業に關して有益な講話をされた。

松方公はこの景勝の地が非常に気に入つたようであるが、多忙のため、僅か一泊のみで他に向われた。その時、ひそかに小崎県令に私語して「このような歴史的にも現実にも立派な土地をこんな風に打ち捨てて置いてはならぬ。どうか貴下は貴下の責任としてこれを天下の立派な公園にして下さい」と言われた。小崎県令は松方公の密旨を堅く胸に受けて、必ずその実現を期すべきことを誓われたが、こんな約束の出来たことは何人にも知られなかつた。

其後間もなく小崎県令は、宮代村の南宮神社に参詣されたことがあつた。

その時の南宮神社の祢宣、柏淵静夫は高田の人であつた。(明治十二年三月から十三年十一月まで祢宣) 県令はこの好機を利用して、南宮神社に於て、同、祢宣と養老開園について懇談を遂げられ、併せて松方太輔の密旨をも伝えられた。そして当時の多芸郡の有力者十名で発起人を作ること依頼された。そこで柏淵静夫は高田に帰郷し、親戚の柏淵拙蔵(当時郡書記で漢学者)と相談し、左記十名を選んで県令の意を伝えて発起人になる承諾を得られた。

高田町	——	柏淵静夫	柏淵拙蔵	千秋元次郎
大野	——	澁谷代衛	横會根	——
船付	——	安田弥兵	大卷	——
小倉	——	日比四郎三郎	鷺ノ巢	——
根古地新田	——	後藤三郎左エ門	田中四郎	

これ等の人が快諾した旨を県令に伝えると、かねての計画通り小崎県令は、高田の千秋庄六郎方に來られこの十人を集め、公園開闢の發起人たることを改めて依頼され、將來の方法につき懇談せられた。この懇談会があつて後、直ちに発越人たちは先ず公園となるべき地域の測量をした。それを県庁に持つて行くと「これでは規模が小さい」といわれ、明治十三年一月県から技師が出張して大規模な測量をして三月上旬に完成した。この時出張して來た技師の奥富雄三郎に關する費用を始め、其他繪ての費用は十人の私費で辨じたということである。

十人の人々は皆熱心にその仕事にあたり、努力をおしまなかつた。中でも渋谷代衛氏は最も功勞が多かつた。

渋谷代衛氏は文政七年笠郷村大野に生れ、苗字帯刀を許され、資性温厚義俠心に富み、高德を以て近郷を風靡した。老母に事えては孝養をつくし、私財を投じて村兒童の薰陶に努めた。更に養老山を開拓して一大公園を実現しようとし、道路を開き、偕樂社を興して面目を一新せしめた。明治二十九年八月七三才で卒す。明治三十二年有志の者が相謀つて公園の中央に記念碑を建立し、永遠にその功績を伝え、更に明治三十六年には賞勳局から行賞せられた。

こうして測量が完成すると、県庁で公園開設願を作成し、地図を添えて内務省へ出願すると共に、三月中旬頃から十人の發起人は協力一致して民有地の買上に奔走した。

明治七年の改租の頃までは、千歳樓の附近から瀧の方面にかけては拜借地であつたらしく、小物成と

称して年貢米を上納していた様であつたが、改租以来民有地になつたので、是等を買上げるには多額の金錢を要した。中には頑固な地主も居て、容易に買上に応じなく、従つてそれ等に要した色々の犠牲は發起人で全部取替えられた。

こうして公園の敷地はどうかまとめられた。然し将来の施設にも多額の費用を予想されるので、広く資金を募集することになり、明治十三年三月、高田町柏淵祐次郎、柏淵郁三郎其他近村に涉り約四十名に、小崎県令から「養老公園開設担当委員を命ず」との辞令が出された。その後更に三十余名の担当委員が任命せられ、七十五名程の委員で、財産額に依じて殆んど割当の寄附が出来た。この総額約五千円であり、県令はこの団体を「偕樂社」と名づけた。

それから更に広く寄附金を募集し、十円以上の寄附者には偕樂社員の章を授けなどして、苦心慚胆漸く多額の金額をまとめ得たのである。

そして買上た土地は上地届を出すと共に、一方では千歳樓改築の設計図を作り、明治十三年三月、名古屋の材木商服部小十郎と請負契約をなし、小十郎は配下の大工中島宗七に命じて四月に建築に着手し、八月に落成した。

これより明治十三年五月、偕樂社から左記のような広告文（執筆者柏淵靜夫）を東京の四大新聞にかかげ、養老の宣伝をし、一方これを地方に配布して寄附金を募集したりした。

広 告

夫レ我が美濃国多芸郡多度山養老ハ天下著名ノ名区ニシテ今ヲ距ルコト千百餘年前、元正天皇此山ニ美泉有テ之ヲ飲浴スル者能ク痼疾ヲ除クト聞シメシテ行宮ヲ造ラシメ故ラニ臨幸マシマシテ蹕ヲ駐メ玉ヒシコト數日、叡感ノ余リ勅シテ年号ヲ養老ト改メラレ、其明年相繼デ再ビココニ幸シ玉ヒ其後二十餘年ヲ經テ聖武天皇亦伊勢行幸ノ砌、龍駕ヲ此地ニ巡ラシ玉ヘリ、其時從駕ノ臣大伴ノ東人大伴ノ家持等美泉ヲ詠ズルノ歌載セテ万葉集ニ在リ、又一樵夫アリ、性至孝、其父酒ヲ嗜ムト雖モ貧ニシテ供スル能ハス、偶此美泉ニ酒氣アルヲ嘗ロミテ日ニ汲ミテ之ヲ供セリ。後美濃守ニ擢任セラル、蓋シ孝感ノ致ス所ナリト言フノ説ハ六百餘年前既ニ著聞十訓ノ二書ニ記シテ遍ネク人口ニ膾炙スル所ナレバ必スシモ此事ナシト言フベカラズ、故ニ水戸光圀モ之ヲ採テ大日本史ノ孝子伝ニ收メラレタリ、而シテ此美泉ヲ後人或ハ瀑布トシ或ハ菊水トス、熟レカ是カ熟レカ非今ニシテ確知ス可ラズト雖モ其水質兩ツナカラ清冷甘美甚ダ優劣有ルコトナクシテ共ニ海内屈指ノ靈泉ナリ。加之ナラズ、西南峰巒重疊濃勢二国ニ跨リ蒼林蒼鬱花木楓樹往々其中ニ交リ、東北開豁平田數千萬頃、揖斐長良木曾ノ三大川村落田畝ノ間ニ陰見シ、八州ノ諸山遙カニ雲際ニ聳ユテ登覽ノ勝モ亦其右ニ出ル者稀ナリ。是ヲ以テ古ヨリ今ニ至ルマテ貴トナク賤トナク來リ遊ブ者四時跡ヲ絶タズ。特ニ盛夏ハ道ノ遠近ヲ問ハス陸続來テ瀑ニ浴スル者、毎歲日ニ數千人ノ多キニ上ル。是疾ヲ治スルノ効アルヲ以テナリ。宝

曆中、岡本某眺望最モ佳ナル処ヲトシテ一樓ヲ創立シ号シテ千歲樓ト曰フ。爾來文人墨客其他勝ヲ探ルノ輩休憩留宿シテ清興ヲ尽サザルハナシ。而ルニ此樓百數十歳ノ星霜ヲ歴シテ簷宇朽腐柱楹傾頽頗ル醜狀ヲ見シ四周ノ山林ハ樵夫ニ剪伐セラレテ大イニ風致ヲ損シ、瀑布ニ到ルノ道ハ久シク修繕ヲ欠クヲ以テ益々狹隘險惡ヲ極メ当昔鸞輿通御ノ道路トモ覺エサルニ至レリ。

近年外国交際昉リテヨリ支那歐米ノ人養老ノ名勝タルヲ聞キテ来リ遊ブ者尠シトセズ荒廢此ノ如キヲ見テ翻テ嗤笑センコト必セリ。豈愧ツヘキノ至リニ非スヤ。

方今文化開クルニ從ヒ皇国各所ノ古跡名区ニ係ル者ハ其他ノ士民力ヲ併セ修理裝飾シテ漸次壯觀ヲ致セリト聞ク。而ルニ山下ノ人ニシテ斯荒廢憂ヘズシテ可ナランヤト本郡有志の輩奮發協同シ官許ヲ得テ養老全地ヲ衆庶僭ニ樂シムノ公園トナサント欲シ千歲樓及其接続ノ民有地ハ既ニ之ヲ購求シ該樓改築ニ着手セリ。尋テ瀑下ノ險隘ヲ削平シ清潔ナル一小屋ヲ構造シテ觀瀑ノ便ニ供シ其他地ヲ扨テ数字ノ亭榭ヲ建設シ目ニ觸ルル所ノ山林ニハ檜楓及種々ノ花木ヲ植テ四時ノ美觀ニ乏シカラサラシメ以テ一層ノ風致ヲ増加シ、二帝宸遊ノ遺蹤ヲ千載ノ下ニ輝カシメ海外万国ノ稱譽ヲ得ルニ至ラシメバ我濃國ノ譽ノミナラズ皇国一般ノ光榮ナラズヤ。然ルト雖モ莫大ノ費額衆力ヲ合セ俱ニ之ヲ謀ルニアラザレバ竣功ノ期甚ダ遠シ。

冀クハ諸君愛國ノ心ヲ振起シ協心戮力速カニ成功ヲ奏セシメンコトヲ

明治十三年五月

養老山下 偕樂社

こうした宣伝文によつて養老の名勝の広告と偕樂社資金の募集とに奔走し、同年十月十七日盛大な開園式が行われた。そして此開園の中心は偕樂社であつた。偕樂社長高木貞正は養老郡長で、開園のため非常に熱心であつたので公園郡長とさえ云われていた。

一応こうして養老公園は開園せられた。其後は県の指図で郡役所が其事務をとつていたが、明治三十年郡制が布かれると共に郡管となつたが、毎年多額の施設経営費を要するので、大正七年になり、別に養老遊園株式会社を創立（資本金貳拾万円払込金五万円）し、十二月十五日創立總會を開き、大正八年十月三十一日附で公園土地建物等の使用許可を得以後の経営はこの会社に移つた。（社長高木貞正、常務取締役佐竹直太郎）ところが大正十二年に郡制は廃止となつたので、時の県會議員佐竹直太郎の熱心な紹介によつて又県管に移されることに決り同年四月から公園は県管として再発足し今日の盛況を見るに至つたのである。

第十三篇 古文書

宝曆十三年九月指出帳（西曆一七六三年）

多芸郡島田村

一 高二千六百九十六石六斗一升六合

此反別二百〇七町八反七畝二十四步

内百四十七石六斗 前々堤敷引

四百三十七石五斗二升二合 前々川筋引

六十二石五斗 前々荒地引

此石高六百四十七石六斗二升二合

右ハ慶長十五戊年大洪水ニテ橋爪村之内岡ヶ鼻石取堤切牧田川島田ヲ通り田畑押流申ニ付島田輪中ニ新堤築キ申候趣堤敷川原ニ罷成申候依之寛永十五年寅年御願申上岡田將監様石原清左衛門様山田長右衛門様御立会ニテ地押シ極メ候此処右之反別之御檢地帳御渡被下村方ニ所持仕罷有候然共右ノ引高ハ前々ノ通り御免定ニ戴御引被成候尤上中下位ノ儀ハ相知不申候。

殘高二千〇四十八石九斗九升四合

此反別百六十町九反六畝九分

加高十六石七斗三升 前々川成高ノ内

延享元子年起返

此反別下畑二町三反九畝

メ高二千〇六十五石七斗二升四合

此反別 百六十三町三反五畝九步

内屋敷一反步 御藏敷引

高一石二斗

上畑三反一畝十七步 神田引

高三石四斗七升二合

田畑二反二畝十二步半 前々堤敷引

高二石三斗八升五合

田畑三町二反二十六步半 前々内堤江堀敷引

高三十二石二斗七升四合

上田二町三反二畝十五步八厘 前々江堀代米引

高三十二石五斗五升四合

田畑五畝十五步 午堤敷引

高六斗三升九合

田畑九反四畝十三步半 辰内堤敷引

高十六石六斗八升二合

田畑一町四反六畝二十六步 辰内堤内堀土取跡引

高十七石三斗七升六合

上田一畝二十七步 東内堤田堀土取跡引

高二斗六升六合

田 二反三畝二十八步 丙内堤田堀土取跡引

高二石七斗二升一合

田畑一町一反三畝二步 五石砂入引

高十五石三斗三升五合

田畑三町一反八畝二十二步 申石砂入引

高四十二石九升六合

田畑二町二反八畝 子御繩切入石砂入引

高二十六石三升二合

下畑六反七畝十八步 子年川欠成引

高四石七斗三升二合

又田畑十六町四畝二十步

高百九十二石七斗六升四合

殘百四十七町三反十九分七厘

高千八百七十二石九斗六升

又田反別百一町四反四畝二十二步

高千四百九十五石八升

(上田石四。中田石二。下田石)

内反別五町四畝十八步 御免

高六十七石四斗七升八合

殘田反別百六町四反四分 本途

高千四百二十七石六斗二合

又畑反別三十五町八反五畝二十七步

高三百七十七石八斗八升

内反別一町一反三畝七步 御免

高十一石九斗九升八合

殘畑反別三十四町七反二畝二十步

高三百六十五石八斗八升二合

外

一 田三反八畝六分

御見取

一 畑五町八反一畝十二步

御見取

一 葭田五町六反九畝二步

葭場御見取り

一 家數五百二十一軒

内

百九十三軒 高持百姓

三百二十八軒 水呑百姓

外 六軒 寺院

一 惣人數二千二百六十七人

内

男 千 百 四人
女 千 百 六十三人

外 二僧 六人

一 寺 天台宗 山門首楞嚴院末

寿量院

御除地高三石四斗七升二合

御年貢地高五斗五升九合

一 寺 一向宗 京都東本願寺末

景陽寺

御年貢地高一石九升三合

一 寺 一向宗 京都東本願寺末

專念寺

御年貢地高一石七斗二升二合

一 寺 一向宗 京都東本願寺末

受誓寺

御年貢地高三石二斗一升九合

一寺 一向宗 京都東本願寺末

淨本寺

御年貢地高一石三斗七升

一庵 禪宗 京都妙心寺末

即心寺

御年貢地高五石一斗一升八合

一愛宕堂

百姓持

一八幡宮

百姓持

一神 明 太代大明神御除地ノ内

宮寺 寿量院

一墓 地 四ヶ所

一死 馬 墓所際二埋申候

一 牧田川通当村内長千六百七十二間

百四十五間 百二十間

但川幅

七十間 五十五間迄

是ハ江州ヨリ時川へ落合 玉川牧田川へ流出 船付村下ニテ伊尾川へ落合申候尙村ヨリ川上エ八九里程当村ヨリ川下海口迄十一里程

一 堤長三千三百六十四間 北御堤千四百七間
是ハ御入用御普請場所ニ御座候水害水防ハ百姓方ヨリ

南御堤千四百七間

仕末候石取ノ儀石不足分山石取り得候

一 川除出猿尾 十一ヶ所

一 惡水落内御堤兩側長二千百二間

一 切樋 十四艘

一 惡水落江堀長三百九十八間半

一 橋八十六ヶ所 但長六間ヨリ四尺迄、巾七尺ヨリ四尺迄、是ハ当村入用ニテ仕候

一 山御年貢無御座候

一 野御年貢無御座候

一 笥地年季地 田一反歩ニツキ金參四兩ヨリ壹兩迄

畑一反歩ニツキ金參兩ヨリ壹兩迄

田畑共ニ實地ニ取不申候

一 小作控 田一反ニ付米七斗ヨリ一石一斗迄

畑一反ニ付米五斗ヨリ七斗迄

一 小役金御割賦次第上納仕候

一 薪代金役無御座候

一 鉄砲二挺

五兵衛 源十郎

是ハ元祿四年南条金佐衛門様御代官所之節取上筒ニ罷成申候

一 川船役無御座候

一 松葺運上無御座候

一 竈役無御座候

一 砥山運上無御座候

一 紙船役御座候

一 鳥札運上無御座候

一 草役無座候

一 池川運上無御座候

一 葭草代無御座候

一 綿役無御座候

一 御林無御座候

一 御年貢米津出之儀当村ヨリ栗笠迄陸付一里栗笠ヨリ桑名港迄川長十里但五里外運賃御廻米一石

二付八合宛被下置候

一 溜池井堰無御座候井溝ハ御座候

一 谷川無御座候

一 庚申墳無御座候

一 当村太代大明神祭礼入用金參両程氏子ヨリ相勤申候 祭礼 八月十一日 十二日

一 愛宕祭礼入用金二分程町方ヨリ相勤申候 祭礼 六月二十三日 二十四日

一 当村 東西二十四町程 但平均
南北 六町程

但当村ヨリ西五日市村迄八町程 東鳥江村迄二十八町程 北大墳村直江村迄三町程 南押越村

迄三町程

一 百姓出作分 (他村へ)

押越村	石畑村	勢至村	柏尾村新田	明德村
飯之木村	鷺巢村	有尾村	同村新田	小倉村
横屋村	津屋村新田	下笠村	上ノ郷村	岩道村
西岩道村	大跡村	同村新田	口ヶ島村	櫻井村
橋爪村	中村	大墳村	五日市村	金屋村
直江村	飯積村	飯田村	祖父江村	蛇持村

- 大坪村 多芸島村 室原村 栗原村 綾野村
 荒川村 長松村 垂井村 浅草村 木戸村
 一 当村へ入作
 白石村 大墳村
 一 御水帳十七帳 庄屋当番廻リニ預リ申候
 一 名寄帳一冊 右同断
 一 御高札四枚 切支丹札 火付札
 毒藥札 強訴札
 但シ矢来木ニテ御座候
 一 御藏五ヶ所 但シ横二間ニ長三間 三ヶ所
 長二間ニ横二間 一ヶ所
 横三間ニ長四間半 一ヶ所
 町二組。井口組。中屋敷組。高組。
 一 百姓藪林無御座候
 但御堤藪少々 其外屋敷四壁之簀御座候
 一 庄屋給米十七石 但 米六石 孫九郎

是ハ小入用割ニ仕候

米四石 市次郎

米三石 市右衛門

米二石 仙九郎

米二石 源十郎

一年寄給米一石四斗

但シ

米一石二斗 林衛門
米二斗 門衛門

是ハ小入用割ニ仕リ候

一定使給米六石 一人一石五斗宛 定使五人

是ハ小入用割ニ仕リ候

一 田畑こやし 油柏用申候

田一反ニツキ代金一分二朱ヨリ二分程ツツ入申候

一 田畑両毛作ノ儀 畑ハ両毛作仕付申候

田ハ高所少々両作仕候

一 麦種 一反ニツキ 種大麦八九升

小麦七八升程

一 種粃 一反ニツキ三升ヨリ二升迄早稻方少々晚稻多作り申候

一 粟稗黍大豆小豆菜大根芋茄子作り申候

一 当村土目 田土七貫目ヨリ八貫目

畑土六貫五百目ヨリ七貫目

但シ一尺四方之積り真土ニテ御座候

一 藍取花作不申候

一 蚕飼不申候

一 綿細織出候者無御座候

一 麻布疊縁蚊屋布織出候者無御座候

一 蘭作り不申候

一 蕙原立織出ス者無御座候

一 桑楮茶無御座候

一 穀物ノ儀当村町方ニテ売買仕り候

一 当村ヨリ近郷盛場

大垣へ二里 高須へ四里

今尾へ三里 竹ヶ鼻へ四里

一 当村内高田町市場

三日、八日、十三日、十八日、二十三日、二十八日、六斎

一 医師五人御座候

一 馬医無御座候

一 山伏行人座頭神子ノ類無御座候

一 鍛冶屋五軒御座候

一 大工九人御座候

一 木換一人御座候

一 籠作り二人御座候

一 檜物屋二軒御座候

一 紺屋三軒御座候

一 水練之者無御座候

一 左官無御座候

一 獵師無御座候

一 盲女無御座候

一 名所古跡惣而名高き人之屋敷跡無御座候

一 男女稼之儀

一 村方ハ年内家業稼ニテ渡世仕リ候町方ハ家業ノ間ニ市場商仕リ候

一 秣場無御座候

一 薪ハ山方ヨリ町場へ出申候ニツキ買申候

一 山原其外新田可成場所無御座候

一 闕所田畑跡取上地無御座候

一 治追数もの無御座候

一 惣而治領物無御座候

一 当村拔門私領入会無御座候

一 高田町方家業稼仕候内 高持百姓
水吞百姓 五十軒極商売仕候

一 御伝馬宿並往還筋ニテ無御座候

一 当村之儀今須宿助合相勤申候

一 御伝馬宿入用米被仰付候

一 当村ニ浪人無御座候

一 芸能勝候もの無御座候

一 紙漉無御座候

一 船渡場無御座候

一 穢多無御座候

一 造酒屋三軒御座候

三石三斗三升三合

八十郎

八石六斗六升六合

彦右衛門

六石

彦八

一 休酒屋二軒御座候

喜左衛門

次郎左衛門

藤太夫

一 番太二人御座候

一 由緒帶刀之者無御座候

右当村高及別並ニ有来候品明細吟味仕書上候通リ相違無御座候

以上

宝曆十三年未九月

島田村庄屋

市左衛門

同孫九郎

同仙九郎

同源十郎

年寄市左衛門

同角左衛門

同 源 左 衛 門
大垣御領
百姓代 忠 五 郎
御役所
同 林 右 衛 門

備考

御検地 慶長十四年に大久保石見守様元和七年に徳永馬之丞様寛永十五年に岡田将監様石原清左衛門様山田長右衛門様御三人御立会で夫々検地があつた。

(参照)

元祿四年(西曆一六九一年) 指出帳

一 高二千六百九十六石六斗一升六合

内六百四十七石六斗二升二合

是は当村先年より水押川欠大分御座候につき寛永十五年寅之年岡田将監様石原清左衛門様山田長右衛門様御訴訟申上げ御検地申受候時減し申候分

一 高二千四十八石九斗四合 新高

此田畑屋敷合 百八十五町四反二畝十五步

一 馬数二十六疋

一 大七疋 但主なし

- 一 馬草の儀 島田村にて野方無御座候高須様に御断申上げ堤之草を馬草に被下列来申候
- 一 本百姓四十九軒 水吞百姓二百二十六軒 寺五軒
- 一 人数合千四百八十八人 内男七百四十九人 女七百三十九人
- 一 鉄砲二挺 但持主 五郎兵衛 源十郎

(以下略)

元文三年(西曆一七三八年)指出帳

- 一 高二千六百九十六石六斗一升六合 石 高
- 一 高二千四十八石九斗九升四合 新高
- 一 家数四百四十七軒 内百五十三軒高持百姓 二百九十四軒水吞百姓
- 一 人数合二千六十五人 内男千十二人女千五十三人
- 一 馬二十九疋 内男馬二疋 女馬二十七疋
- 一 米十二石四斗 悪水堀代米
- 一 内米八石八斗八升 尾張様御領烏江村へ渡ス
- 一 米三石五斗二升 同 所 西岩道村へ渡ス
- 一 鉄砲二挺 持主 五郎兵衛 源十郎
- 一 御除地 寺一軒

天台宗山門首楞巖院末寺

一 宮三社

但神明境內也
但神明 六社大明神 八幡石同院支配

一 愛宕堂

但九尺四面 百姓支配

一 御年貢地

一向宗 景陽寺 京都東本願寺末寺

一 同 上

同上 專念寺 同上

一 同 上

同上 愛誓寺 濃州安八郡墨俣村滿福寺末寺

一 同 上

同上 淨本寺 同上

一 同 上

禪宗 即心寺 京都妙心寺末寺

一 御高札三枚

切支丹 毒藥 火付之札 (以下略)

延享元年(西曆一七四四)指出帳

一 高二千四十八石九斗九升四合

一 当村東西 二十五町半 南北六町

一 家數四百五十三軒 內百六十五軒本百姓 二百八十二軒水呑百姓 六軒寺院

一 惣人數千九百七十四人 男九百四十六人 女千十五人 僧十三人

一 馬二十一疋

一 当村北牧田川通り千四百五十八間川幅百二十間程

一 当村之内高田町場長五丁餘

但シ市場 三日、八日、十三日、十八日、二十三日、二十八日

一 男女稼之儀 村方ハ年内農業稼ニテ渡世仕候

町並ハ農業之間市場商仕候

一 小作之儀 田一反ニ付米七斗より一石一斗迄 畑一反ニツキ米五斗五升より八斗迄為作申候

右者此度村役人共立会吟味之上書上候処相違御座なく候

延享元年七月

多芸郡島田村 庄屋 孫 九郎

(以下略)

延享二年の証文

(島田村字繩之内等直江村堤内江入込分に対するもの)

一 直江村堤内江入込島田村分字繩之内同村井中両組之もの並島田村之者名前にて直江村のもの内証の
扣地ニ相成居候分シともメ田三反九分畑六反五畝二十七分合田畑九反六畝六分前々より高須様御帳面通
り御上畝之所此度於同所直江村小作之ものあせ道いろひ候哉ニ付江境論出来則両村庄屋兩人宛立会田畑
一ヶ竿入相改候所あせ道敷こし外惣田畑ニテ三畝二十四分之打出有之都合一町歩也則元和七百年島田
村御檢地之砌両村庄屋立会有畝改連判帳ニ喰合候上は此度之論所明白に相分り島田村分シに相違無之候

事但し六尺二寸竿を以て竿入いたし置き候事

一 島田村分直江村堤内江入込字宅地田三畝八分畑二反三畝二十五步都合田畑三反七畝三分畝又右同様御上畝之所此度右同様立会相改候所あぜ道等之外惣田畑にて八畝二分之打出し有之都合田畑四反五畝五分也則右連判帳ニ喰合一步も右形ヨリ相違無之候事 但し竿右同断

一 繩の内宅地とも後年に若又島田村之小作ども抗せり込此度之改畝よりも地広に相成居り候節は島田村より右改畝歩之外ハ双方庄屋立会竿入打出し直江村江餘り之分戻し地いたし可申御引合ニ相違無之候且又直江村小作之もの坑せり込此度之改畝歩より地せまく相成候様之儀有之節は直江村より右改畝歩に合候様双方庄屋立会竿入地不足之分丈島田村江戻地いたし可申是又御引合相違無之上は向後双方勝手之義不申出右様之時は双方いづれにても右地所渡し方之義益方は損方ノ意に相任せ可申候併字違外之場所にて地所切渡不申其にて渡地いたし江坑立置可申事

一 大塚村畑所之東南共島田村之畑所にて字御所馬場此所直江村之堤西服之分ン南服之分ンとも向後直江村より内服付ニ普請いたし外服付相止メ之相談ニ相極まり候上は右堤切入候とも島田村庄屋立会之右形之通り直江村地内より指出帳不申候様につき直島田村分ン畑所不滅様可致候事

一 宅地並なほの内共島田村分ン地内之堤に有之竹木たとひ各かこひたりとも直江村より不致切払是迄之通り島田村より切払可申事

一 堤等普請之節砂取場之義両村とも地坑に不相均普請所へ近き所にて可致砂取此義は是迄之通り地坑

自他之無差別相たがい可致砂取事

但シ畑所之上砂ニ手掛申間敷事

一 高田町北浦坂上ル所右手ニ有之重右衛門殿扣之板並ニ數ざる尾御同人扣之板且又直江村本江かい道堤東に有之井口甚九郎殿扣之梟角刺之木右三本は此度独り目当之木とし永々切払之筈ニ御相談相極り候事

一 島田村井口上之堤南より東に懸り角之所猿尾長五十間ニ候所直江村之障りにつき右猿尾先十五間相談之取払之筈ニ相極り候上は同所之西直江村本江惡水落之江筋大垣かい道之堤東江十間猿尾之外水沢之小土手ハ勿論柳にてもさし候ては島田村之障りに付右之場所猿尾先キ間延しは勿論坑等打ち事相止メ之御取引合に候上は若し後年に双方いづれにても右定不相用違約之普請等いたし候はゞ若障りに相成候村方より利不尽に手掛取払候共申分無之御引合に候事

一 島田分シ字乗越畑北之河原元東両村地境に候所地境南北双方に入込有之候取後年に若境論等出来致候時ハ双方不為ニ付立会之上相改双方ニ損徳無之様地境平均いたし籤ざる尾北より東之定杭まで見通し真直に相成候様境地融通いたし置き候上は給図面之通り永々相違無之候事

一、此度立会にて打候定杭朽果か又は流失いたし候節は双方立会之上替りの杭早々打可申且又給図並に此証文等後年に至り虫入候か又は鼠喰等にて文字見へかね候様に相成り候時は給図証文とも其節之双方庄屋相談之上致出替判形桿可申尤此度之給図証文等八重に相成候とも不致消印大切に片付置可申

御引合之事

右之通り今度双方立会之上相改致規定候上は永々違麥無御座候為其為取替証文仍如件

延亨二年乙丑十一月

直江村

庄屋 市右衛門

同所 四良右衛門

島田村

御庄屋 重右衛門殿

同所 仙九郎殿

烏江吹原家の古文書より

慶安三年（西曆一六五〇年）大洪水の節烏江村堤切れ村中家諸式流れ百姓中迷惑するにつき勤兵衛船共出し引取り一人も殺し申さず其上水引申内日數十五日之間百姓二百五十三人に喰物与へし事

寛文二年（西曆一六六二年）洪水につき高須領島用村之堤切れ烏江村西堤大分損し水平越になる処勤兵衛より繩抗竹疊戸板等に至る迄出し堤五百間の所固め申候其段達御耳致御目見御褒美被下候事

寛文九年（西曆一六六九年）西国へ御上使内藤新五郎殿御越御帰の節烏江村へ御越勤兵衛所に一宿成

され候儀につき人数八十七人持合せ候家形船にて勢田迄御馳走仕り候事

延宝二年（西曆一六七四年）大水の節烏江村落吹ぬき仕候処勘兵衛藪竹を伐り杭木繩俵持合せ人足にてかこひ候事

延宝三年（西曆一六七五年）水損にて烏江村百姓かつゑに及びしもの三十五人に一ヶ月之喰物を与へし事

延宝四年（西曆一六七六年）九月上旬へ御上使水谷新左衛門殿御越御帰の節烏江村に御越の儀につき勘兵衛御宿仕り人数四十三人持ち合せ家形船にて佐屋迄御馳走仕り候事

延宝五年（西曆一六七七年）御上使七枝十左衛門殿御越御帰りの節烏江村に御越の儀につき勘兵衛御宿仕り人数三十五人持合せ候家形船にて勢田まで御馳走仕り候事

延宝七年（西曆一六七九年）氷雨につき烏江村田苗くさり申候につき勘兵衛才覚仕り苗調へ田方二十五町余植させ候事

元祿四年（西曆一六九一年）六月四日大水出烏江村之南堤北堤大分かけ水平越に仕り候勘兵衛藪竹を伐り杭木繩俵松繩俵に至る迄出しかこひとめ水入不申候事

元祿五年（西曆一六九二年）越前勝山小笠原土佐守殿大阪御番仰せにつき御話のため江戸へ御下り候鳥江村より勢田へ御出舟成らせられ由勘兵衛方に昼御休成され船に馳走仕り候事

元祿十二年七月二日（西曆一六九九年）堤十合の水出当村南堤内へ五十間計欠け危く見え候につき早速氣をつけ手前持ち合せの抗木大竹繩迄出かこひ留め申候鳥田輪中下高田村杵めけ水入西横手堤一ヶ所堤内へかけ候につき早速杭木大竹にてかこひ申候事

栗笠船付両港間屋役被召上候へ共鳥江港之儀は古来より由緒在之につき尾州御知行成さる節間屋役御免上致候事　〔元和五年（西曆一六一九年）の記録〕

○（鳥江の吹原勘兵衛は鳥江港の支配を致せし豪家であつて俗諺に

船が着きやこそ鳥江勘兵衛船がつかねば空勘兵衛

とうたわれたと云う）

第十四篇　　雜　　錄

一、高田の亂

元和元年（西曆一六一五）二月十七日烏江の船頭が高田で仇討をした事がある。此れは可なり騒がしかったらしい。後年是を高田の乱と云う。

二、米騒動

大正七年八月十五日及十六日頃米価が暴騰したため今にも大暴動が勃発しさうで人心恟々としていたが、遂に暴動は高田町には起らなかった。けれども資本家階級のものには応分の抛出金をして貧民階級の雷同性を沈靜させた。（米四斗入一俵拾七円となつた）

三、高田城

多芸郡島田村ノ内高田。加藤左馬助陣城跡（美濃国記）

多芸郡高田村には土岐ノ一族高田薩摩守、其子高田小左衛門は石田三成ノ組下。（濃州城主誌略）

高田薩摩守。多芸郡高田住土岐一族。慶長五年石田方。（美濃国古代人物誌）

などと云う記録が残つてゐる。今高田小字名の中に城前、城の濠（豎長東部）浦の門豎長）、馬代（池下）、濠の内（豎長）、構の内（豎長）構橋（本郷）、御所馬場などと云う所があり、殊に構橋などは郷士が居住して居たと云い伝えられてゐる。

四、烏江城

寛文三年七月烏江善正寺住職鈴音という人が烏江城を描いて曰く「此図は濃州多芸郡石津庄烏江城伝記並に古老物語を参考して録したもにして武將浅井備前守長政が領として護らしめ交替の武士を指置くと雖も織田信長に亡ぼされたりと云ふ」と。

五、押越城

押越澁谷保之助家系に「祖先平将垣というもの正曆中武蔵国秩父荘司と為る。依て姓を秩父と称せり。平重繼に至り澁谷を分知し、澁谷荘司となる。是より姓を澁谷と改む。延文四年澁谷右馬允重元に至り、池田郡刑部少輔源頼忠に隨士す。文明中澁谷玄孝の末孫宗印といふもの大跡村戸倉九右衛門の城を奪ひ、大城村に在城す。然るに大跡城攻め落され宗印の弟太左衛門大塚村に在任せしにより同地に寓居す其後押越西寺明屋敷に居城を構ふ」とある。

六、室曆の治水に關すること

宝曆四年一月二十一日から宝曆五年六月朔日までの世に所謂室曆の治水工事に關して当時の津屋村の住人寺倉孫九郎の記録によれば継人馬渡船世話役の二の手として島田村仙九郎が勤めて居た事になつてゐる（仙九郎は庄屋であつたらしい）

丈量調べ收穫調べ改租など

明治七年であつた。今まで六尺二寸を以て一間と見なして地面を測量したのを今回六尺〇一分(又一説に六尺とも云う)を以て一間とし丈量をなす事になつた。

これによつて一反につき十九歩(一説に二十歩とも云う)増したそうであるが此丈量調べが濟むと收穫調べと云う事になつた。

県庁からは地祖改正係上田恭徳(大垣出身)部下天春文衛(三重県出身)を従えて色々調査した。夫れに「附屬」として多芸郡では柏淵裕次郎(後に大野の渋谷代衛が代つて「附屬」となつた)が任命され更に一小区毎に鑑定役が二人づつ出来た。鑑定役は「附屬」の部下で矢張り県庁の指令によつて任命されたのだが四大区第五小区(直江、押越、島田、五日市)では高田土屋礼四郎と五日市佐々木茂一とが任命せられた。其外に尙お各村では夫々調査係を置いて諸般の調査をさせたが島田村では千秋庄六郎と伊藤岩三郎との二人が其任に當つた。斯うした方法によつて收穫の調査が濟んだ、けれど此の事務は非常に忙わしかつたそうである。時に米一石の代価四円九拾五錢であつたので此の調査の結果の收穫高により地価か決定せられた。

七、高田三百年祭

明治三十五年四月二十三日高田町三百年祭が行われた、夫れは慶長六年十二月二十六日に田代神社が

遷座されてから滿三百年になるからの祭典である。夫れと共に其当時此遷座と前後して高田、島田、下高田の人々が水害をさけて大移住を試みたのであるから特に思い出が深いわけである、大層賑やかな三百年祭であつたと云われている。

石高調査

村別	年		村別	年		村別	年	
	代	別		代	別		代	別
島田	石高	二六〇四、〇〇〇	島田	石高	二六九六、六一六	島田	石高	二六九六、六一六
	領主	徳永左馬助		領主	小笠原主勝		領主	辻六郎左衛門 御代官所
押越	石高	七二八、八五〇	押越	石高	七二八、八五〇	押越	石高	七二八、八五〇
	領主	同右		領主	外二、六七〇		領主	同右
島江	石高	二五〇、〇〇〇	島江	石高	二五二、六〇〇	島江	石高	二五二、六〇〇
	領主	御藏人 石原清左衛門 代官		領主	外一四四、五一二 尾張大納言		領主	尾張

新除築造について

升橋、蒲原、丑塚境の新除は天保年間に築造されたものにして柏淵靜夫、伊藤逸衛等殆んど畢生の

努力を捧げて成功したものと聞く。

八、押越の花火

古老の口伝に依れば、明治以前（嘉永、安政、明治の初期）小花火が近郷に盛んであつて、特に押越の小花火は有名であつた。カラクリ物で「谷越へ」「山越へ」との名称にて、約二百米先より行われその技術は門外に秘められていたため現在尙不明である。当時八幡神社の大杉に於て行われた「大瀧」という花火の失敗で大杉が焼け現在の状態となつてしまつた。（落雷によるというのは誤りのようである。）

花火のため使用された「ヤギン」等は現在二、三保存せられるのみであり、当時の中島家その他の旧家が廃家となり資料の逸散したのはおしむべき事である。

押越は昔時郷族があつたのか現在、大門、城屋敷、馬場等の名称が残つてゐる、又東南より北に現在の如く發展した様である。花火の行われた当時は現在の伊藤広紀氏宅地は竹藪で尺から八寸の竹が茂り、伊藤確一氏宅の大櫨（現在なし）八幡神社の大杉など「ツルベ落シ」「狸」が出たとの事である。

九、墓地及火葬場

高田の墓地はもと五日市村東にあつたが寛保三年四月二十一日（西曆一七四三年）大墳と論が起きて其の河原論は次の様に裁許になつた。

美濃国多芸郡大墳村与同国同郡島田村河原論裁許之事。

大墳村訴え趣去る申八月洪水にて堤數ヶ所切候砌石高百石余之古田跡河原籠石並村内橋本地江集置き籠石島田村より取之又は竹木理不尽に伐採迷惑之段訴之島田村答之趣字御所之馬場中畑二十一步大墳村堤内江入込み夫れより当村高田町三味所へ見通し村境にて論所河原は川成荒地四百石餘の内、竹木籠石取り来ル旨答え、右論所難処ニ付御代官、辻六郎左衛門、小野左太夫両手代遣之令地改処、橋本之地、寛文之名寄牒、元祿之新開牒、橋本之宇載之、高田町より令出作並堤際竹改牒、大垣役人印形有之上は大墳地内に無紛。

雖然川成永荒町引牒無之證拠に難取用、並に堤内神明木陰畑、大墳高外藪畑の由申檢地牒、御所之馬場中畑二十一步の由、島田より作り来り年貢收納候上は大墳申す所難立。

高田町三味所と差し所、大墳よりの三味の由争之双方不分明、且神明木陰畑より三味所、夫より五番猿尾まが見通し高内川成跡之由、島田雖申之永荒畝引牒無之寛永年中、境目證文写にて箇所附無之不足取用、大墳より正保二年、島田押越両村借地證文を以て喰違堤補貸し置く旨雖申之右敷地、慶安二年、令色地処本証文紛失不相見に付返り証文取置く由、島田より争之に付、押越江尋ぬ処慶安二年より堤処、引ヶ方免定に裁り、寛文年中檢地牒に喰違之宇記有之、令返地堤附替り候儀、無紛、大墳より今更、本証文差出条難立、並牧田河原竹木植出し令新開水行に障り剩へ押越、土取場、妨に付享保五年多良笠松よりの見分之上証文出置き同七年又候障りにつき、牒し所杭打ち之証文渡置く処、地内之証拠に申

紛段旁大墳不場にて不相立論所は全牧田川通り河原に紛無之、今般評議の上境の事、大墳村より南は高田町景陽寺江、見通しの元録之裁評、絵図往還常朱引を用ひて島田村有来畑に賜ひ村境に相定め、東は神前堤外有来畑境より三味所へ見通し大墳村畑を限り夫れより享保年中に嚙示杭を境に相定め条、島田押越大墳三ヶ村堤普請の節、斗入無土石砂、関之自今猥新開植出所禁之、且大墳村堤内神明木陰畑二十一歩、元祿の絵図に島田の色分け無之高田町八十郎作り米年貢島田江納之上は御所の馬場、飛地之積り相定且三味所は大墳作り畑内たる上は向後島田より不可入無並に橋本之地所に於いて島田より猥りに竹木伐採条不届之至也。依之過料二十一貫文付之、裁許仍絵図面同墨引各加印形双方江下授条可為後鑑候也。

寛保三亥年閏四月二十一日

萩	木	水	神	神
伯	伊	对	若	志
耆	賀	馬	狹	摩

(以下略)

此の様な河原論裁判により高田の三味(墓地の事)は大墳の所有となつてしまつた、随分複雑な事情

の様でもあつたが要するに三味は大墳作り畑の内であるから今后島田村から立入つてはならない事となつた。

事の起りは元文五年の大洪水で堤が數カ所切れ收穫皆無の有様だつたので竹木など理不尽にとつたからと言うのである。

(附記) 元文五年の大洪水のため山年貢に苦しんで島田村は養老の瀧を失ひ(翌寛保元年)又薪伐採の事からこうして墓地を失つたのである。(翌々寛保三年)

此れより先押越村の中島彦左衛門と言う人が其の娘を島田村の中村九右衛門と言う人のもとへ嫁入りさせた時に中島は其の娘に「生きて再び生家へ歸る位なら此墓地に入れ」との意味を以て墓地用として地所若干を其の娘につけてやつたのである。この珍しい嫁入荷物に感じて中村家も其処を中村家の墓地としただけでなく其附近の人も追々此地所を墓地とする様になつて、此の時に當つて島田は旧來の墓地を失つた。そこで凡ての人々は遂に其の地所を墓地としたのである。この墓地が現今の高田の墓地であつて墓地の葬儀場にある石造の蓮台に明和四年(西曆一七六七)の文字が刻してあるのは寛保二年から僅か二十五年後なのにもう斯くの如き蓮台まが築造する様になつた事を示して居るのである。

明治初年頃までは土葬であつたが追々火葬となり大正十年(西曆一九二一年)に至り現在の煉瓦作りの火葬場が築造されたのであるが其の工費は三千五百円といわれている。

高田町には押越、烏江にも小墓地があるが此等三ヶ所の墓地へ一年間に送り込まれる死人は九十人内

外である。

尙此の外に旧墓地として井口北と蓮寺と川原毛とに各一箇所あつた、其の内川原毛の旧墓地は今もその面影を残しておりこの墓地は小笠原土佐守（高須城主西暦一六七〇年前後）から受誓寺へ賜つたものだと言ひ伝えられて居る。

宝暦十三年（西暦一七六三年）の指出帳に墓地四ヶ所とあるのは旧墓地三ヶ所と現在の墓地一ヶ所を示して居るのは明らかである。

一〇、高田騒動

明治二年十二月二十日の事、当時は明治維新后であり、王政は未だ一定しておらず、社会の秩序も未だ整つていなかつたのに乗じ郡内中部、南部の社会に対し不平をもつ、広幡村飯之木、養老村明徳の者達四、五名が発起となつて、近郷資産家の専横を応懲すると称して傘回文を以て意を同志に通じ、同夜九時頃梵鐘を乱打し、養老村石畑の野に集合、総勢三、四百人（数不確実）が貝を吹き、竹鎗、竹旗を持つて松明を点じ騒然として高田の町に向つた。暴徒は「此の拳に拳らざる者は何人を問わず其の住家を破壊すべし」と云い、午後十時島田に至り暴威を示し、翌十二月二十一日払曉高田河原に於て勢揃をなし先ず、伊藤健之助氏方の門を襲い転じて袋屋（柏淵延氏）桂屋（中村久次郎氏）其他土屋八十郎氏玉泉堂などを襲い疊、建具、衣類、什器等の家財をこぼち乱暴騒擾の極みをつくし中村、橋瓜、栗原、

室原、十六村等にまで狼籍を及ぼした。各暴徒はやがて押越八幡神社境内に集合した所を大垣より檢行隊百三十人、同心三人、目明し三人が来て之を挾撃しその九十人を捕縛し、島田村専念寺及び景陽寺の庭に收容し之を処分しさしも暴威を振つた騒動も全く鎮圧せられた。この騒動は実に郷土歴史に一汚点を印したものであるが暴徒の多くは小数の過激分子に煽動され徒に附和雷同して罪を犯し恥を後世に残したものであり、我等も之を聞くにつけ誤りのない様にしたものである。

一一、俳人及俳句

当町の俳人の伝記等は詳かではないが、一部の俳名及俳句を掲げて参考以供しよう。

遊ふ日のつつく始や初さくら	高田	鳥石
雲やいつこ蜂迄花のよしの山	押越	花友
催いゝ旅立朝や別れ霜	鳥江	迂江
笈士のすけなく見えつ山櫻	高田	噪雀
柏手の響に咲や福壽草	々	遊之
地にそはぬ下駄の響や寒の入	々	二畹
濁りにもならで増けり春の水	々	芸心
遠よそに琵琶の詠音や朧月	々	竹窓

生垣の茂りに遠き隣かな	レ	牧水
あつゝい息吹て暑さを凌ぎけり	レ	香風
雨雲の離れ際よし夏の月	レ	魯洲
星冴る夜を鳴あかさ千鳥かな	レ	鷺川

町制施行六十三年間年表

明治二十二年

市町村制の実施により町制施行、多芸郡島田村を、多芸郡高田町と改称（七、一）

久保田彦三郎町長に就任（七、一）

島田警察署を高田警察署と改称さる（八、一四）

烏江の明倫義校を、烏江尋常小学校と改称（一二、一）

明治二十三年

登記所を、大垣区裁判所高田出張所と改称（一一、一）

明治二十四年

小学校へ勅語御下賜（一、一三）

小学校を高田尋常高等小学校と改称（五、）

濃尾大地震災突発、死者八名、家屋全潰四四戸、半潰一二八戸、小学校々舎半潰（一〇、二八）

明治二十五年

小学校々舎狹隘を告げ、本校を伊藤健之助氏方に転ず（四月）

明治二十六年

小学校北舎（旧）新築さる（三月）

明治二十七年

烏江尋常小学校に高等科併置（五、一二）

明治二十八年

高田郵便局舎新築さる（一、一）

高田郵便局を高田郵便電信局と改称（三、二六）

小学校へ明治・昭憲両陛下御真影下賜（一二）

明治二十九年

金草堤防決潰、大洪水押起入水す

明治三十年

中村久次郎、町長就職に至る迄町長事務取扱者となる（四、一）

烏江村と、養老村の一部（押越）を合併する（四、一）

渋谷友三郎収入役事務取扱者となる（四、一）

多芸、上石津両郡を合せて養老郡と称し郡制を布く（四、一）

中村久次郎辞職に付久保田彦三郎町長事務取扱者となる（四、五）

町會議員選挙行わる（七、九）

当選者 第一級 中村久次郎 伊藤健之助 佐藤丈太郎 伊藤辰次郎 小野兵助 森川源一

第二級 柏淵 東 千秋康夫 早野 繁 渋谷保之助 小野甲悦 吹原勘平

森藤蔵収入役に就任、それに伴い渋谷友三郎収入役事務取扱消滅（七、三〇）

中村久次郎助役に就任（八、三一）

小学校組合学校となる（高田、養老、多芸）（九、一〇）

久保田彦三郎町長に就任（一〇、二九）

烏江小学校を廃止し、烏江に分教場を置く（一二、一二）

明治三十一年

地震あり（一〇、一三）

天理教會大江支教會養老布教所創立さる（一二、五）

町長久保田彦三郎退職（一〇、一八）酒井牧太、町長に就任（一一、一九）

明治三十二年

清水賢一収入役に就任（一、一六） 同収入役死亡（同、八） 近藤東収入役に就任（五、六）

伊藤健之助助役に就任（五、六）

町長酒井牧太退職（六、三〇）

横山鉾呂久町長に就任（一〇、七）

高田警察署庁舎新築され移転する（一一、二六）

金草堤防決潰入水す。

明治三十三年

町會議員半数改選（七、三〇）

当選若 第一級 中村久次郎 渋谷保之助 森島作左エ門

第二級 佐竹金作 吉田虎三郎 伊藤專藏

町長横山鉾呂久退職（一〇、一二） 米山登喜次郎町長代理者となる（一〇、三〇）

明治三十四年

助役伊藤健え助退職（三、三〇）

千秋康夫町長代理者となる（四、二）

千秋康夫町長に就任（八、二）

早野繁助役に就任（八、二）

栗田勝夫助役に就任（九、四）

収入役近藤東退職（一一、二五）

収入役就任に至る迄助役栗田勝夫にて収入役事務兼掌（一一、二六）

高田町出納検査規定設定

高田町役場印鑑簿整理手続設定

明治三十五年

助役早野繁退職（三、三一）

組合小学校を解除する（三、）

小学校、町立高田尋常小学校、町立高田高等小学校の二校となる（四、一）

栗本芳夫收入役に就任（八、一六）

高田町手数料徴收條例設定

明治三十六年

小学校二校より復旧して高田尋常高等小学校となる（四、一）

小学校南校舎落成（四、）

早野繁助役に就任（五、七）

町長千秋康夫退職（五、一六） 久保田彦三郎町長に就任（二二、七）

高田町商工会創立さる（五、） 青物市場創立さる（七、）

助役栗田勝夫退職（六、一五）

町會議員半数改選（七、九）

当選者 第一級 佐藤丈太郎 森川源一 杉田静一

第二級 早野 繁 白木 茂作 山田 良造

中町より出火類焼三戸（八、三） 私設消防組始めて設置さる

高田郵便電信局を高田郵便局と改称さる（一二、五）

烏江を除き各分教場廃止さる

明治三十七年

消防組が始めて出初式を行つた（一、五）

助役早野繁退職（三、三一） 柏淵郁三郎助役に就任（一〇、二六）

明治三十八年

町長久保田彦三郎退職（二、一七）

小学校尋常科に裁縫、唱歌の二科、高等科に英語を加設す

明治三十九年

強震あり（四、一二）

富川延太郎町長に就任（四、二七）

助役柏淵郁三郎退職（六、二二） 早野繁後任助役となる（八、九）

町會議員半数改選（七、三一）

当選者 第一級 柏淵 東 吉田虎三郎 千秋十三郎

第二級 中村久次郎 佐竹直太郎 柏淵郁三郎

高田町稅徵收規則設定

高田町稅及諸收入金督促徵收條例設定

明治四十年

高田町老人會創立せらる（一月）

高田町在郷軍人團を組織する（一〇、一一）

屠場を買收し町營屠場となす（一二、）

高田警察署演武場建築さる

高田町役場庶務規程設定

明治四十一年

蚕業講習所を創設さる

天理教教布所を宣教所と改称さる（一一、二七）

明治四十二年

高田町農業会創設さる（二、）

多芸輪中水害予防組合規約改正（三、三）

町會議員半数改選（七、九）

当選者 第一級 伊藤専藏 佐藤丈太郎 森川源一

第二級 早野 繁 渋谷来三 白木茂作

近江姉川流域を震源とする強震あり（八、一四）

高田町在郷軍人団を帝國在郷軍人會高田町分會と改稱

電話開通す

明治四十三年

町長富川延太郎退職（四、一五） 山田喜代治後任町長に就任（七、一）

小学校へ東宮殿下行啓（四、二二）

小学校へ殿下御真影奉載（四、二五）

小学校北舎大修繕を行う（八、）

養老郡常設家畜市場設立せらる（一二、）

明治四十四年

助役早野繁退職（三、三一） 千秋十三郎後任助役に就任（五、一六）

養老郡役所新築され新庁舎に移転（四、一）

蚕業講習所新築さる

役場を元壽量院へ移転する（七、二四）

収入役栗本芳夫退職（一二、二八） 伊藤喜市後任収入役となる（一二、二八）

明治四十五年 大正元年

助役千秋十三郎退職（三、三一） 柏淵郁三郎後任助役に就任（五、三）

町會議員選挙行わる（七、三〇）

当選者 第一級 佐竹重兵衛 森川源一 伊藤健之助 千秋十三郎 佐藤丈太郎 白木茂作

第二級 山口玄樹 中村源十郎 佐竹金作 吉田虎三郎 中村久次郎 柏淵 需

収入役伊藤喜市退職（九、三〇） 川瀬小左エ門収入役に就任（九、三〇） 同人退職（一二、二八）

西脇佐六後任収入役に就任（一二、二八）

大正二年

登記所を岐阜区裁判所高田出張所と改称（四、五）

助役柏淵郁三郎退職（四、二六）

養老鉄道開通、美濃高田停車場設置さる（七、三一）

大正三年

御踐祚記念として養老郡教育會の經營にかかる養老文庫設立さる（四、一）

町長山田喜代治退職（六、三〇） 神尾格後任町長に就任（七、二五）

収入役西脇佐六退職、中島兵治後任収入役となる（八、二〇）

高田町青年會創立さる（一二、九）

景陽寺に於て高田福田會發会す

高田町會計規定設定 高田町収入役身元保証に関する規程設定

佐竹直太郎助役に就任（五、一四）

大正四年

助役佐竹直太郎退職（三、二七） 佐藤丈太郎後任助役に就任す（五、七）

養老文庫を養老図書館と改称（四、一）

小学校に陛下御真影奉戴（一〇、二八）

高田町立高田農業商業裁縫補習學校設置

里道新設、堤防護岸工事等一四件施行さる

高田町罹災救助資金規程設定、高田町警備費積立規程

高田町立実業補習學校授業料徴收規程
大字高田樋管改築費積立金規程

養老郡高田町外三カ村隔離病舎組合設置さる（一一、九）

本町の米生産高七、三一石 麦類生産高一、〇四六石

大正五年

景陽寺に於て高田簡易幼稚園開園さる（四、）

町會議員選挙施行さる（七、三一）

当選者 第一級 千秋十三郎 佐竹重兵衛 佐藤丈太郎 森川源一 白木茂作 柏淵 需

第二級 山口玄樹 中村久次郎 吉田虎三郎 野村鋭一 吉田會太郎 川瀬小左エ門

皇后陛下の御影を小学校へ下賜せらる（一〇、二七）

堤防、道路修繕工事等十九件行わる

役場文書編纂分類に関する規程設定、町税賦課徴收規程発布

大正六年

児童文庫設置さる（一、三〇）

助役佐藤丈太郎退職（五、七） 森川源一助役に就任（六、二五）

堤防、道路修繕工事等二〇件施行さる

高田町費補助規程設定、高田町就学督励規程設定、区長及区長代理選挙行う

本年の米生産高五、三二七石 麦類生産高八九一石

登記所を大垣区裁判所高田出張所と改称（八、二七）

大正七年

町長神尾格退職により助役森川源一代理となる（七、二四）

高田町婦人会創立さる

米価暴騰により救済方法として時価より内米一升到付十銭、外米一升到付五銭を割引し、貧困者には一人に付内外米各二升を施米す。

県道養老街道改修並橋梁加設工事受負契約締結、このため臨時委員設置

戸数 九七〇戸 人口 四、一七二人となる。

大正八年

小学校創立記念祭盛大に挙行さる（三、一二） 助役森川源一退職（一二、四）

江崎鎗太郎町長事務管掌となる（一二、一三） 川口助太郎町長臨時代理者となる（一二、二三）

収入役中島兵治退職（九、二五） 加納盛一収入役となる（一一、一九） 同人退職（一二、一五）
本年度予算額七三、七一一円となる
警察署長官舎、郡長官舎等新築さる

大正九年

西脇貞三収入役に就任（六、二一）

高田地方改良協會創立さる（九、二八）

高田町洗心會發會す（一）（二、二二）

養老郡公會堂新築さる（一〇、二九）

報徳會組織せらる（一一、一）

第一回国勢調査施行さる（一〇、一）

郡公會堂建築費として一、五〇〇円寄附、大字高田町蓮寺の町有土地を公園地とする事に決定
江代米料請求訴訟に対し応訴する

高田町小学校給与規程、高田町医給与規程、高田小学校教員住宅料給与規程等設定
町會議員選挙施行せらる（七、三一）

当選者 第一級 佐藤丈太郎 森川源一 伊藤健之助 山口玄樹 小足敏夫 田中義一

第二級 柏淵 需 吉田虎三郎 伊藤喜市 中村久次郎 川瀬徳止 田中勘六

川口助太郎助役に就任（三、一）

大正十年

高田町処女會發會さる（二、一一）

高田町青年會を高田町青年団と改称す（三、一二）

劇場東雲座新築さる（一二、六）

高田史談社創立さる

郡公會堂附属建設費として二、五〇〇円寄附

火葬場新築さる当時使用料十一才以上一等八円二等五円三等三円

町會を招集するも出席議員半数に達せず、再度招集したるも出席議員四名のため四名にて町會を開いた事二回あり。

高田町手数料徴收條例、高田町諸收入督促手数料徴收條例等定む。

本年度予算額三九、一一一円となる。

大正十一年

小学校創立五十周年記念として青年団より小学校々門寄附さる（三、一二）

高田史談社より高田人物誌を刊行す（三、十二）

高田信用販売購買組合設立さる（八、二六）

衛生組合設立す（一〇、）

高田町少年団組織さる（一〇、八）

道野能邇町長に就任（八、二六）

江代米料請求訴訟に対する判決ありたるも控訴する。

樋管改築工事七件その他土木工事三件施行す。

火災共済組合創設せらる（七、五）

今年の米生産高 七、四四五石 麦類生産高 八二六石

大正十二年

高田図書館創設さる（三、一一）

郡制廃止さる（三、三一）

青年団より高田町誌出版さる（七、三〇）

江代米請求訴訟事件は名古屋控訴院にて大字烏江より支払ふべき旨判決あり

今年の米生産高 五、六六七石 麦生産高 七四七石

養老鉄道従来の蒸気機関車を電車に変更（五、）

本年中に於いて伝染病患者一七人発生

大正十三年

忠魂碑を北河原に建つ（三、一〇）

町會議員選挙行わる今年より級制廃止、有権者数七五二名（七、三〇）

当選者 野村見二 西脇秀作 田中義一 森川源一 野村鋭一 伊藤健爾

柏淵 需 木村宗兵衛 田中勘六 村上定吉 伊藤喜市 小足敏夫

皇太子殿下御成婚記念事業として三カ年継続事業として運動場を設置する事に決定

牧田川通護岸工事等施行さる

衆議員議院選挙執行

大正十四年

小学校の玄関を建築する事に決定

市場西道路、郡公會堂道路、城前芹田道路等新設さる

第二回国勢調査実施

大正十五年 昭和元年

高田簡易幼稚園閉園さる（三、）

小学校支関落成す

町長道野能邇退職（八、二五）

高田町青年訓練所設置、高田農商補習学校に併設さる

知事より町立屠場改築を命ぜられ請書提出す

農業倉庫建設貸金貸付のため高田産業組合へ二、〇〇〇円支出する

高田町大字高田墓地特別使用料徴収条例設定

昭和二年

森民重町長に就任（二、二六）

大字高田及烏江堤内に水利組合を組織す

小学校に顕微鏡を一台購入、

高田町特別税戸数割条例設定

屠場を改築するため臨時委員を設置する

昭和三年

岡本喜十郎翁記念碑を忠魂碑西に建つ（二、七）

藍田保育園開園す

鉄筋コンクリート造奉安庫を小学校に建築

牧田川及金草川改修に関し事態憂慮すべきものと認め町會の議決を経て内務大臣県知事に意見書提出
町會議員選挙行わる（七、三〇）

当選者 浅井文五郎 野村銳一 野村見二 渋谷有内 田中勘六 西脇秀作

近藤政次郎 小足敏夫 吉田虎三郎 伊藤喜市 西脇強一 木村宗兵衛

小学校にサイレンを設置する

城前及古宮地区に道路新設

助役川口助太郎死亡（一二・一〇）

昭和四年

津田吉右エ門助役に就任（三、五）

屠場改築期間延期申請書を提出する

紡績工場誘致に関する件を町會にて決定

高田町役場庁舎建築費積立金規程設定

本年度の予算額 五五、一〇三円 戸数 九九六戸 人口 四、八〇一人となる。

昭和五年

樂地地内樋管改築工事竣功

第三回国勢調査実施

高田町納税奨励規程、高田町道路占用規程等設定

本年産米 六、〇五八石 麦類 八六三石

昭和六年

烏江分教場廢止さる(三、)

町長専決処分規程設定

昭和七年

町會議員選舉行わる(七、三〇)

当選者 浅井文五郎 川瀬亮一 渋谷有内 田中勘六 木村宗兵衛 小足敏夫

西脇秀作 野村見二 伊藤多蔵 小野弥太野 川口多吉 栗田勇二

墓地拡張のため土地買収、蓮寺地内墓地廢止、井口北内墓地移転す

屠場敷地として多芸村地内の土地買収
耕地改良事業施行

昭和八年

高田消防組組織変更

ガンリンポンプ二十五馬力一台購入

丑墳樋管改修工事竣工

高田町管理堤塘及溝梁占用徴收規則、高田町火葬場使用料徴收条例等設定

昭和九年

町長森民重死亡（四、九） 石原敏雄後任町長となる（六、一）

町立屠場財産を多芸村へ譲渡

花柳病予防代用診療所設置

小学校へ二宮尊徳翁銅像を職員、児童が寄附、これが築造工事一式を山田良造寄付

少年保護プール公会堂南に新設

小学校に東宮殿下御降誕記念児童文庫を設置

町、北浦地内町村道伏越及舗装工事竣功、押越地内村道新設

昭和十年

高田町農商青年学校設置、高田実業補習学校並青年訓練所廃止さる

元郡役所前道路改修工事竣功、県道垂井高田線道路改良工事竣功

第四回国勢調査実施

高田町花柳病予防代用診療費徴收規程設定

昭和十一年

町会議員選挙行わる（七、三〇）

当選者 佐藤一郎 小足敏雄 浅井文五郎 野村見二 渋谷有内 栗田勇二

川瀬徳正 川瀬清吉 川瀬亮一 木村宗兵衛 伊藤多蔵 田中勘六

小学校に映写機及其の附属品を購入

役場庁舎敷地として町南地内の土地買収をする

衆議員選挙執行

昭和十二年

助役津田吉右エ門死亡（六、二〇） 西脇貞三後任助役となる（七、二七）

収入役西脇貞三助役となつたため小寺勇男収入役となる（七、二七）

支那事變勃発（七、七）

三月、五月節句飾人形を山田良造小学校へ寄付

高田消防組組織変更

押越地内町村道馬場線改築工事竣工

支那事變關係町税特別戸数割賦課徴收特別条例設定

昭和十三年

本年度予算額 四九、五三七円となる

大字高田町南地内道路拡張工事竣工

本年の米生産高 四、八二一石 大麦 四六五石 小麦 四〇九石

昭和十四年

町長石原敏雄退職（九、五） 佐藤一郎後任町長となる（一〇、一四）

烏江巡查駐在所廃止となりたるにより防空監視哨として高田警察署に提供

高田町警防団を設置する（四、一）

臨時国勢調査実施（八、一）

県會議員選挙執行さる（九、二五）

昭和十五年

国民徴用令公布さる

町會議員選挙行わる

当選者 谷川久之助 西脇強一 竹内春吉 浅井文五郎 野村見二 栗田勇二

渋谷有内 伊藤多蔵 小足敏雄 田中勘六 川瀬亮一 川瀬清吉

紀元二六〇〇年奉祝式執行（二、一〇）及記念事業として小学校北舎建築計画を樹立する

第五回国勢調査実施（一〇、一）

押越字神明外三宮地内灌漑用発動機及ポンプ果費補助を受け講入す

高田町税芸妓税附加税賦課徴収に関する暫行条例、高田町税賦課徴収条件等設定

助役西脇貞三退職（一〇、二二）

昭和十六年

樋口幸一助役に就任（三、一）

小学校へプラスバンド一式藍田同志会より寄付（五、）

小学校を国民学校と改称す（四、一）

奉仕委員を方面委員と改む

小学校々舎を改築す

防空用サイレン設置

高田実科女学校設置に決す

米穀増産施設耕地事業工事施行

高田町教育後援会設立さる（七、）

昭和十七年

七月下旬より八月下旬に渉る約一カ月間、近來稀に見る早魃あり農作物に被害を生じたので発動機を借入町全域に灌漑揚水を実施す。

高田橋の一部修繕工事竣功す（八、）

本年度予算額 一五四、四二八円となる

戸数 一、〇八〇戸 人口 四、六七〇人となる

鉄銅製品の供出実施さる（三、）

衆議院選挙執行（四、三〇）

昭和十八年

烏江排水機新設さる

美津濃養老航空機工場新築さる

城前地内に道路新設す

高田町分担金徴収条例、烏江農業水利委員規程等設定

昭和十九年

高田町外五カ村組合青年学校設置さる

高田町農商青年学校、高田実科女学校廢止す

養老郡国体事務所跡に南濃地方事務所設置さる(四、)

地震あり(一二、七)

昭和二十年

大東亜戰終戦となる(八、一五)

高田町花柳病代用診療所廢止

本年度予算額 一四五、二八四円

人口調査実数 戸数 一、五二七戸 人口 六、八七〇人

昭和二十一年

町長佐藤一郎退職(四、)

大地震あり(一二、二二)

昭和二十二年

山田良造公選により町長に当選(四、五)

助役樋口幸一退職(五、三) 後任助役に小寺勇男就任(六、二)

収入役小寺勇男助役となつたため古川壽郎収入役となる(六、二)

町会議員選挙行わる定員二十二名となる(四、三〇)

当選者 木村治一 伊藤真一 平井勇太郎 佐藤利一 浅野捨吉 伊藤確一

田中修一 柏淵 節 日比治一 高木孫三郎 伊藤正則 渋谷保之

水谷金二 田中勘太郎 伊藤與八 浅井文五郎 川島憲一 千秋功治

小野策太郎 西脇強一 太田 要 野村見二

警防団を消防団と改称す

景陽寺慈光保育園開園す(五、五)

臨時国勢調査実施さる 戸数 一、四一三戸 人口 六、三七四人(一〇、一)

昭和二十三年

中村清助役に就任し助役二名となる(二、一)

高田町警察署設置(二、)

小学校校舎の一部を中学校へ譲渡

組合立高田女子高等学校設置

養老税務署新庁舎落成(一二、一五)

常住人口調査実施(七、一)

昭和二十四年

専念寺保育園開園す(四、八)

高田町警察署庁舎新築さる

公民館の開館式を挙ぐ(九、五)

昭和二十五年

失業対策事業を開始する

本町に都市計画法を適用さる

県立南濃保健所庁舎新築さる(九、一一)

高田町軟式野球連盟発会す（一一、三）

文化会館誕生す（九、一）

公民館を元藍田保育園へ移し移館式を行う（一一、三）

一九五〇年世界農業センサス実施（二、一）

昭和二十六年

高田劇場新築さる（一、）

山田良造町長に再選さる（四、二三）

町会議員選挙行わる（四、三〇）

当選者 久保田新治 栗本 雄 佐藤賢一 平井勇太郎 太田 要 日比野光夫

近藤正光 小野秀樹 佐藤利一 田中重吉 日比政治郎 中川孫八

吉田政治 浅野捨吉 山口玄樹 大橋啓資 日比寛一 川瀬善一

樋口重雄 杉浦一雄 中村武男 伊藤与八

高田町警察署住民投票の結果廃止さる（九、三〇）

役場庁舎を元高田町警察署庁舎へ移転する（一二、二〇）

消防団に自動車ポンプ一台購入す

商工会主催により躍進高田共進会開催さる（一二、九、一〇、一一）
高田町軟式野球連盟、高田町体育連盟と改称さる（六、一）
生活保護法事務町長より知事に移管さる（一〇、一）

昭和二十七年

役場庁舎の改増築工事竣功落成式を挙ぐ（三、二八）

高田町未亡人会結成さる（二、一七）

住民登録を行う（七、一）

成人学級を公民館にて始めて開設する（八、五―九、一二）

衆議院議員選挙執行す（一〇、一）

教育委員選挙執行（一〇、五）

当選者（無投票にて）津田 梨 山口イツ 日比野清一 渋谷保之

教育委員会新発足す（一一、一）

養老地区警察署養老街道東に新築さる（五、三〇）

昭和二十八年

教育長に栗本雄就任（四、一）

衆議院議員選挙執行^四(四、一九)

参議院議員選挙執行^四(四、二四)

台風十三号が当地方を襲い六〇年来の大出水となり、当町内にて堤防決潰六カ所、家屋の浸水七〇〇戸、橋梁の流失高田橋等七カ所、道路の決潰十一カ所、田畑の被害、冠水二一八町歩、流失埋没七町五反以上という未曾有の損害を蒙つた(九、二五)

多芸輪中議員改選(一一、四)

青年学級開始(一二、二二)

あごがき

「たか田」編纂委員

(五十音順)

この「たか田」を出版するに際し町議会側を始め、町民各位の多大なる御配意を煩わしましたことを心から深甚なる謝意を表します。

栗本雄	佐藤利一	西脇辰男	早野けい	日比寛一	樋口重雄	日比野光夫	山比野光	吉田敬二
安藤稔	石川七吾	伊藤核三	上田正行	大久保源吾	桂川久次郎	川瀬敏子		

昭和二十九年十月十五日 印刷
昭和二十九年十一月一日 発行

編纂兼
発行者 「たか田」編纂委員会

発行所 岐阜県養老郡高田町
高田町公民館

印刷者 岐阜県岐阜市長良福光二〇七〇
上林武男

相變らず

御引立の程をお願いします

養老郡高田町

呉服
太物
洋服



眞田呉服店

眞田源一

電話二五七番

高田町

産婦人科

内科

小児科

石原医院

(電.108)

(入院応需)

石原

敏

養老山麓

旅館



高田町



元 賣 發 可 巴

元
祖

店 理 代 濃 西 鎌 印 麟 キ

年 八 正 大 業 創



店 物 金 伊 金

番 73 電 話 町 大 和 高 田

ク
ス
リ
の

御
用
な
ら

養
老
郡
高
田
町

今
日
比
藥
局

電
話
二
五
三
番

銘菓
盛花
生花

肥田商店

高田町西東洋町

酒
清

電話二四二一

マニラロープ
マニラトワイン
綿ロープ
ワイヤロープ
その他ロープ各種
製造販売

株式
会社

日比野製綱所

社長 日比野清一

養老郡高田町烏江

電話 笠郷 一二番

吾妻寮

高田東町

田口富美子
電話 二五八番

岐阜県養老郡高田町

味噌溜醸造業

株式
会社

島津屋醬油店

代表者 大橋亮三

電話 五〇番

吳服
嫁入
衣裳
服地

養老郡高田町

薩摩屋吳服店

電話四〇番

陶器商

養老郡高田町

吉田商店

青果物

養老郡高田町

乾物

八百貫商店

各食料品

何でも揃ふ

油勘

百貨店

近鉄養老線烏江駅前

運輸
百般

日本通運烏江營業所

所長 川瀬 正一

電話 高田十二番

高田町烏江

野々垣理髮店

ツバメ号 烏江

ノーリツ号 店

サンキユー号 約

セキネ自転車 特

マグネツト号

高木

自転車店

建具 高田町栄町

唐紙 川合建具店

戸棚

指増

養老郡高田町

日用品雜貨

なへ又商店

電話 二三三番

養老郡高田町中町

菓子糖
菓商

勝田製菓

電話 二〇三番

高田町大和町

牛馬豚肉卸
洋食料品

大橋精肉店

電話 高田六二

ネオン管工事設計請負
電灯動力工事請負
電灯照明器具販賣

水野電気商会

水野 正輝

岐阜県養老郡高田町城前町
電話 二〇九番

中部ナシヨナルラジオ月賦販賣株式会社代行店
日本コロムビア特約店
オンキョウラジオ特約店
ゼネラルラジオ連鎖店

早崎ラジオ店

高田町城前町

電話二五九番

養老郡高田町永和町

注文製疊
既製疊
敷表敷

大橋製疊所

大橋達氣

肉
と

洋食材料は

水野精肉店へ

高田 専念寺 東角
電話 高田 二十九番

手打うどん

井物一切

中華そば

伊勢屋

美濃 高田
電話 一一一番

車輪と農具修理販売

車一製作所

高田城前町
安田一市

料理 仕出し

丹羽幸

養老郡高田町
電話一四一番

和洋料理

杉乃家

高田町役場南
電二〇六番

製材木工
ベニヤ
製網機
諸機械
製作並修理
モートル卷替

合資
会社

岡田機械製作所

代表社員

岡田留吉
高田町栄町
電話 高田局六二番

度量衡
雜貨

大俵屋

早野保本

スキーマリヤス

岐阜県養老郡高田町銀座通

菊鶴足袋

特約店

KK ウデヤ百貨店

シルバ製品

帽子服地各種

電話 一三一 一番

岐阜県養老郡高田町銀座通り

金硝子物
乳母車

長

内田長治商店

電話 三二 一番

毎日新聞専売所

川瀬新聞舗

川瀬亮一
電話(高田)三七番

資生堂
マックスフアクター
チェーンストア

小間物・化粧品・雑貨

資生堂
合資会社
山六商店

岐阜県養老郡高田町
電話 一六八番

材木並製材
土木建築請負
製箱業

岐阜県養老郡高田町



合名
会社

久保寺商店

代表社員 久保寺健之助

電話（高田）

一五〇二

御料理

ま
し
も
り

養老郡高田町
電話二〇二番

御料理

喜
樂

養老山麓高田町
電話三四番

肥料

紫雲英

鯉節

雜穀

養老郡高田町



伊勢長商店

電話 四四番

大橋農機商店

養老郡高田町
大橋英一

くすりは
川藤
谷口
薬店

専念寺前

電話 二六九番へ

桐材
履物
製造

今川屋履物店

今川正夫

岐阜県養老郡高田東洋町角

日用品

雜貨

大福屋

高田町銀座通り

岐阜県養老郡高田町

山幡薬局

電話高田二五二番

萬洗張り

湯のし

玄みぬき

クリー

ニング

張傳

高田町南町

野鍛治

鍛治音商店

高田町南町

養老郡高田町中町

金物

荒物

壽屋

ワールドパーマ
美容化粧術
美容化粧術

國際美容室

高田町

正しき整髪

パイン

高田中町

和洋菓子
卸小売

古川商店

高田町東洋町
電話高田一七六番

自動車タイヤ

販賣修理

帝國タイヤ

ゴム車部品

養老郡高田町
新嘉儀治

スキー毛糸
ビクター毛糸
ダイヤモンド毛糸
カネポーター毛糸
サイン毛糸

特約店

岐阜県養老郡高田町西町

吉田毛糸

セーター商會

吉田巴之

FLUX

テラ
レジ
ビオ
電気洗濯機

渡邊ラジオ店

ナショナル・シャープ・ゼネラル・サンヨー・テン
三菱各メーカー製品
何でも揃って安いと評判の

高田町西町 電話二七八番

フラックス印

ラジオ用小型變壓器類製造
通信機

渡邊トランス製作所

高田町大正町 電話二七八番

近畿日本鐵道線美濃高田駅前

日本通運株式會社大垣支店

美濃高田營業所

電話 高田。三十一番

味噌溜醸造業

龜屋商店

養老郡高田町
後藤伊三郎

岐阜県養老郡高田東町

皮靴各種
運動靴
紳士用靴
註文靴
一切靴
ゴム靴
専門

村上製靴店

呉服ト服地

高田町銀座通り

嫁入衣裳

山喜呉服店

主婦ノ友浴衣
菊鶴足袋
特約店

電話二五〇番

衣料の事ならなんでも揃う

澁谷百貨店

電話 高田二三番

養老郡高田町

呉服洋品
嫁入衣裳

森田屋呉服店

電話 高田五四番

酒類小売販売店

日本酒の 烏江
洋酒の
ビール

大橋酒 店

建築用竹材

養老郡高田町烏江

名種銘竹
竹刀製造
附属一式

大橋今右衛門商店

大橋正一

養老郡高田町

青果物
各食料品

八百謹商店

養老郡高田町

陶器
ガラス板
額椽

都屋商店

吉田武一

公 認

瑩光高等洋裁学院

学 院 長

大 橋 寿 美 子

電 話 一 一 六 番

晝間部

速成科、本科、研究科、
師範科、編物科、

夜間部

研究科

教授内容

洋裁理論、製図、裁断、裁
縫、実習一式、毛糸編物、
手芸、色彩学 茶華道 そ
の他

入学期

四月、十月

創立

昭和二十一年十月

御料理
御支度

橋本屋

養老線烏江駅南

内外木材
並に製材

高木材木店

高田町烏江
高木信一

土木建築請負

久保田組

久保田新治

養老町高田
電(呼)五九番

山谷理髮舖

大和町

御貸席
靜かて氣輕な

小料理
東洋

養老山麓 高田町

慶佛事用御引菓子
金蝶園饅頭

金蝶園分店

高田大和町
電話一七七番

鯉節
御茶
鈴木林吉

養老郡高田町
電話一六六番

淺井縫製工場

高田町烏江

淺井嘉助

水谷武夫

養老郡高田町揮越
電話 一六五番

水 魚
鮮 魚

魚 柱 商 店

高田町大和町

電 話 三 五 番

勞働省許可

高田藝妓就勞幹旋所

所長

伊 藤 義 次

養老郡高田町 (電話二七五番)

蔬 菜 ・ 果 実

高 青果市場

電 話 2 2 2 番

建 土 道 骨 書

物 地 具 董 畫



吉 久 商 店

電 話 2 2 2 番

岐 阜 県 養 老 郡 高 田 町 高 田

竹 内 春 吉

司 法 書 士
行 政 書 士
土 地 家 屋
調 査 士

大 阪 住 友 火 災 保 險 株 式 会 社 代 理 店

電 話 三 八 番

ブ ル ド ッ ク 印
ワ イ シ ャ ツ
カ ッ タ ー
附 属 品

大 橋 ワ イ シ ャ ツ 専 門 店

高 田 町 役 場 ト ナ リ

製 製

麵 粉

稻 葉 製 粉 所

稻 葉 時 男

電 話 三 〇 五 番

販 酒

売 類

土 屋 八 十 郎 酒 店

代 表 者

田 中 末 松

電 話 二 七 二 番

名物 最中

養老郡高田町劇場通

煉 羊 羹

長崎カステーラ

生 菓 子

原 泉 堂

嫁入道具一式

養老郡高田町

和洋家具

鎌 倉 屋

佛壇佛具

高田劇場南

創立 明治十一年

御引立は



大垣共立銀行高田支店

電話 高田 一七番

郷土の銀行

頭取 土屋義雄

皆様の金庫

支店長 高木通行

織機用ピツカー及附屬革製作

岐阜県養老郡高田町高田四貳七番地の壹

株式
会社

東海ピツカー製作所

昼間専用電話 高田四三番

岐 阜 県 美 濃 高 田 町

和洋御菓子
金蝶園饅頭
①金のパン

合資
会社

金蝶園本舗

代表社員

伊 藥 富 義

電 話 三 九 番

嫁入道具
化粧品、小間物

かつらや

高田西町

タンス
洋家具

製造販売

田中タンス店

高田郵便局西

他店の追従を許さぬ

木村理容院

客待順番の段取は電話で

TEL 高田 230 番

皆様の調髪所

驛前理髪店

養老郡高田町東洋町

創業 明治三十年

時計
眼鏡
商
貴金屬

日比時計店

岐阜県養老郡高田町西町

当主 日比耕一

綿

打ち
直し

電話 高田二〇四番



たばこ食料品
豆 腐 あ げ
製造卸小売

佐藤賢一商店

高田町島田

主要食糧甲登録店

米 麦

雜 穀 卸小売

飼 料

大橋米穀店

電話高田二六八番

毛皮製造加工

吉田毛皮工場

吉田武

岐阜県養老郡高田町城前町
電話長一四四番

高田町

内科 吉田醫院

電 五 五 番

入院室 レントゲン

高級

既製洋服
注文洋服
オーダー

茂森洋服専門店

養老郡高田町永和町

マニラロープの事なら

永年の歴史と

斬新なる近代設備

最近の技術を誇る

養老製綱で

養老郡高田町烏江駅前

養老製綱所

杉田十郎

內科
小兒科
放射線科

近藤醫院

院主 近藤正己

養老郡高田町烏江
電話 三百七番

親
切
本
位
の



土木建築請負業

中
辰
組

中
村
平
吉

新
築・修
理
一式
土工コンクリート工事



美津濃株式會社養老工場

岐阜県養老郡高田町

製作品目

運動具

バット・ラケット・ゴルフ・スキー・卓球台・槍・ボール・跳箱・その他木製品

車輛部品

ドア・鍍戸・窓枠・背摺枠・天井面・その他木製部品

本社

大阪工場

東京支店

電話 (高田) 一三〇番・一四〇番

大阪市東区大川町二五 (淀屋橋)

電話 北浜代表 〇五七一・五六三五・七一三二

大阪市福島区鷺洲本通二丁目

電話 福島 〇三四五八・四〇四七・四〇四八

東京都千代田区神田小川町三ノ一

電話 東京 二九局 代表 七六八一

高級紳士靴・婦人靴・ブツク靴 販賣修繕

靴
かばんとの
の
銀座
座
堂

高田銀座通り

高木勉

